
伊万里市第 6 次高齢者福祉計画及び 第 9 期介護保険事業計画

令和 6 年度～令和 8 年度

令和 6 年 3 月

伊万里市

はじめに



介護保険制度は、平成12年4月に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設され、その時々の高齢者を取り巻く社会環境の変化に応じながら、23年の歳月を経て市民に浸透し、社会保障制度の柱として定着してきました。

人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が21%を超える社会を「超高齢社会」といいますが、我が国の高齢化率は令和5年には29.1%と過去最高を更新し、本市におきましても33.3%と、実に市民の3人に一人が高齢者ということです。これは予想を上回る速さで高齢化が進んでいる状況です。

このような中で、高齢化率がピークを迎える2040年を見据えて、本市の人口動態や介護ニーズを適切に捉えた介護サービスの基盤整備をはじめ、制度・分野の枠組や支える側、支えられる側という関係を超えた介護予防や日常生活支援の取組が重要となってまいります。

このたび策定しました、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第6次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画は、前期計画に引き続き、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援を包括的に確保し、切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努め、市民、団体、事業者等と連携・協働し、介護保険制度や高齢者福祉を充実させ、地域共生社会の実現を目指す施策を展開することとしています。

本計画に定めた「安心で健やかな暮らしづくり」の基本理念の実現に向け、全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

最後に、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見並びにご議論いただきました「高齢者福祉計画等策定委員会」の委員の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

伊万里市長 深浦弘信

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 日常生活圏域の設定	4
第2章 伊万里市の高齢者を取り巻く現状	5
1. 人口の推移	5
2. 高齢化率の推移（国・県との比較）	5
3. 世帯の状況と推移	6
4. 第1号被保険者数と認定者数の状況	7
5. サービスの利用状況	9
6. 各種調査結果の概要	14
第3章 第8期計画の振り返り	24
基本目標1 いきいきと元気に暮らす地域づくり	24
基本目標2 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり	25
基本目標3 介護保険制度の円滑な運営	28
第4章 高齢者の将来推計	29
1. 人口の将来推計	29
2. 要介護（要支援）認定者数の見込み	31
第5章 高齢者施策の将来ビジョン	33
1. 伊万里市の目指す高齢社会像	33
2. 基本理念	33
3. 基本方針	33
4. 施策体系	34
第6章 高齢者福祉施策の推進	36
基本目標1 いきいきと元気に暮らす地域づくり	36
■主要施策1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	36
■主要施策2 高齢福祉サービスの充実	38
基本目標2 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり	40
■主要施策3 地域包括ケアシステムの構築	40
■主要施策4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進	47
■主要施策5 介護予防・生活支援の推進	52
基本目標3 介護保険制度の円滑な運営	55
■主要施策6 介護サービスの充実	55
■主要施策7 介護サービスの運営の強化	58

第7章 介護保険事業の推進.....	60
1. 介護サービス基盤の計画的な整備	60
2. サービス利用者数の推計	62
3. サービス別事業量の推計	64
4. 紙付費の見込み	90
5. 第1号被保険者の介護保険料	92
第8章 計画の推進のために.....	100
1. 計画の推進方策	100
2. 計画の進行管理	100
資料編	102
1. 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱	102
2. 伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会 委員名簿	103
3. 計画の策定経緯	104
4. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（独自調査項目）	105

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

令和5（2023）年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上人口は令和4（2022）年10月1日現在、3,624万人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっています。

目前に迫っている令和7（2025）年には、我が国ではいわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。そして高齢者の5人に1人が認知症となり、その数は700万人に達すると言われています。さらに、その先の令和22（2040）年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化率の上昇に加えて、生産年齢人口が急速に減少することが予測されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや介護の担い手不足の更なる深刻化が見込まれています。

このような状況が見込まれる中で、高齢者の役割は大きく変化しています。

地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人ひとりの健康の維持増進・社会参加や介護予防の推進がより重要となります。

そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題であり、令和22（2040）年までの長期的な視点を踏まえて「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが求められています。

本市では、令和2（2020）年度に「伊万里市第5次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「安心で健やかな暮らしづくり」を基本理念とし、「すべての市民が安心して暮らすことができ、市民一人ひとりが高齢であっても、障がいがあっても、お互いの人権を尊重しあい、ひとしく健やかで、生きている実感や喜びを享受できる社会の実現」を目指し、様々な取組を推進してきました。

令和22（2040）年に向けて、生産年齢人口が急速に減少し85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中、国からは、第9期介護保険事業計画の策定においても引き続き令和7（2025）年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されました。

前計画の期間が令和5（2023）年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「伊万里市第6次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、高齢者福祉の増進を図るための計画です。

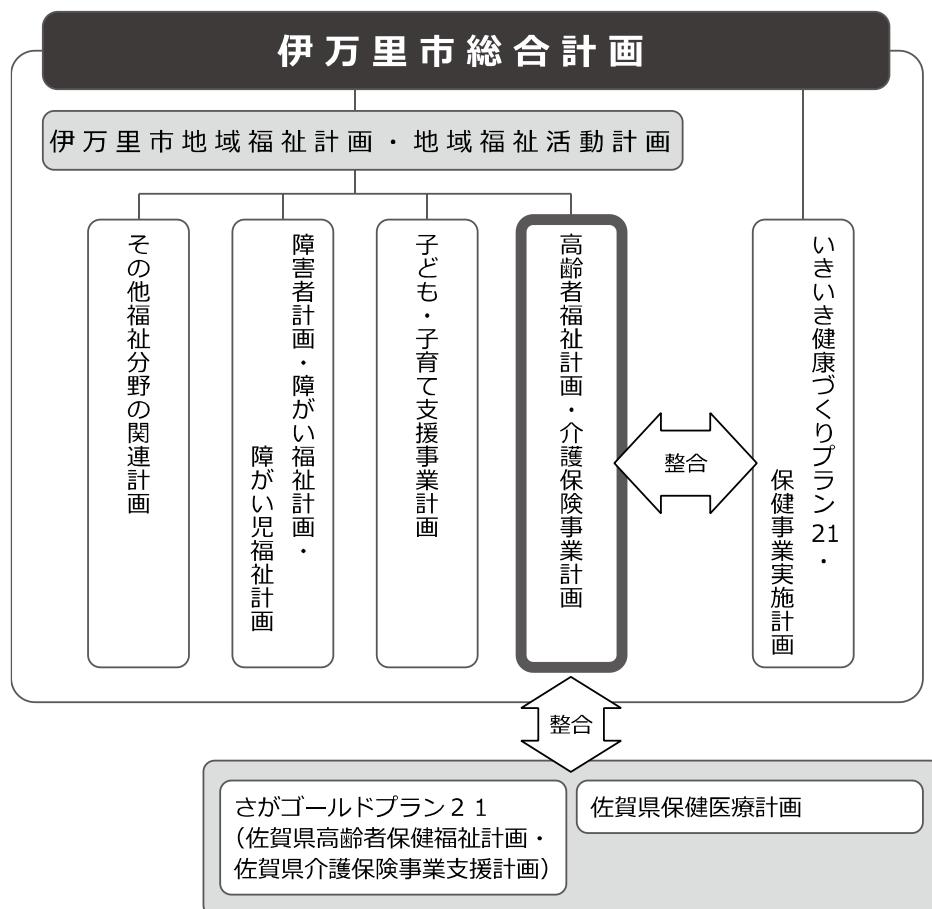
介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。そのため、本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉事業と介護保険法に基づく介護保険事業の円環な運営を図るために一体的に策定します。

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
高齢者福祉計画	老人福祉法 第20条の8	・すべての高齢者	高齢者福祉事業全般に関する計画
介護保険事業計画	介護保険法 第117条	・要介護高齢者 ・要支援高齢者 ・要介護・要支援となるリスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

両計画の見直しにあたっては、国の定める指針を踏まえ、佐賀県の「さがゴールドプラン21」等の関連計画との整合を図るとともに、本市における最上位計画である「伊万里市総合計画」や福祉分野の上位計画である「伊万里市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他「伊万里市障害者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの市の各種関連計画との整合を図ります。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とし、令和22（2040）年までの長期的な動向を見据え、前計画策定時に国の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステムの深化・推進」のための目標や具体的な施策を踏まえて策定します。

【計画の期間】



4. 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域設定の趣旨

市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して区域を定めたものが、日常生活圏域です。

(2) 日常生活圏域の意義

市町村は、日常生活圏域を設定することにより、介護サービス提供施設の適正かつ計画的な整備を図るため、圏域ごとの介護サービス必要量を見込み、サービスが不足している圏域の施設整備を促進し、必要量を満たしている圏域には新たな施設の指定を行わないことができます。

(3) 地域包括支援センターとの関連

地域包括支援センターの対象圏域の設定（設置数）は、日常生活圏域との整合性を図る必要があります。

(4) 日常生活圏域設定に対する伊万里市の現状

日常生活圏域の設定が始まった第3期介護保険事業計画から現在に至るまで、本市は市域全域を1つの日常生活圏域としています。市内のグループホームの配置についても、1圏域を前提に施設整備を行っています。また、市内に5つある在宅介護支援センターと直営の地域包括支援センターの協力体制が確立しています。日常生活圏域を分けた場合、圏域数と地域包括支援センターの配置の整合性を図る必要がありますが、人員や財源の確保など難しい状況です。

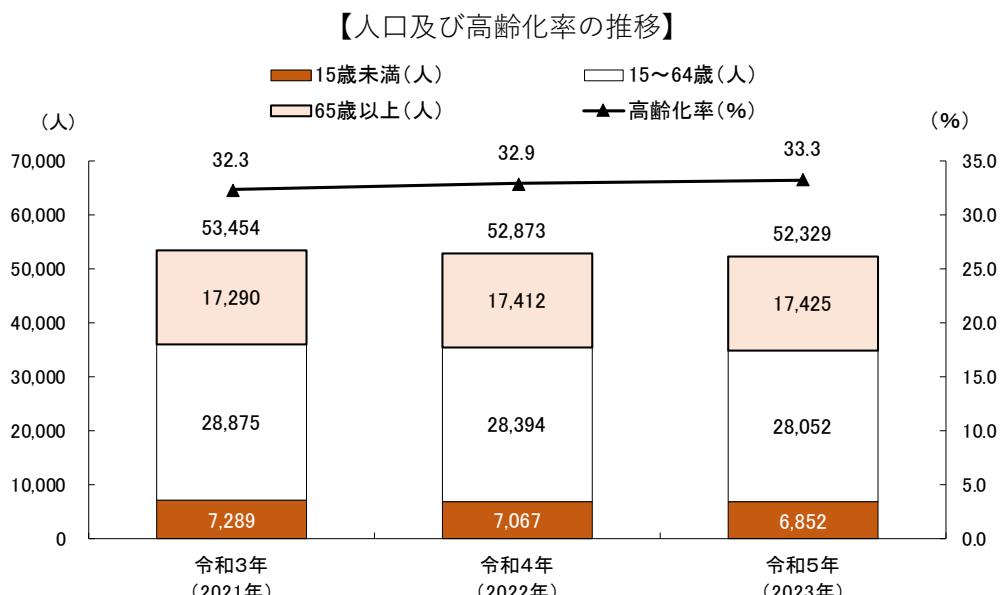
(5) 本計画における伊万里市の圏域設定

本市では、前述の状況を踏まえ、本計画においても市域全体を1つの日常生活圏域とします。

第2章 伊万里市の高齢者を取り巻く現状

1. 人口の推移

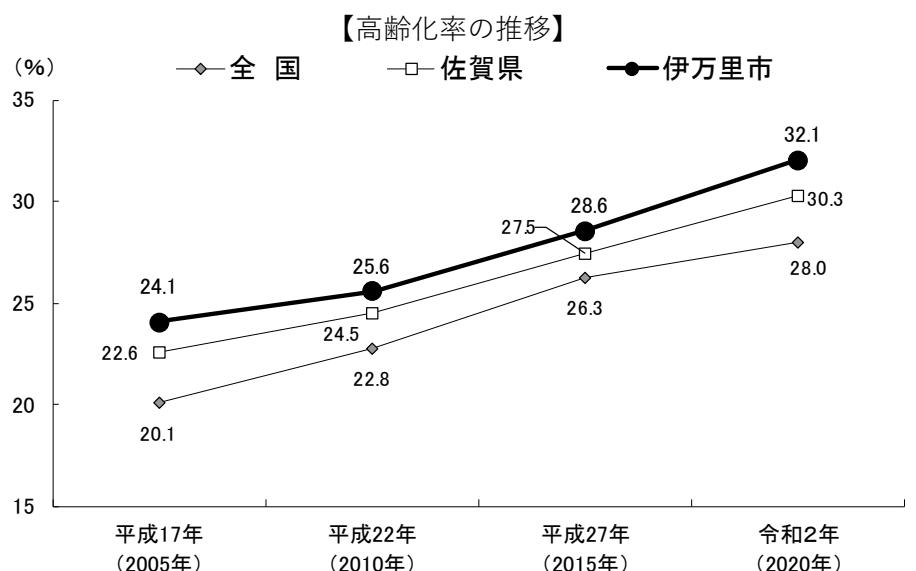
本市の人口は令和5（2023）年10月1日時点で52,329人であり、そのうち65歳以上が17,425人、高齢化率は33.3%となっています。



2. 高齢化率の推移（国・県との比較）

本市の高齢化率は、国、県と比較すると一貫して高く推移しています。

令和2年は、全国（28.0%）と比較して4.1ポイント、県（30.3%）と比較して1.8ポイント高い状況です。



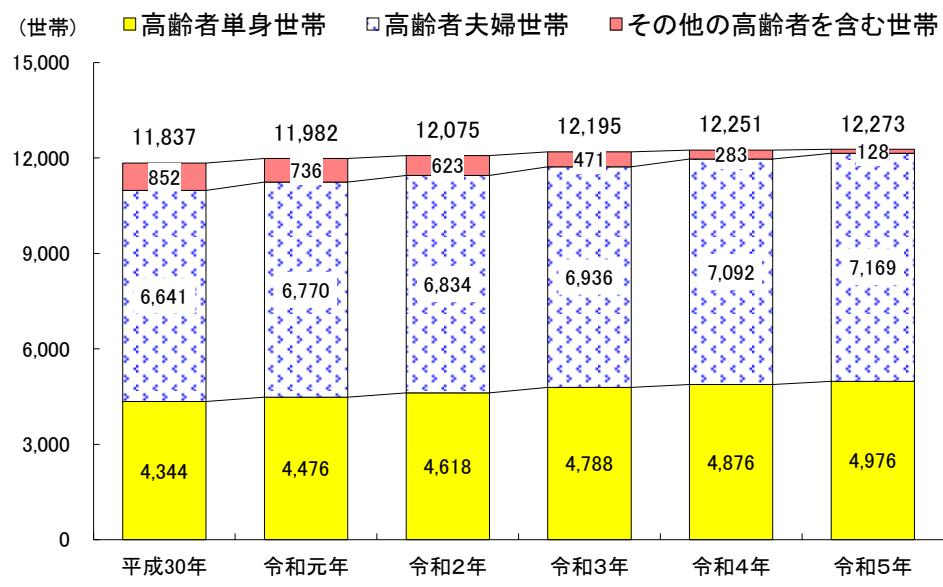
3. 世帯の状況と推移

高齢者のいる世帯数は、平成30（2018）年以降、継続して増加を続けています。

高齢者のいる世帯の構成比の推移をみると、高齢者の単身世帯数、高齢者夫婦世帯数ともに増加を続けています。

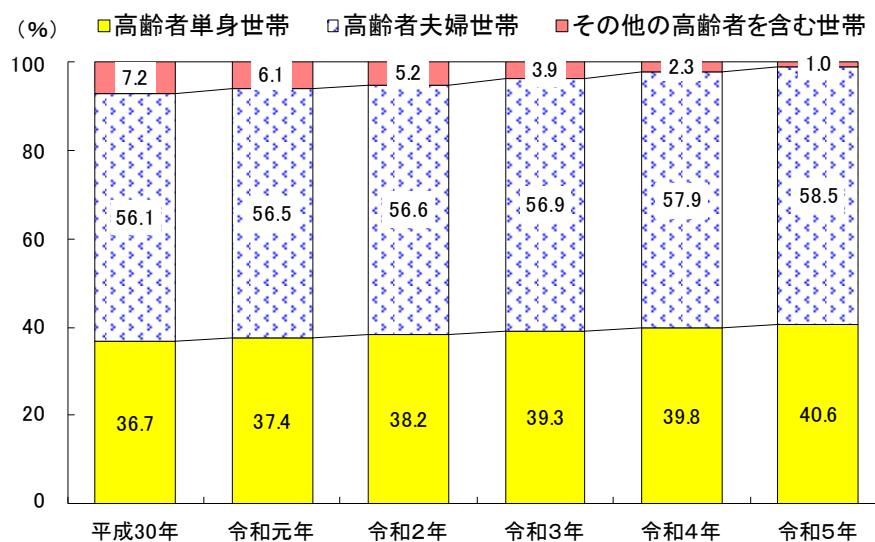
今後、高齢化率がさらに上昇することが見込まれる本市においては、高齢者のいる世帯は今後、増加していくことが考えられます。また、同居家族との死別等による高齢者単身世帯や、高齢者夫婦世帯の増加が予測されます。

【高齢者のいる世帯の推移（世帯類型3区分別）】



資料：伊万里市住民基本台帳（各年10月1日時点）

【高齢者のいる世帯の構成比の推移（世帯類型3区分別）】



資料：伊万里市住民基本台帳（各年10月1日時点）

4. 第1号被保険者数と認定者数の状況

(1) 第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は、平成27（2015）年以降、継続して増加傾向で推移しています。

【第1号被保険者数の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

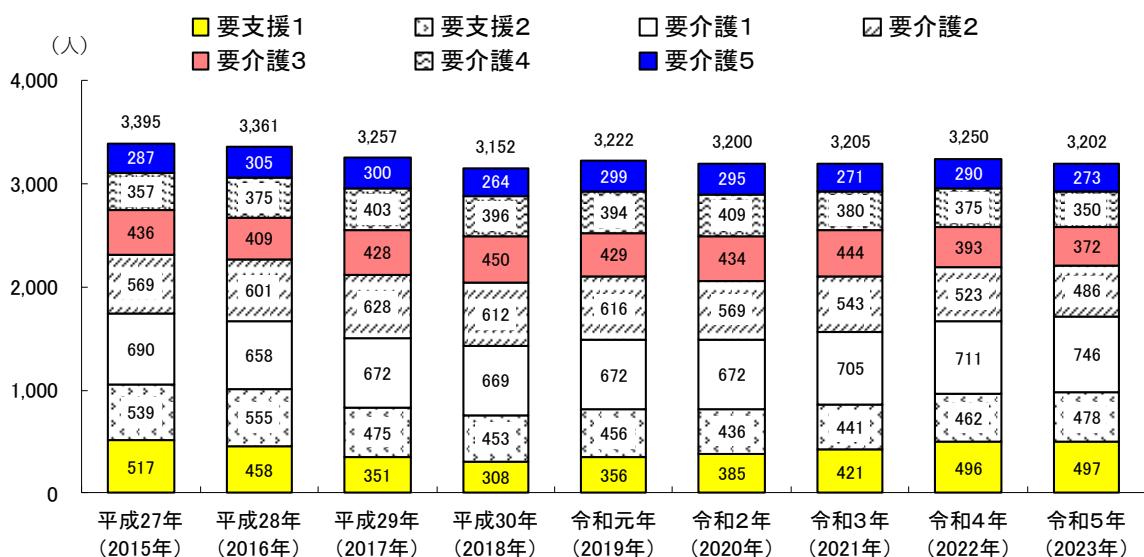
(2) 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数は平成27（2015）年から平成30（2018）年にかけて減少していますが、その後は多少の増減はあるものの、おおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年9月末時点で3,202人となっています。

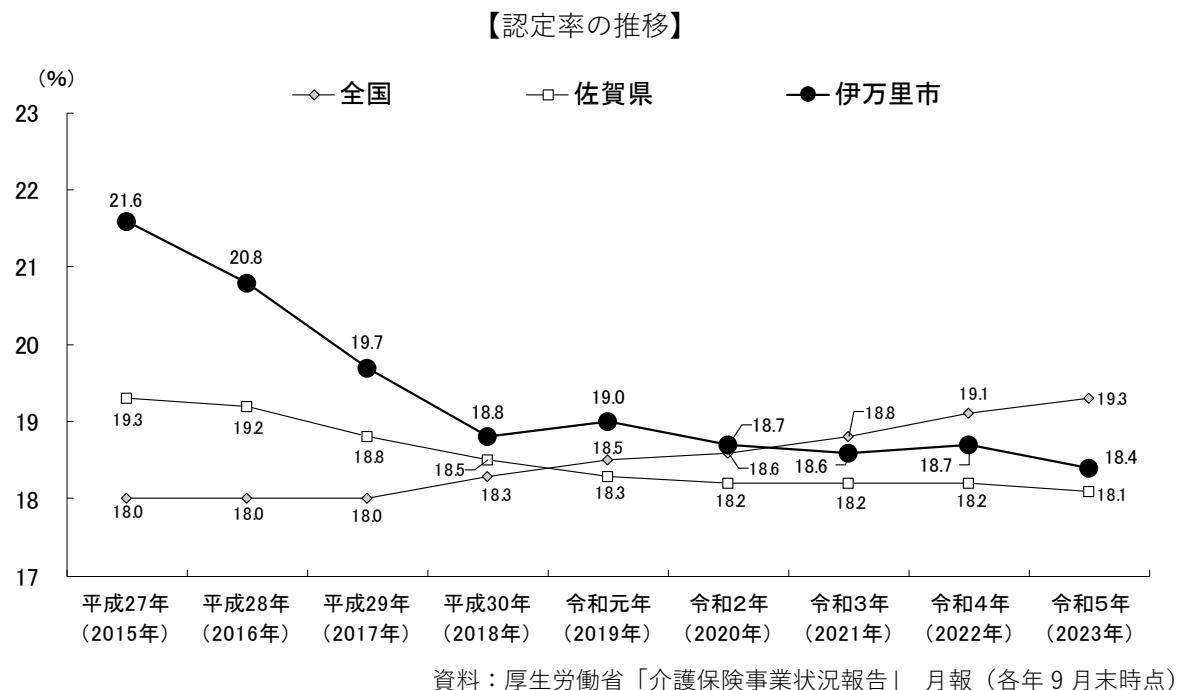
要介護度別認定者数の内訳をみると、要介護1が最も多くなっています。

要介護（要支援）認定率は減少傾向となっており、全国平均より下回っていますが、佐賀県の平均を上回っています。

【要介護度別認定者数の推移（第1号被保険者）】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）



5. サービスの利用状況

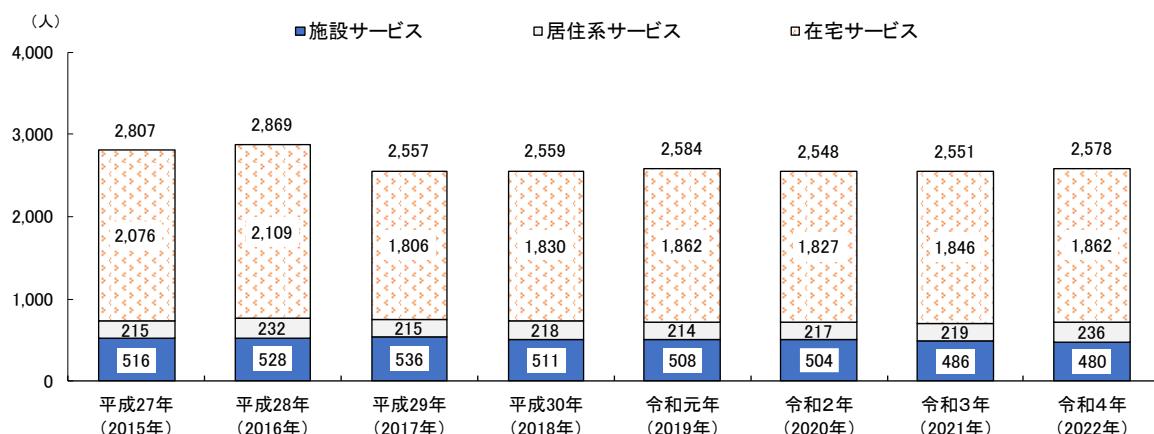
(1) 受給者数・受給率の推移

サービス受給者数は、平成29（2017）年度以降、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいで推移し、令和4（2023）年9月の受給者数は2,578人となっています。

サービス類型別に第1号被保険者数に占める受給者の割合をみると、平成28（2016）年から平成29（2017）年にかけて、在宅サービスで受給率が2.2ポイント減少しています。

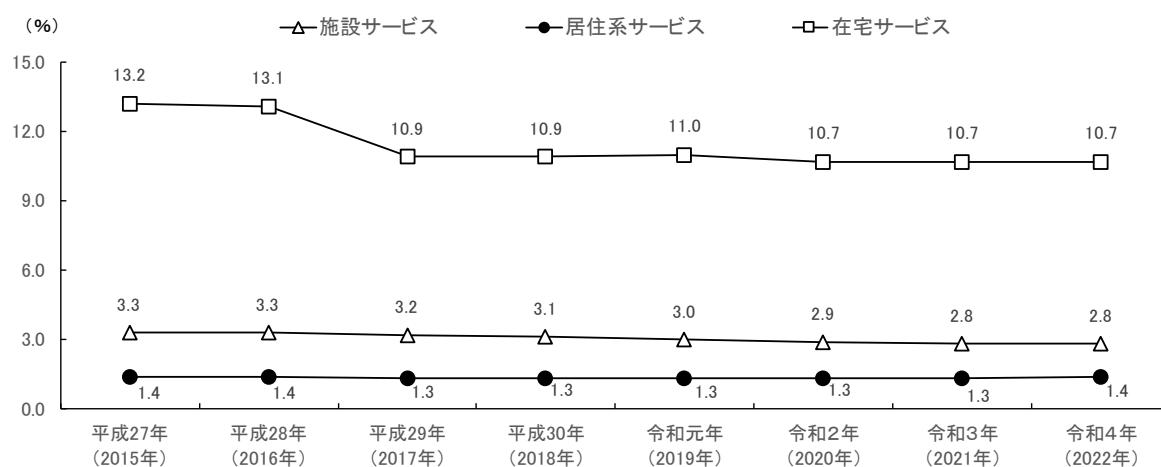
平成27（2015）年以降の認定者数、認定者に占める受給者数の割合は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいで推移しており、要介護（要支援）認定者の約8割が何らかの介護保険サービスを利用しています。

【受給者数の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

【第1号被保険者に占める受給者数の割合の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

【サービスの利用状況】

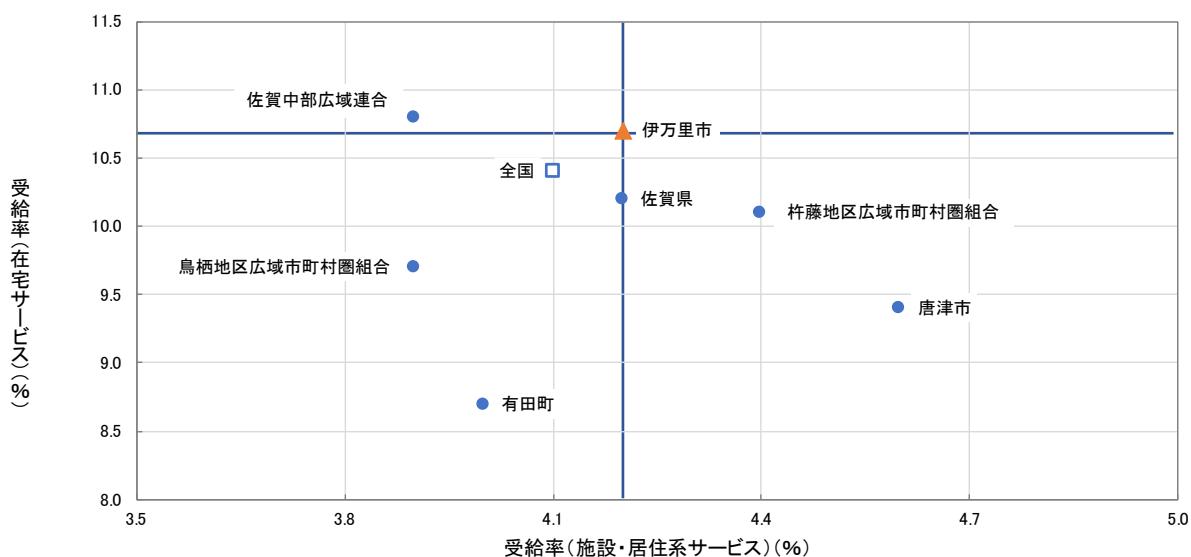
		平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
第1号被保険者数(9月末)	(人)	15,711	16,152	16,500	16,738	16,979	17,127	17,262	17,379
認定者数(9月末)	(人)	3,395	3,361	3,257	3,152	3,222	3,200	3,205	3,250
受給者数(9月末)	(人)	2,807	2,869	2,557	2,559	2,584	2,548	2,551	2,578
施設サービス	(人)	516	528	536	511	508	504	486	480
居住系サービス	(人)	215	232	215	218	214	217	219	236
在宅サービス	(人)	2,076	2,109	1,806	1,830	1,862	1,827	1,846	1,862
第1号被保険者数に占める割合	(%)	17.9	17.8	15.5	15.3	15.2	14.9	14.8	14.9
施設サービス	(%)	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8
居住系サービス	(%)	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4
在宅サービス	(%)	13.2	13.1	10.9	10.9	11.0	10.7	10.7	10.7
認定者数に占める割合	(%)	82.7	85.4	78.5	81.2	80.2	79.6	79.6	79.3
施設サービス	(%)	15.2	15.7	16.5	16.2	15.8	15.8	15.2	14.8
居住系サービス	(%)	6.3	6.9	6.6	6.9	6.6	6.8	6.8	7.3
在宅サービス	(%)	61.1	62.7	55.4	58.1	57.8	57.1	57.6	57.3

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

（2）サービス種類別の受給率のバランス

在宅サービス及び施設・居住系サービスの受給率の分布をみると、本市は全国や佐賀県と比較して、在宅サービスの受給率が高いことが分かります。

【在宅サービス及び施設・居住系サービスの受給率の分布】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和4年9月末時点）

(3) 介護（予防）給付の進捗状況

前計画の介護保険サービスの給付費等について、計画値と実績値を比較しました。

第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数は、おおむね計画値どおりとなっていきます。

給付費については令和3（2021）年度、令和4（2022）年度ともに実績値が計画値を下回っており、特に令和4（2022）年度の在宅サービス給付費は、対計画比89.8%と低くなっています。

サービス別の利用者数は、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で対計画比が高くなっていますが、認知症対応型共同生活介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）、特定福祉用具購入費、住宅改修費、地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護は対計画比が低くなっています。

また、介護医療院については、介護療養型医療施設からの転換が行われたため、対計画比が高くなっています。

サービス別の給付費は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、地域密着型通所介護、短期入所療養介護、住宅改修費、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などで対計画比が低くなっていますが、利用者数が見込みを下回ったことで、給付費も見込みを下回ったものと考えられます。

【第8期計画の進捗状況】

	第8期					
	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
第1号被保険者数(9月末) (人)	17,273	17,262	99.9%	17,354	17,379	100.1%
要介護認定者数(9月末) (人)	3,202	3,205	100.1%	3,236	3,250	100.4%
要介護認定率(9月末) (%)	18.5	18.6	100.2%	18.6	18.7	100.3%
総給付費 (千円)	5,422,717	5,133,976	94.7%	5,503,419	5,012,819	91.1%
施設サービス給付費 (千円)	1,649,181	1,555,560	94.3%	1,654,376	1,538,227	93.0%
居住系サービス給付費 (千円)	597,105	566,861	94.9%	606,278	564,130	93.0%
在宅サービス給付費 (千円)	3,176,431	3,011,555	94.8%	3,242,765	2,910,462	89.8%
第1号被保険者1人あたり給付費(千円)	314	297	94.6%	317	288	90.9%

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出
資料：【計画値】介護保険事業計画かかる保険者からの報告

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度（2022年度）は「介護保険事業状況報告」月報累計）

【第8期計画の進捗状況（利用者数）】

(単位：人)

	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	240	223	92.9%	240	228	95.0%
介護老人福祉施設	3,180	3,051	95.9%	3,180	2,993	94.1%
介護老人保健施設	2,052	1,968	95.9%	2,052	1,918	93.5%
介護療養型医療施設	444	311	70.0%	372	229	61.6%
介護医療院	204	284	139.2%	276	386	139.9%
施設サービスの合計	6,120	5,837	95.4%	6,120	5,754	94.0%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	1,092	1,055	96.6%	1,104	1,056	95.7%
介護予防特定施設入居者生活介護						
認知症対応型共同生活介護	1,656	1,620	97.8%	1,680	1,640	97.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護						
居住系サービスの合計	2,748	2,675	97.3%	2,784	2,696	96.8%
在宅サービス						
訪問介護	2,604	2,325	89.3%	2,628	2,123	80.8%
訪問入浴介護	12	38	316.7%	12	42	350.0%
介護予防訪問入浴介護						
訪問看護	1,320	1,339	101.4%	1,332	1,490	111.9%
介護予防訪問看護						
訪問リハビリテーション	1,092	788	72.2%	1,092	799	73.2%
介護介護予防訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導	1,800	2,154	119.7%	1,860	2,158	116.0%
介護予防居宅療養管理指導						
通所介護	9,024	8,948	99.2%	9,144	8,862	96.9%
通所リハビリテーション	5,952	6,087	102.3%	6,036	5,986	99.2%
介護予防通所リハビリテーション						
短期入所生活介護	1,860	1,815	97.6%	1,872	1,834	98.0%
介護予防短期入所生活介護						
短期入所療養介護（老健）	252	123	48.8%	264	167	63.3%
介護予防短期入所療養介護（老健）						
短期入所療養介護（病院等）	12	1	8.3%	12	0	0.0%
介護予防短期入所療養介護（病院等）						
短期入所療養介護（介護医療院）	0	4	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）						
福祉用具貸与	8,796	9,423	107.1%	8,916	10,038	112.6%
介護予防福祉用具貸与						
特定福祉用具購入費	204	204	100.0%	216	194	89.8%
介護予防特定福祉用具購入費						
住宅改修費	240	221	92.1%	240	177	73.8%
介護予防住宅改修費						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	108	178	164.8%	108	214	198.1%
地域密着型通所介護	2,604	2,332	89.6%	2,616	2,113	80.8%
認知症対応型通所介護	444	381	85.8%	444	387	87.2%
介護予防認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護	408	263	64.5%	444	226	50.9%
介護予防小規模多機能型居宅介護						
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	132	0	0.0%
居宅介護支援	21,720	21,979	101.2%	21,972	21,970	100.0%
介護予防支援						
在宅サービスの合計	58,452	58,603	100.3%	59,340	58,780	99.1%

資料：【計画値】介護保険事業計画かかる保険者からの報告

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度（2022年度）は「介護保険事業状況報告」月報累計）

【第8期計画の進捗状況（給付費）】

(単位:千円)

	第8期					
	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	65,268	57,749	88.5%	65,812	57,246	87.0%
介護老人福祉施設	813,792	786,581	96.7%	814,244	780,503	95.9%
介護老人保健施設	558,043	533,907	95.7%	558,352	527,035	94.4%
介護療養型医療施設	139,430	83,988	60.2%	119,097	58,731	49.3%
介護医療院	72,648	93,335	128.5%	96,871	114,712	118.4%
施設サービスの合計	1,649,181	1,555,560	94.3%	1,654,376	1,538,227	93.0%
居住系サービス						
特定施設入居者生活介護	182,224	164,438	90.2%	184,988	155,147	83.9%
介護予防特定施設入居者生活介護						
認知症対応型共同生活介護	414,881	402,423	97.0%	421,290	408,983	97.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護						
居住系サービスの合計	597,105	566,861	94.9%	606,278	564,130	93.0%
在宅サービス						
訪問介護	146,102	117,654	80.5%	147,316	105,452	71.6%
訪問入浴介護	238	1,852	778.2%	238	2,032	853.8%
介護予防訪問入浴介護						
訪問看護	53,564	50,164	93.7%	54,352	54,811	100.8%
介護予防訪問看護						
訪問リハビリテーション	37,818	28,281	74.8%	37,839	26,922	71.1%
介護予防訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導	10,698	14,237	133.1%	11,051	14,583	132.0%
介護予防居宅療養管理指導						
通所介護	1,322,807	1,269,846	96.0%	1,343,434	1,248,762	93.0%
通所リハビリテーション	332,674	339,923	102.2%	337,691	317,512	94.0%
介護予防通所リハビリテーション						
短期入所生活介護	303,657	302,354	99.6%	305,963	287,873	94.1%
介護予防短期入所生活介護						
短期入所療養介護(老健)	16,652	8,519	51.2%	17,191	10,450	60.8%
介護予防短期入所療養介護(老健)						
短期入所療養介護(病院等)	906	72	7.9%	907	0	0.0%
介護予防短期入所療養介護(病院等)						
短期入所療養介護(介護医療院)	0	627	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)						
福祉用具貸与	80,216	87,697	109.3%	81,462	90,559	111.2%
介護予防福祉用具貸与						
特定福祉用具購入費	6,244	6,129	98.2%	6,438	6,286	97.6%
介護予防特定福祉用具購入費						
住宅改修費	18,552	18,232	98.3%	18,552	15,061	81.2%
介護予防住宅改修費						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,188	19,703	129.7%	15,197	18,125	119.3%
地域密着型通所介護	383,933	337,596	87.9%	386,295	309,127	80.0%
認知症対応型通所介護	130,449	105,999	81.3%	130,521	109,879	84.2%
介護予防認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護	49,017	36,069	73.6%	53,604	33,631	62.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護						
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	23,457	0	0.0%
居宅介護支援	267,716	266,600	99.6%	271,257	259,396	95.6%
介護予防支援						
在宅サービスの合計	3,176,431	3,011,555	94.8%	3,242,765	2,910,462	89.8%

資料：【計画値】介護保険事業計画かかる保険者からの報告

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度（2022年度）は「介護保険事業状況報告」月報累計）

6. 各種調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

高齢者福祉及び介護保険サービスの更なる充実を図るため、本市における高齢者をとりまく課題や介護保険サービスに対する考え方等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

②調査の設計

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	
調査対象と標本数	本市在住で要介護（要支援）認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 1,100 人（無作為抽出）。
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和 4（2022）年 10 月 1 日～令和 4（2022）年 10 月 31 日
有効回収数（率）	710 人（64.5%）
在宅介護実態調査	
調査対象と標本数	本市在住で要介護（要支援）認定を受けて在宅で生活している高齢者 1,100 人（無作為抽出）。
調査方法	居宅介護支援事業所への委託・聞き取り
調査期間	令和 4（2022）年 10 月 1 日～令和 4（2022）年 10 月 31 日
有効回収数（率）	662 人（60.2%）

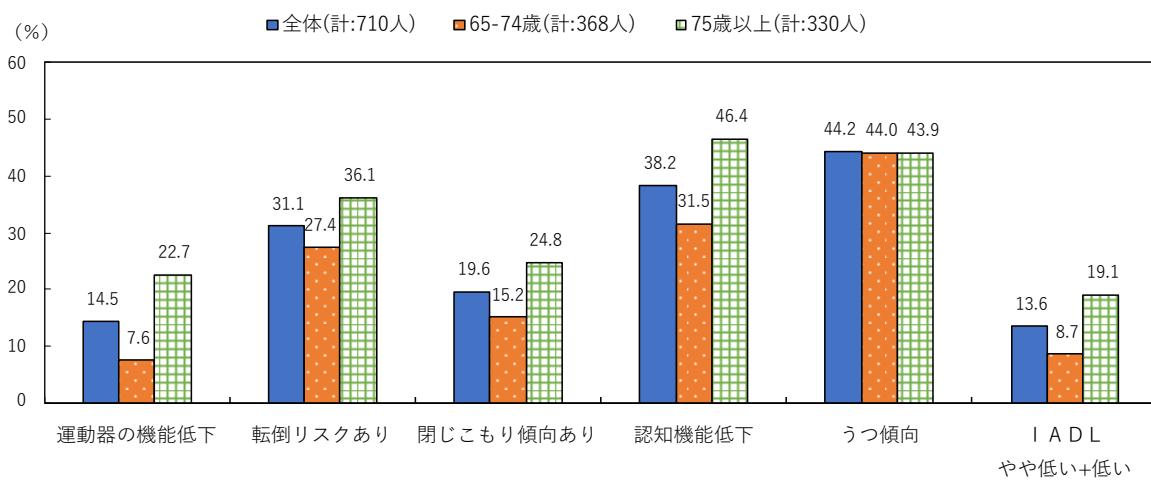
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①各リスク者の状況

運動器の機能低下、転倒リスク、閉じこもり傾向、認知機能低下など、ほとんどのリスクにおいて、前期高齢者（65～74歳）と比較して、後期高齢者（75歳以上）の方がリスクの割合が高くなっています。

本市においては、65歳以上の高齢者人口は令和7（2025）年から令和12（2030）年までに減少期に突入し、医療や介護のニーズが高い75歳以上の後期高齢者的人口は増加を続けること見込まれていることから、元気な高齢者が減少し、医療や介護を必要とする高齢者が増えるものと予測されます。

【各リスクの判定（年齢2階層別）】



※ IADLとは

IADL（Instrumental Activities of Daily Living）とは、「手段的日常生活動作」とも言われ、電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するもの。

②認知症について

認知機能低下リスクは、前期高齢者（31.5%）と比較して後期高齢者（46.4%）でリスクの割合が高くなっています。

また、認知症に関する相談窓口について知っているかを尋ねた設問では、7割以上が知らないと回答しています。

【認知症に関する相談窓口を知っているか】



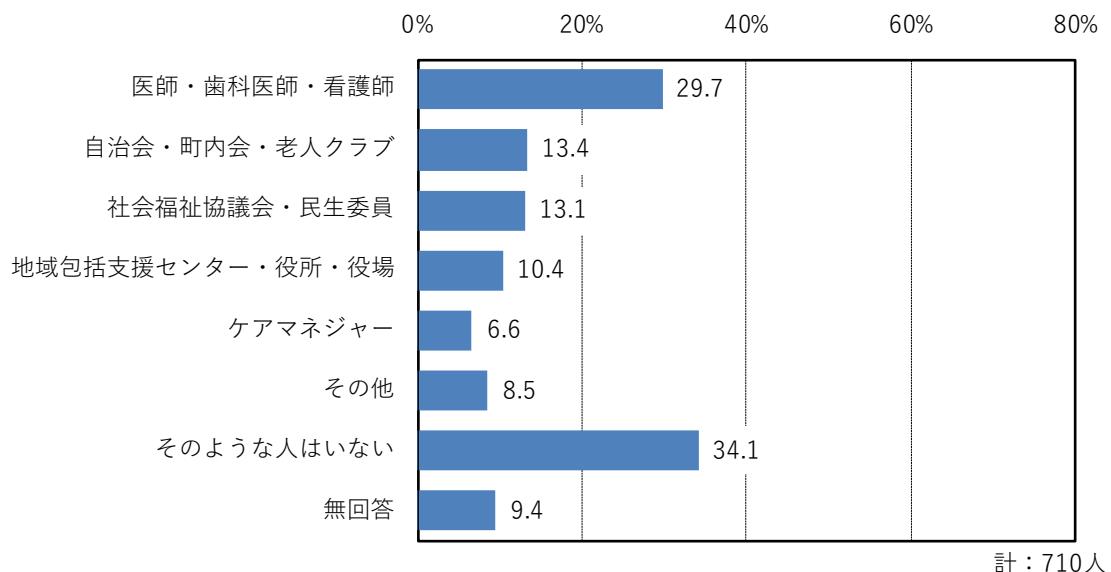
③相談先について

家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手について尋ねたところ、相談相手がいると回答された中では、「医師・歯科医師・看護師」と回答した人が最も多く、29.7%となっています。

次いで、「自治会・町内会・老人クラブ」(13.4%)、「社会福祉協議会・民生委員」(13.1%)と続いています。

一方で、「そのような人はいない」と回答した人の割合は34.1%と、3人に1人以上の高齢者が、家族以外にいざというときに頼れる人がいないと回答しており、また、「地域包括支援センター・役所・役場」と回答した人の割合は10.4%となっています。

【家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手】

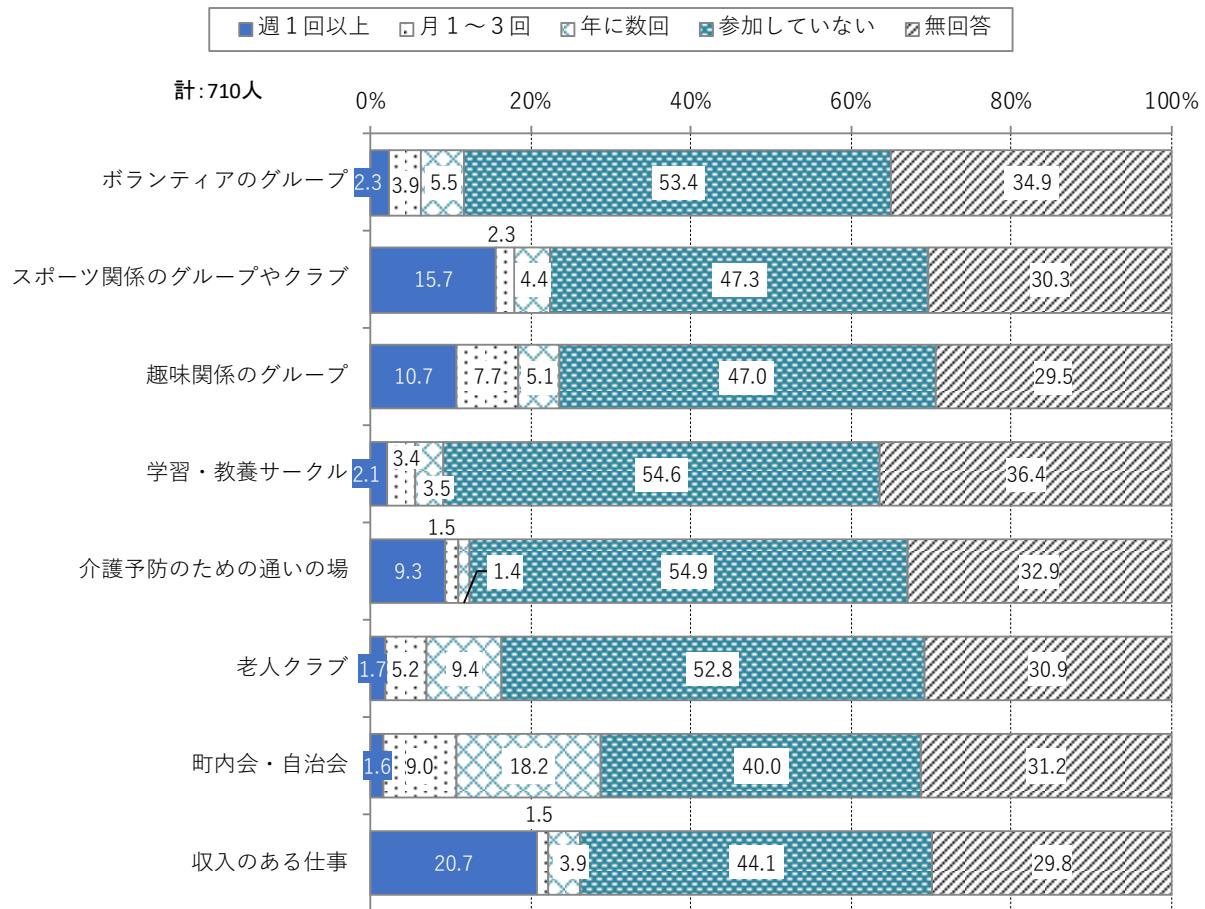


④交流・地域活動について

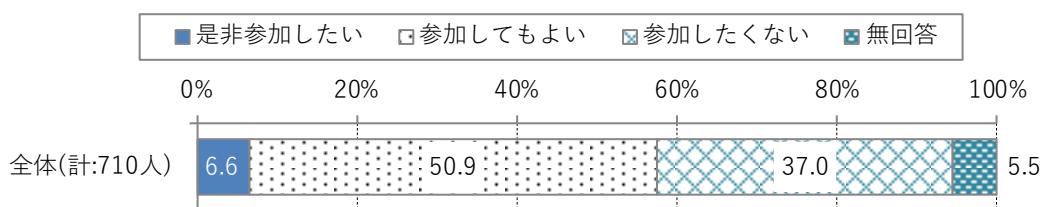
ボランティア、スポーツ、趣味関係、通いの場等の会・グループ等への参加について尋ねたところ、「参加していない」と回答した人の割合は、いずれも4割から5割程度となっています。

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますかと尋ねたところ、57.5%が「是非参加したい」「参加してもよい」と回答しています。

【通いの場等の参加状況】



【地域活動への参加（参加者として）】



⑤外出・移動について

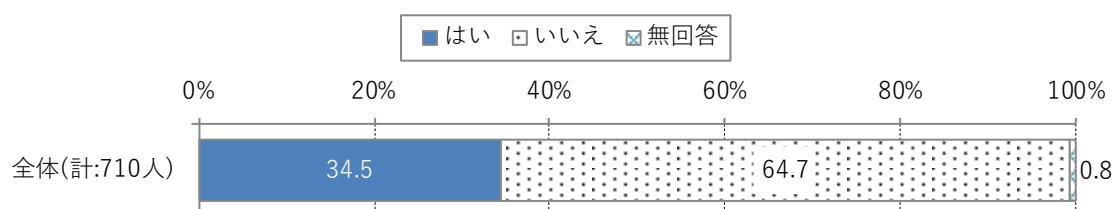
閉じこもり傾向のある高齢者は 19.6%となっており、外出を控えていると回答した高齢者は 34.5%となっています。

外出を控えている人にその理由を尋ねたところ、「足腰などの痛み」、「交通手段がない」、「外での楽しみがない」といった回答が多くあがりました。

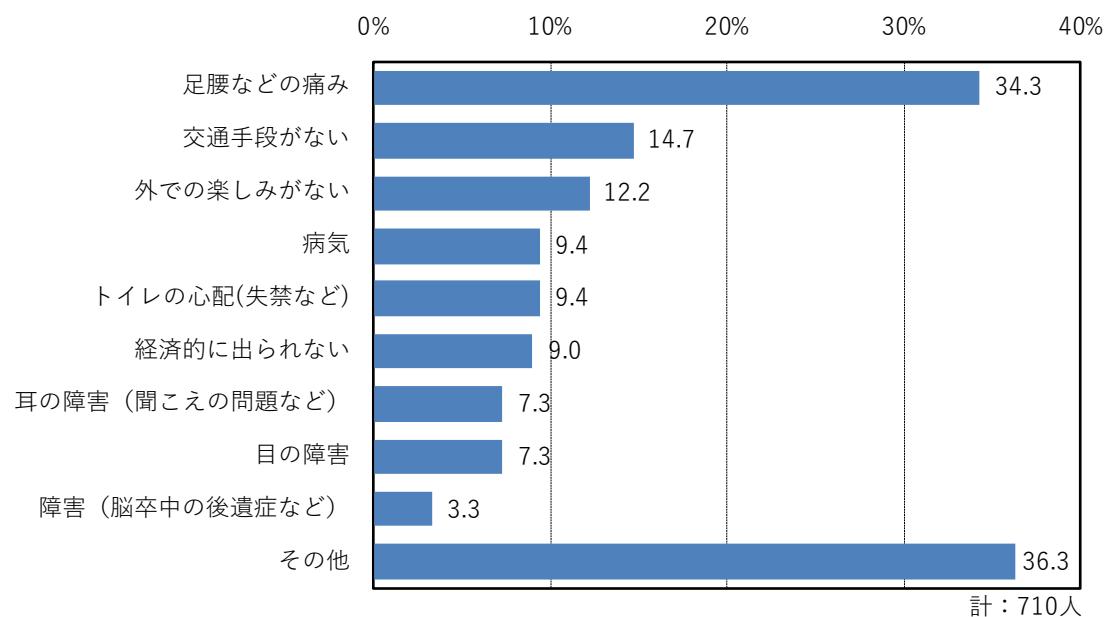
また、外出する際の移動手段を尋ねたところ、「自動車（自分で運転）」と回答した人が 7割以上となっており、そのほか、「徒歩」、「自動車（人に乗せてもらう）」等の回答が多くなっています。

さらに、運転免許証の返納について尋ねた設問では、7割以上の人人が運転免許証を返納「していない」または「考えているができない」と回答しており、その理由として、多くの人が買い物や通院、仕事や趣味など社会参加活動に困るからと回答しています。

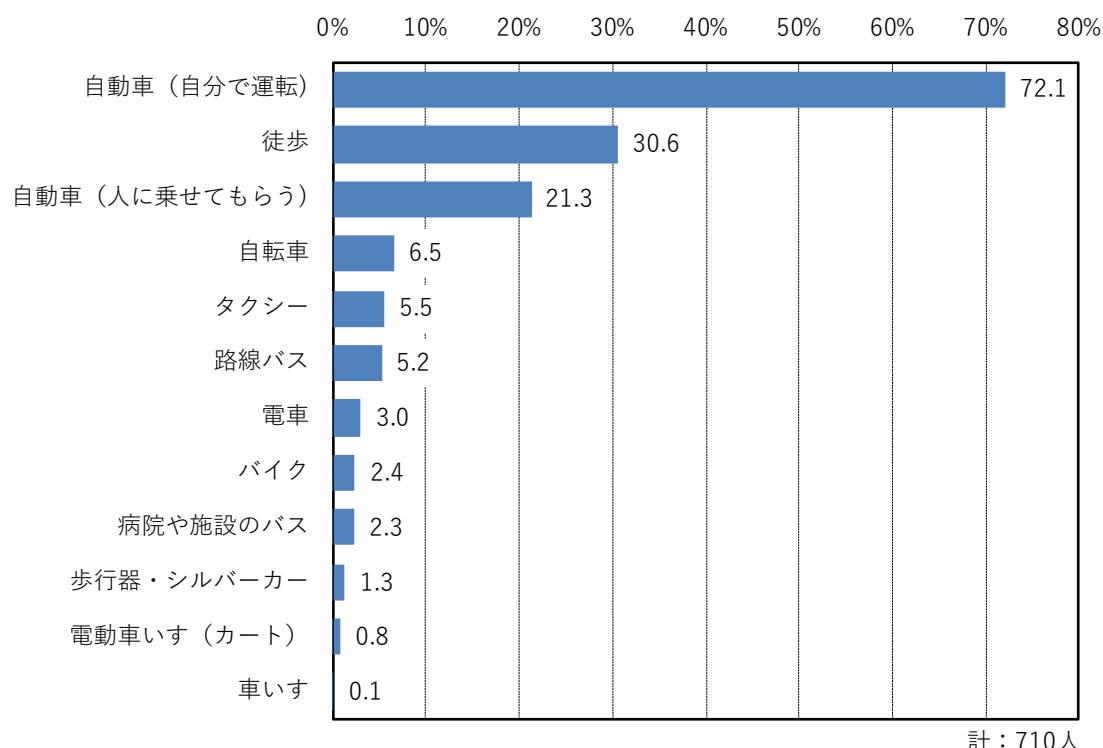
【外出を控えているか】



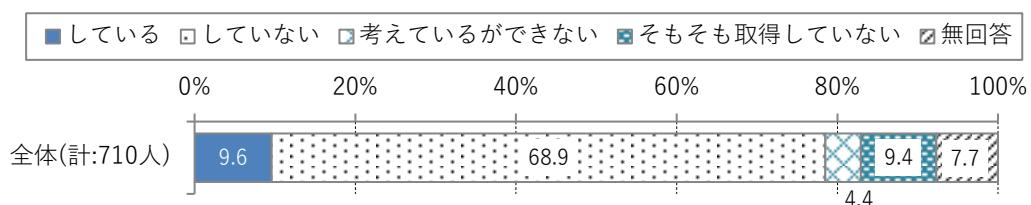
【外出を控えている理由】



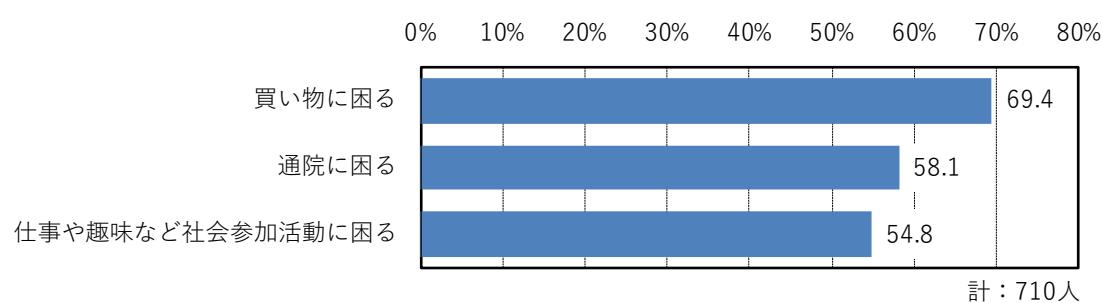
【外出の際の移動手段】



【運転免許証の返納について】



【運転免許証を返納していない（できない）理由】

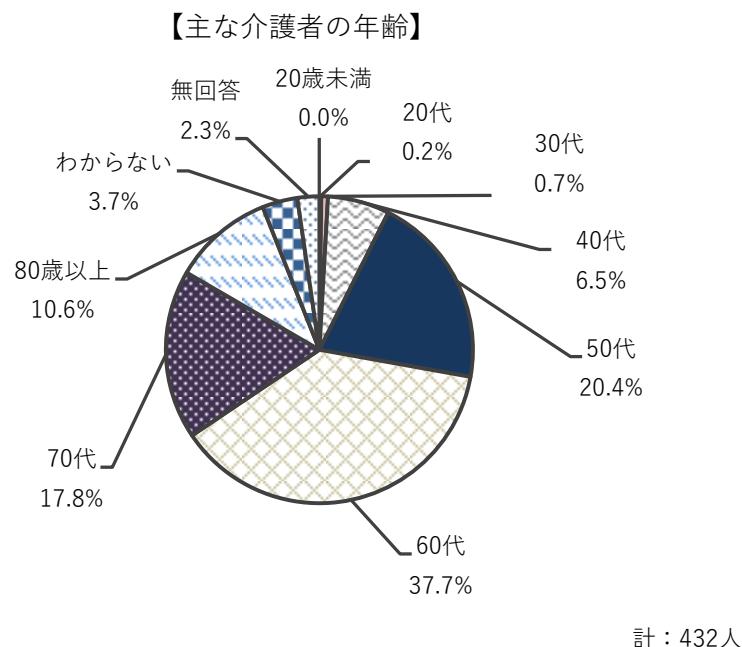


(3) 在宅介護実態調査結果

①主な介護者について

主な介護者の年齢について尋ねたところ、「60代」の割合が最も高く37.7%となっています。次いで、「50代」(20.4%)、「70代」(17.8%)となっています。

6割以上が60代以上であり、主な介護者の年齢層が比較的高いことが分かります。



②仕事と介護の両立

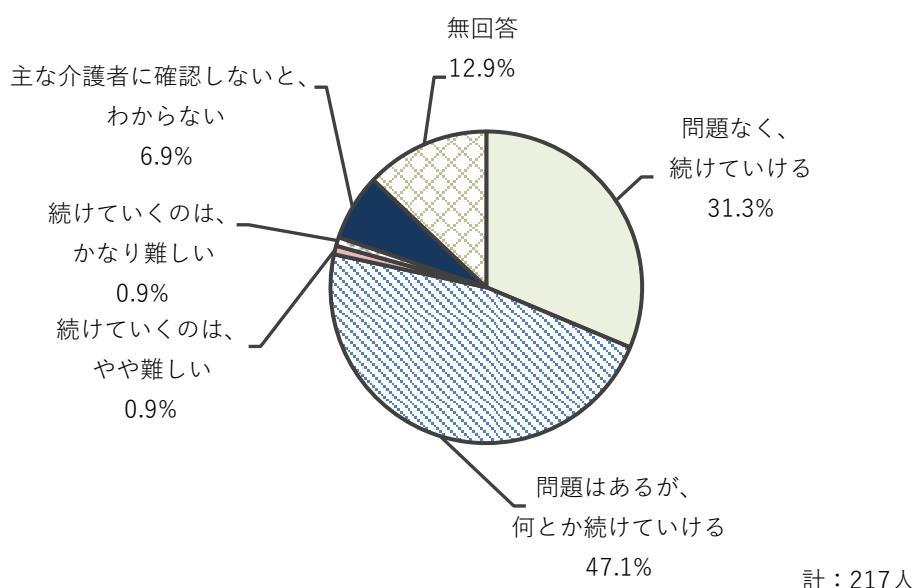
家族の就労継続に対する意識について、「続けていくのは、やや難しい」と回答した人の割合は0.9%、「続けていくのは、かなり難しい」と回答した人の割合は0.9%となっています。

一方、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した人の割合は47.1%となっており、難しいと回答した層とあわせて、約5割が、在宅での介護に困難や問題を感じていることがわかります。

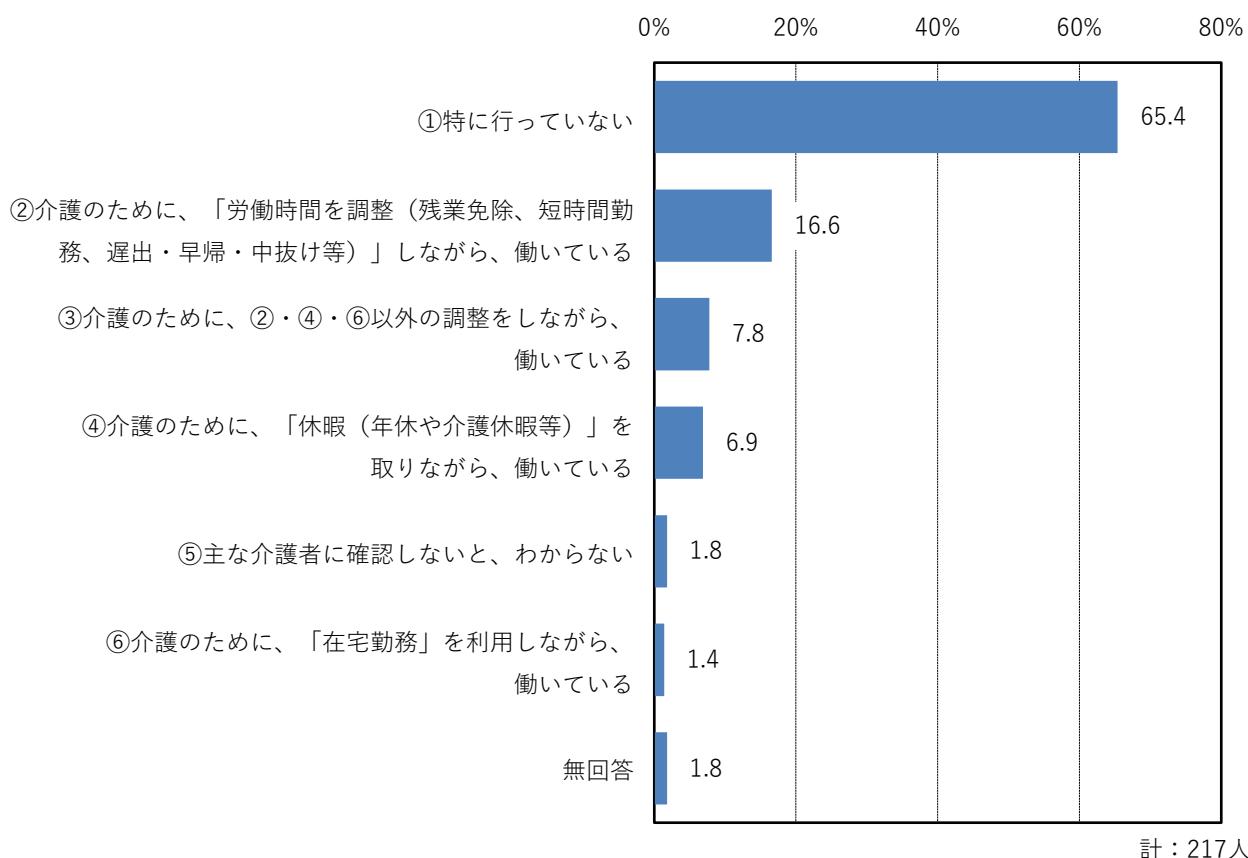
介護のための働き方の調整についてみると、「特に行っていない」と「無回答」を除く約3割が、「労働時間の調整」、「休暇取得」などの調整をしながら働いていると回答しています。

また、在宅介護継続のために必要だと思う勤め先からの支援について、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「介護をしている従業員への経済的な支援」、「制度を利用しやすい職場づくり」などと回答した人の割合が多くなっています。

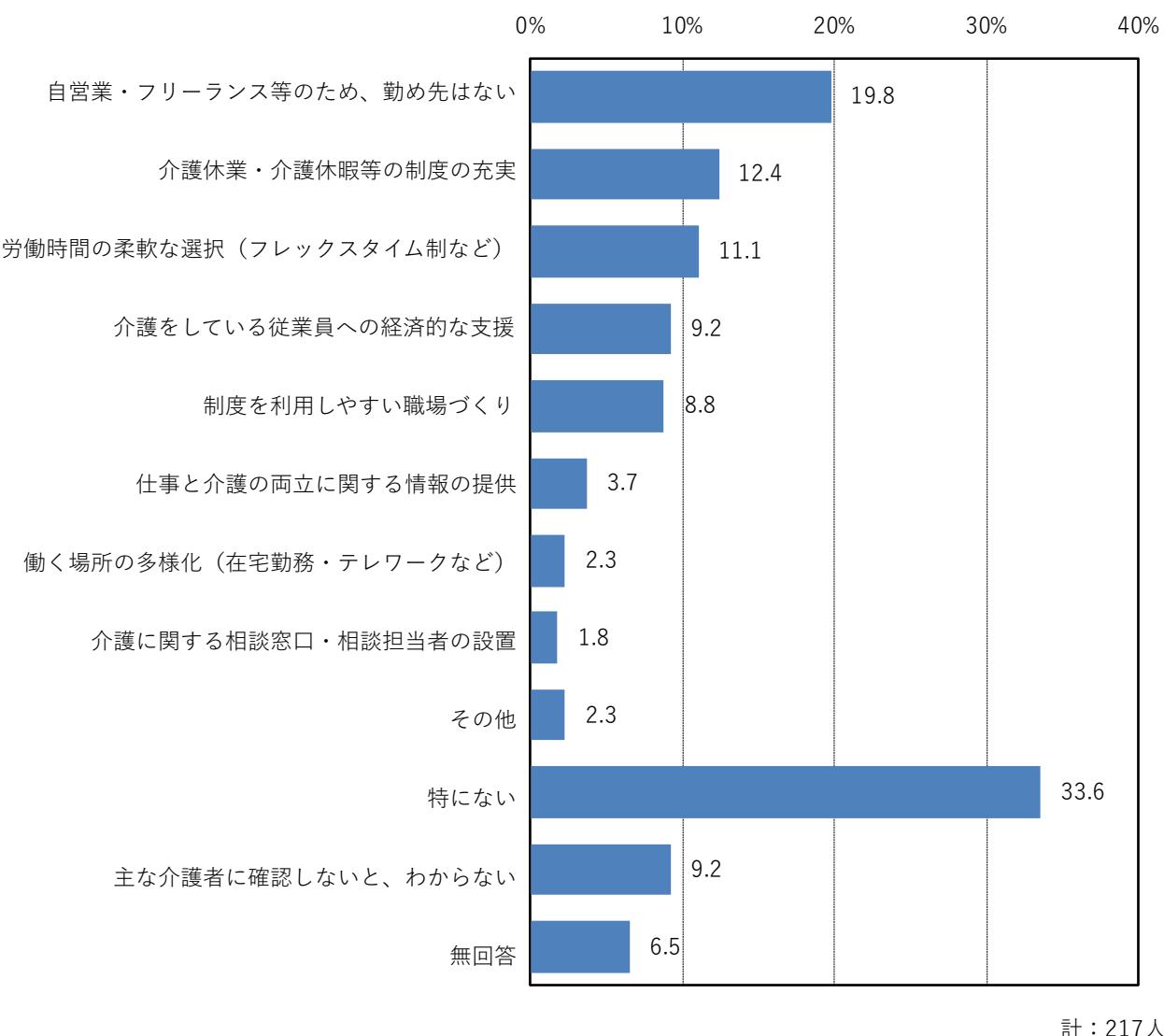
【家族の就労継続に対する意識】



【主な介護者の働き方の調整状況】



【就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援】

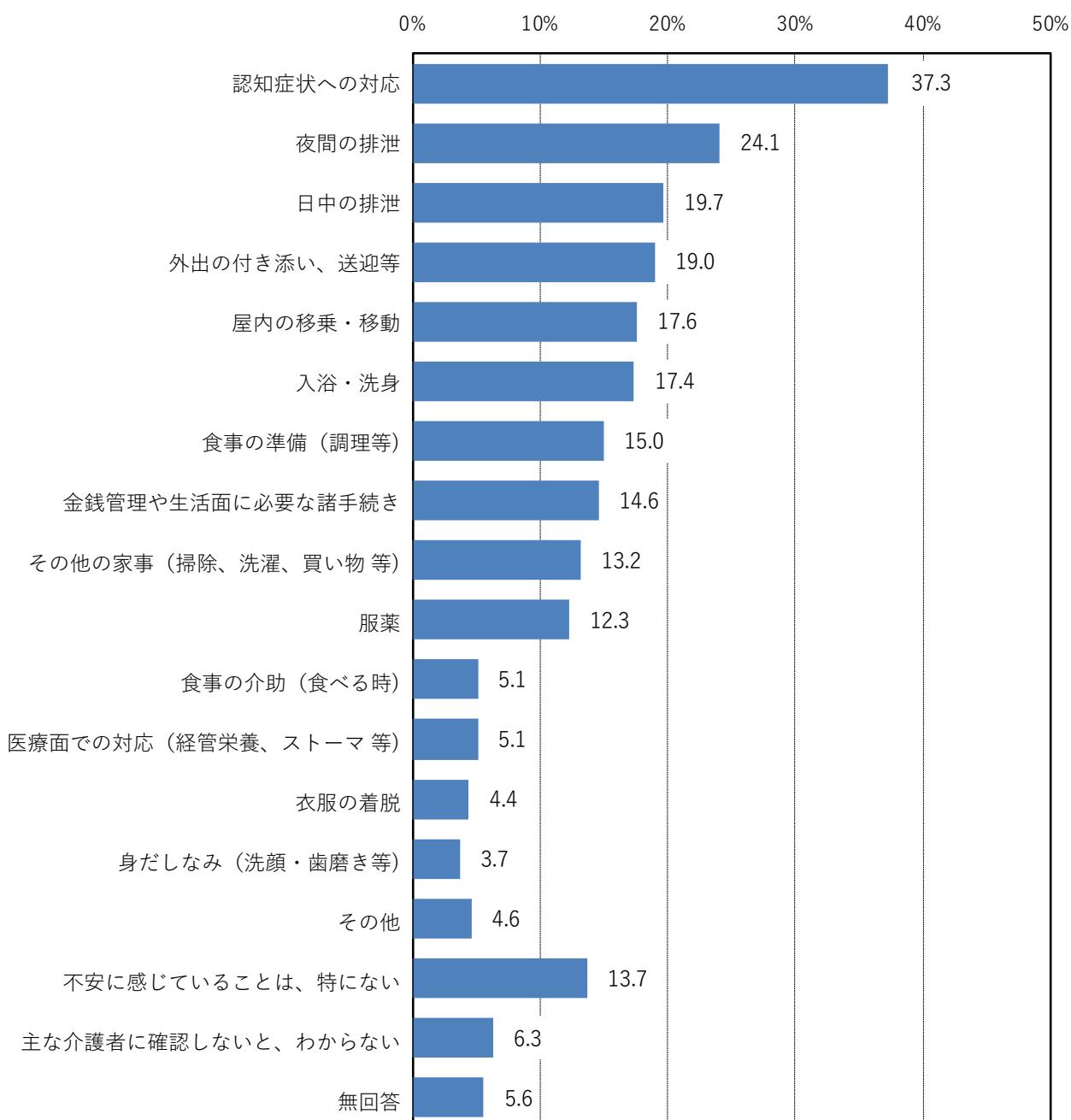


③介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護について尋ねたところ、「認知症状への対応」、「夜間の排泄」について、不安を感じている介護者が多い傾向にあります。

在宅での介護の限界点の向上を図るために、これらの介護者が不安に思うことをいかに軽減していくかが重要です。

【今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護】



計：432人

第3章 第8期計画の振り返り

■ 基本目標1 いきいきと元気に暮らす地域づくり

■ 主要施策1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

主な実績と課題

高齢者が、それぞれの意欲や能力を生かし、活動できる機会の充実を図るため、生きがいづくりや社会参加を促進するための取組を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センター等の支援に取り組みました。

高齢者のライフスタイルや生きがいが多様化しており、老人クラブやシルバー人材センターの会員が減少傾向にあることから、運営の見直し等が必要です。

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
公共老人施設「伊万里市老人福祉センター」利用者数	目標	12,050人	12,100人	12,200人
	実績	15,696人	16,302人	16,000人

■ 主要施策2 高齢福祉サービスの充実

主な実績と課題

介護家族支援として紙おむつの支給やひとり暮らし高齢者等の緊急連絡手段として緊急通報装置の貸与を行いました。

また、生活困窮や社会的孤立等の生活上の相談に応じ、関係機関や団体等と連携し、ニーズに合った住まいを提案しました。

今後も、ひとり暮らし高齢者等が安全で安心して生活できる環境を支援することが必要です。

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
高齢者紙おむつ支給事業利用者数	目標	150人	150人	150人
	実績	151人	135人	140人

■ 基本目標2 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

■ 主要施策3 地域包括ケアシステムの構築

主な実績と課題

地域包括支援センターの機能強化に向けては、地域包括支援センター運営協議会を開催し、各事業の実施状況の確認や介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の選定、職員の確保に関する協議、意見交換等を行いました。また、地域包括支援センター、市内5か所の在宅介護支援センターでの総合相談支援業務の実施や地域ケア会議等の開催による個別事例の検討を行いました。相談内容の複雑化・複合化が課題として挙げられるところから、今後も課題解決に向け関係機関と連携を図ることが必要です。

高齢者を地域全体で見守るための体制としては、見守りや安否確認を行う愛の一聲運動や栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を定期的・継続的に行う配食サービスの実施、高齢者の見守りネットワークによる高齢者の見守り体制を整備しました。

在宅医療・介護連携推進事業では、伊万里・有田地区医師会及び有田町との共同で切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進を目指し、地域医療・介護サービス資源の把握など、8つの取組を実施しました。

さらに、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターと伊万里市社会福祉協議会に配置し、第2層である13地区の全地区で協議体を設置し、協議体会議を開催しました。

今後も在宅で支援が必要な高齢者等を地域の力で支援していく体制・仕組みづくりが必要です。

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
地域包括支援センター運営協議会 開催回数	目標	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回
総合相談(地域包括支援センター分) 延件数	目標	3,000件	3,050件	3,100件
	実績	2,714件	2,636件	3,100件
プランチ(在宅介護支援センター分) 延件数	目標	740件	760件	780件
	実績	648件	696件	700件
地域ケア推進会議 開催回数	目標	2回	2回	2回
	実績	1回	1回	1回
地域ケア個別会議 開催回数	目標	5回	5回	5回
	実績	4回	5回	5回
コミュニティケア会議 開催回数	目標	5回	5回	5回
	実績	5回	5回	5回
愛の一聲運動 対象者数	目標	350人	350人	350人
	実績	340人	337人	320人
配食サービス 利用者数	目標	10人	10人	10人
	実績	4人	6人	6人
見守りネットワーク事業 登録事業者数	目標	70事業者	75事業者	80事業者
	実績	86事業者	84事業者	120事業者

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
在宅医療・介護連携運営委員会 開催回数	目標	20回	20回	20回
	実績	19回	25回	25回
集いの場(サロン+百歳体操)の活動箇所数	目標	110か所	115か所	120か所
	実績	109か所	109か所	120か所
介護予防・生活支援サポーター養成研修 実施回数	目標	2回	2回	2回
	実績	1回	1回	1回

■主要施策4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

主な実績と課題

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症ケア・パスの普及・啓発に取り組むとともに、認知症サポーターの活動を促進するなど、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進しました。

また、成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置を伊万里市社会福祉協議会に委託し、「伊万里市成年後見サポートセンター」として広報・啓発活動、相談対応を行いました。

高齢者虐待防止及び対応としては、医療や介護に関わる専門職を対象とした研修を実施しました。

養護者における虐待防止を図るため、市民を対象とした高齢者虐待の防止に向けた正しい知識の普及・啓発も必要です。

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
認知症初期集中支援チーム 訪問支援対象件数	目標	10件	10件	10件
	実績	9件	6件	6件
認知症サポーター養成講座受講団体	目標	6団体	6団体	6団体
	実績	6団体	4団体	6団体
認知症カフェ開催箇所数	目標	3か所	3か所	3か所
	実績	1か所	1か所	1か所
認知症高齢者等損害賠償保険 加入者数	目標	30人	30人	30人
	実績	35人	34人	38人
成年後見制度 市長申立件数	目標	10件	10件	10件
	実績	2件	7件	7件
成年後見制度利用 報酬助成件数	目標	6件	6件	6件
	実績	6件	6件	6件
地域連携ネットワーク会議開催回数	目標	2回	2回	2回
	実績	0回	2回	1回
虐待防止研修 開催回数	目標	2回	2回	2回
	実績	1回	1回	1回

■主要施策5 介護予防・生活支援の推進

主な実績と課題

介護予防・生活支援サービス事業では、総合事業を利用する要支援者等の状態にあつた通所型・訪問型サービスの提供に努めました。また、地域支え合い事業費補助金を活用し、「べんりカーやましろ号（訪問型サービスD）」の運行を令和4（2022）年5月に開始しました。

また、いきいき百歳体操活動支援事業や認知症予防事業に取り組みました。

今後も、地域の実情に合わせたニーズ等の把握によるサービスの拡充が必要です。

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
いきいき百歳体操教室 実施団体数	目標	56 団体	62 団体	68 団体
	実績	53 団体	59 団体	66 团体
住民主体の通いの場の参加実人数	目標	1,100 人	1,200 人	1,300 人
	実績	998 人	1,093 人	1,300 人
脳の健康教室 開催回数	目標	25 回	25 回	25 回
	実績	24 回	47 回	48 回
脳の健康教室 参加延人数	目標	480 人	480 人	480 人
	実績	440 人	842 人	840 人
認知症予防健康教室 開催回数	目標	12 回	12 回	12 回
	実績	0 回	3 回	12 回
認知症予防健康教室 参加延人数	目標	250 人	250 人	250 人
	実績	0 人	26 人	250 人
後期高齢者への質問票実施箇所	目標	9 か所	9 か所	9 か所
	実績	4 か所	8 か所	9 か所

■ 基本目標3 介護保険制度の円滑な運営

■ 主要施策6 介護サービスの充実

主な実績と課題

在宅医療が必要性な要介護高齢者等の在宅生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護（令和5（2023）年3月開設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（令和6（2024）年3月開設）の整備を行いました。

前計画におけるサービス別の利用者数及び給付費については、第2章(12~13ページ)をご覧ください。

■ 主要施策7 介護サービスの運営の強化

主な実績と課題

伊西地区介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員の資質向上のため、各種研修の開催や主任介護支援専門員による相談支援を行いました。

また、介護保険の適正な運営のため、ケアプラン点検等の介護給付等費用適正化事業や有田町との合同による介護認定審査会を設置・運営し、要介護（要支援）認定の適正化に取り組むとともに、災害や感染症対策に係る体制の整備として、介護サービス事業所等の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況を確認しました。

今後も、介護支援専門員の資質向上のため、研修や主任介護支援専門員による相談支援を開催するとともに、介護人材の確保に向けた取組が必要です。

指標		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度見込 (2023)
ケアプラン点検の実施回数	目標	10回	10回	10回
	実績	10回	10回	10回
第三者行為求償届出義務の周知	目標	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回
給付費通知	目標	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回
住宅改修点検の実施件数 (申請全件数)	目標	170件	170件	170件
	実績	212件	179件	190件
住宅改修点検の実施（疑義を生じた申請に対する実地調査の実施率）	目標	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%
介護事業所による災害等の防災訓練実施回数	目標	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回

第4章 高齢者の将来推計

1. 人口の将来推計

令和5（2023）年10月1日現在、本市の総人口は52,329人となっていますが、総人口は今後、継続して減少を続けることが予測されており、令和22（2040）年には40,992人となる見込みです。

高齢者人口は令和5（2023）年10月1日現在で17,425人となっており、高齢化率は33.3%となっています。高齢者人口は緩やかに増加していましたが、本計画期間中にピークを迎え、減少に転じる見込みです。

高齢者人口の内訳をみると、75歳以上の後期高齢者は、令和17（2035）年までは継続して増加することが見込まれています。

一方、65歳～75歳未満の前期高齢者は、令和3（2021）年以降、減少傾向で推移しており、今後もその傾向が続くことが予測されています。

【人口の実績と推計】

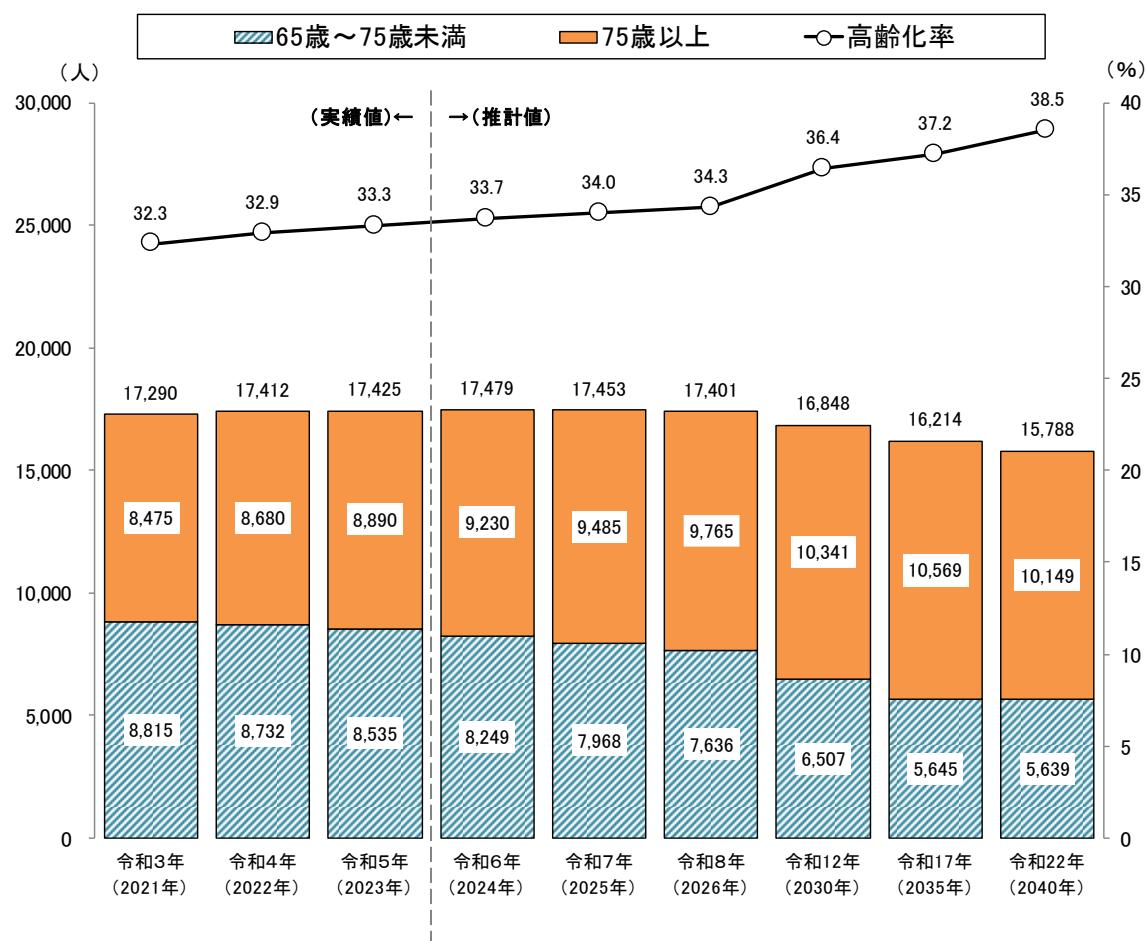
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口 (人)	53,454	52,873	52,329	51,806	51,268	50,722	46,271	43,584	40,992
年少人口（15歳未満） (人)	7,289	7,067	6,852	6,714	6,491	6,314	5,192	4,578	4,288
生産年齢人口（15～64歳） (人)	28,875	28,394	28,052	27,613	27,324	27,007	24,231	22,792	20,916
15歳～40歳未満 (人)	12,447	12,175	12,050	11,828	11,667	11,496	9,358	8,770	8,177
40歳～65歳未満 (人)	16,428	16,219	16,002	15,785	15,657	15,511	14,873	14,022	12,739
高齢者人口 (人)	17,290	17,412	17,425	17,479	17,453	17,401	16,848	16,214	15,788
65歳～75歳未満 (人)	8,815	8,732	8,535	8,249	7,968	7,636	6,507	5,645	5,639
75歳以上 (人)	8,475	8,680	8,890	9,230	9,485	9,765	10,341	10,569	10,149
高齢化率 (%)	32.3	32.9	33.3	33.7	34.0	34.3	36.4	37.2	38.5

資料：【令和5年まで】住民基本台帳（各年10月1日時点）

【令和8年まで】住民基本台帳（各年10月1日時点）を用いたコーホート変化率法による推計

【令和12年以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年）」

【高齢者数と高齢化率の実績と推計】



資料：【令和5年まで】住民基本台帳（各年10月1日時点）

【令和8年まで】住民基本台帳（各年10月1日時点）を用いたコーホート変化率法による推計

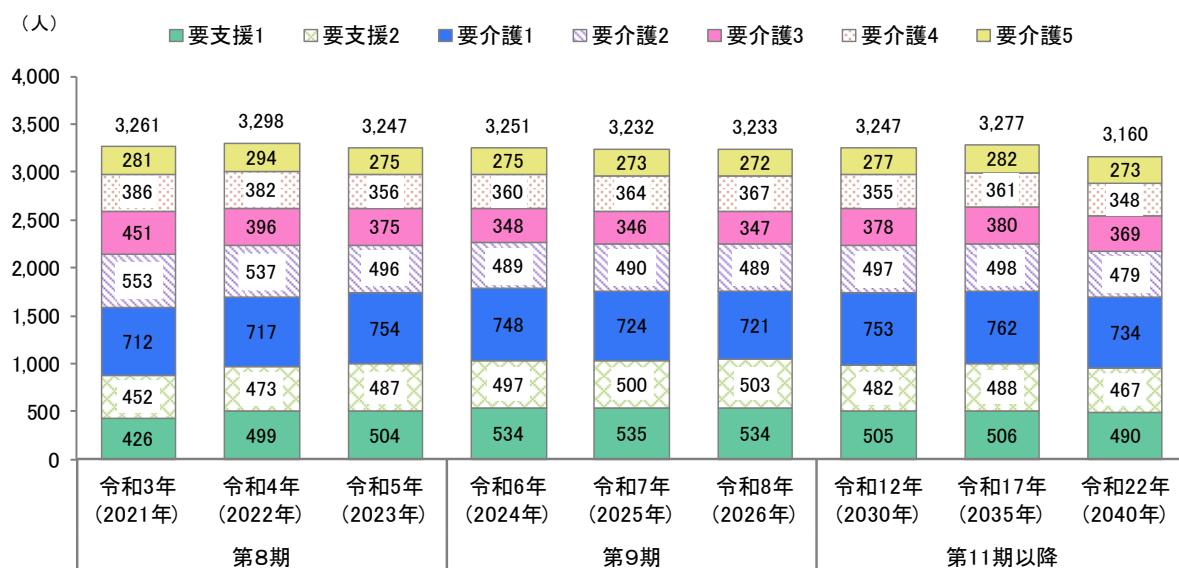
【令和12年以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年）」

2. 要介護（要支援）認定者数の見込み

本市の要介護（要支援）認定者数は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけておおむね横ばいで推移しています。

本計画期間中の高齢者人口はおおむね横ばいで推移することが見込まれていることから、要介護（要支援）認定者数についても、おおむね横ばいで推移するものと見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数の実績と推計】



	実績値			推計値					
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
合計	3,261	3,298	3,247	3,251	3,232	3,233	3,247	3,277	3,160
要支援1	426	499	504	534	535	534	505	506	490
要支援2	452	473	487	497	500	503	482	488	467
要介護1	712	717	754	748	724	721	753	762	734
要介護2	553	537	496	489	490	489	497	498	479
要介護3	451	396	375	348	346	347	378	380	369
要介護4	386	382	356	360	364	367	355	361	348
要介護5	281	294	275	275	273	272	277	282	273
うち第1号被保険者数の合計	3,205	3,250	3,202	3,206	3,188	3,189	3,204	3,234	3,123
要支援1	421	496	497	528	529	528	499	500	485
要支援2	441	462	478	487	490	493	473	479	460
要介護1	705	711	746	741	717	714	746	755	728
要介護2	543	523	486	478	480	479	487	488	470
要介護3	444	393	372	345	343	344	375	377	366
要介護4	380	375	350	354	358	361	349	355	343
要介護5	271	290	273	273	271	270	275	280	271

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより、実績をもとに推計（各年9月末時点）



第5章 高齢者施策の将来ビジョン

1. 伊万里市の目指す高齢社会像

前計画では、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年を見据えて、「安心で健やかな暮らしづくり」という基本理念の基、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けていくことができるよう、中長期的なビジョンに立った地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

本計画における伊万里市が目指す高齢社会像は、前計画を踏襲し、「すべての市民が安心して暮らすことができ、市民一人ひとりが高齢であっても、障がいがあっても、お互いの人権を尊重しあい、ひとしく健やかで、生きている実感や喜びを享受できる社会の実現」とします。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、伊万里市の高齢者福祉が最終的に目指す姿であることと、計画の継続性の観点から、本計画においても、前計画の基本理念を踏襲することとします。

【基本理念】

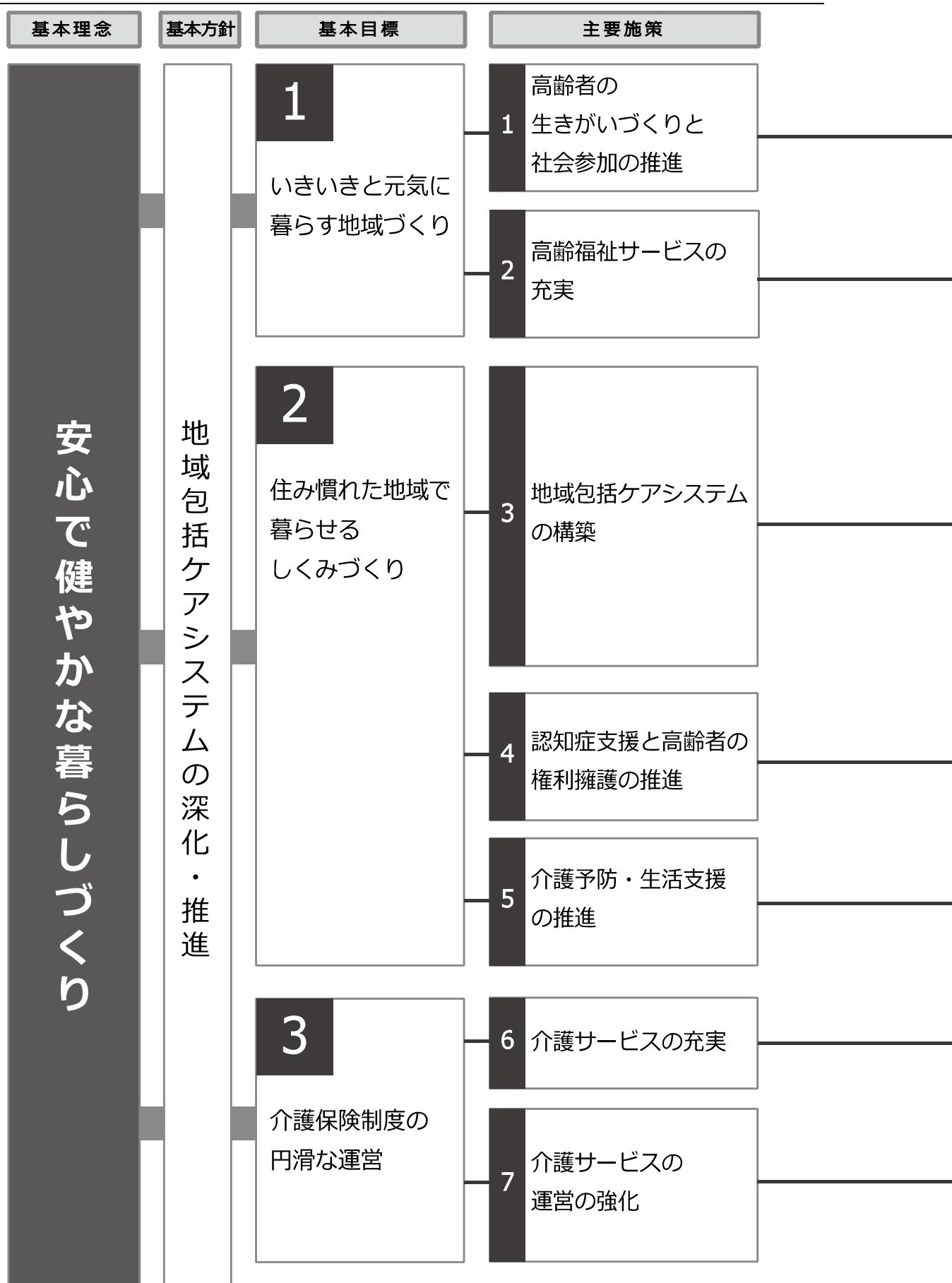
安心で健やかな暮らしづくり

3. 基本方針

基本理念である「安心で健やかな暮らしづくり」を達成するためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるようとする必要があります。

そのためには、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まい」などの様々な面から地域全体で高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

4. 施策体系





第6章 高齢者福祉施策の推進

■ 基本目標1 いきいきと元気に暮らす地域づくり

■ 主要施策1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

現状

高齢者が中心となって活動している老人クラブ等の団体の運営や取組を支援し、関係団体等との連携・協働のもと、高齢者の積極的な社会参加を推進しています。

課題

高齢者数が年々増加している一方、高齢者の働き方や社会参加、ライフスタイルの変化に伴い、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は減少傾向にあります。

また、在宅介護実態調査等によると、地域活動への関心を持つ人は一定数いるものの、ボランティアやスポーツ、趣味・教養サークルなど、地域住民による健康づくり活動や通いの場への参加につながっていない様子が見受けられます。

方向性

- 高齢者がそれぞれの意欲や能力を生かし、活動できる機会を充実します。
- 関係団体等と連携・協働し、高齢者の積極的な社会参加を推進します。

指標

取組内容	事業	指標名	単位	実績		実績見込	目標		
				令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	①	公共老人施設「伊万里市老人福祉センター」利用者数	人	16,302	16,000	16,150	16,300	16,400	

主な取組事業

(1) 生きがい、仲間づくりの推進

①公共老人施設管理運営事業

伊万里市老人福祉センターは、60歳以上の人の健康増進や教養向上、レクリエーション活動等を行う公共施設として活用されており、今後も、多様化する利用者ニーズの対応に努め、高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進します。

②高齢者生きがいづくり講座開催

伊万里市老人福祉センターにおいて陶芸教室等の各種講座を開催し、高齢者の趣味活動と仲間づくりを促進することで、生きがいのある生活となるよう支援します。

③高齢者顕彰・敬老行事支援事業

百寿を迎えた高齢者に記念品を贈呈するとともに広報紙等で紹介し、市民の敬老意識の高揚を図ります。また、敬老の日に合わせて各地区で開催される敬老行事は、地域住民との交流の場となっているため、各地区の行事実施を支援します。

(2) 高齢者の社会参加の推進

①老人団体支援事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な団体であり、社会活動や子どもたちとの交流、健康増進、介護予防など、幅広い活動に取り組んでおり、高齢者が地域や人とつながる役割を担っています。今後も、市社会福祉協議会と連携して老人クラブの幅広い活動を支援するとともに、老人クラブの会報や広報紙を活用した会員募集に努めます。

②シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターは、高齢者の豊富な知識や経験、技能を活かした就業機会を提供する公益団体であり、高齢者が仕事やボランティア活動等を通じて、生きがいを得るとともに、活力ある地域づくりに貢献しています。今後も、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、シルバー人材センターと連携して登録会員確保の広報に努めます。

■主要施策2 高齢福祉サービスの充実

現状

高齢者やその家族が安心して健やかに暮らせるように、生活支援事業を実施しています。

課題

在宅介護実態調査等によると、主に介護を担っている家族の約半数が、在宅で生活しながら仕事を続けていくことに困難を感じている様子が見受けられます。高齢者やその家族が安心して日常生活を送ることができるような地域づくりが必要です。

また、ひとり暮らしの高齢者等の在宅生活を支える福祉サービスの充実やニーズに合った住まいの支援が必要です。

方向性

- 高齢者等が安全で安心して生活できる環境づくりを支援します。
- 生活困窮や社会的孤立等の生活上の相談に応じ、関係機関や団体等と連携し、ニーズに合った住まいを提案します。

指標

取組内容	事業	指標名	単位	実績	実績見込	目標		
				令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	②	高齢者紙おむつ支給 利用者数	人	135	140	140	140	140

主な取組事業

(1) 在宅生活を支える福祉サービスの推進

①福祉緊急通報システム運用

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時の通報体制を確保するため、緊急通報装置を貸与し、24時間体制による高齢者の安全・安心な暮らしを支援します。

②高齢者紙おむつ支給事業

在宅で概ね65歳以上の常時失禁状態にある高齢者の経済的負担の軽減を図るため、利用ニーズに応じた紙おむつを支給し、在宅での介護を引き続き支援します。

(2) 地域ニーズにあった住まいの支援機能の確保

①養護老人ホーム入所措置事業

生活困窮や社会的孤立など、生活上の問題を抱える高齢者を養護老人ホームに措置し、高齢者が安心して暮らせる住まいを支援します。

②軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の情報提供

高齢者が安心して暮らせるよう相談に応じ、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、介護需要に配慮した住まいの場について、情報提供を行います。

■ 基本目標2 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

■ 主要施策3 地域包括ケアシステムの構築

現状

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域包括支援センターでは、地域の高齢者の総合相談や権利擁護に取り組み、関係機関や事業所等と連携し包括的な地域の支援体制づくりを進めています。

課題

高齢者に関する相談内容が多様化しており、課題を抱える個人や世帯に対し個々人に応じた支援が求められています。地域包括支援センターは、複雑化・複合化している相談に対し、課題解決に向け関係機関と連携を図り、地域包括ケアシステムの拠点としてのさらなる機能強化が必要です。

方向性

- 地域包括支援センターの機能の充実や関係機関との連携を図り、高齢者やその家族への支援を推進します。
- 地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の実現に努めます。

指標

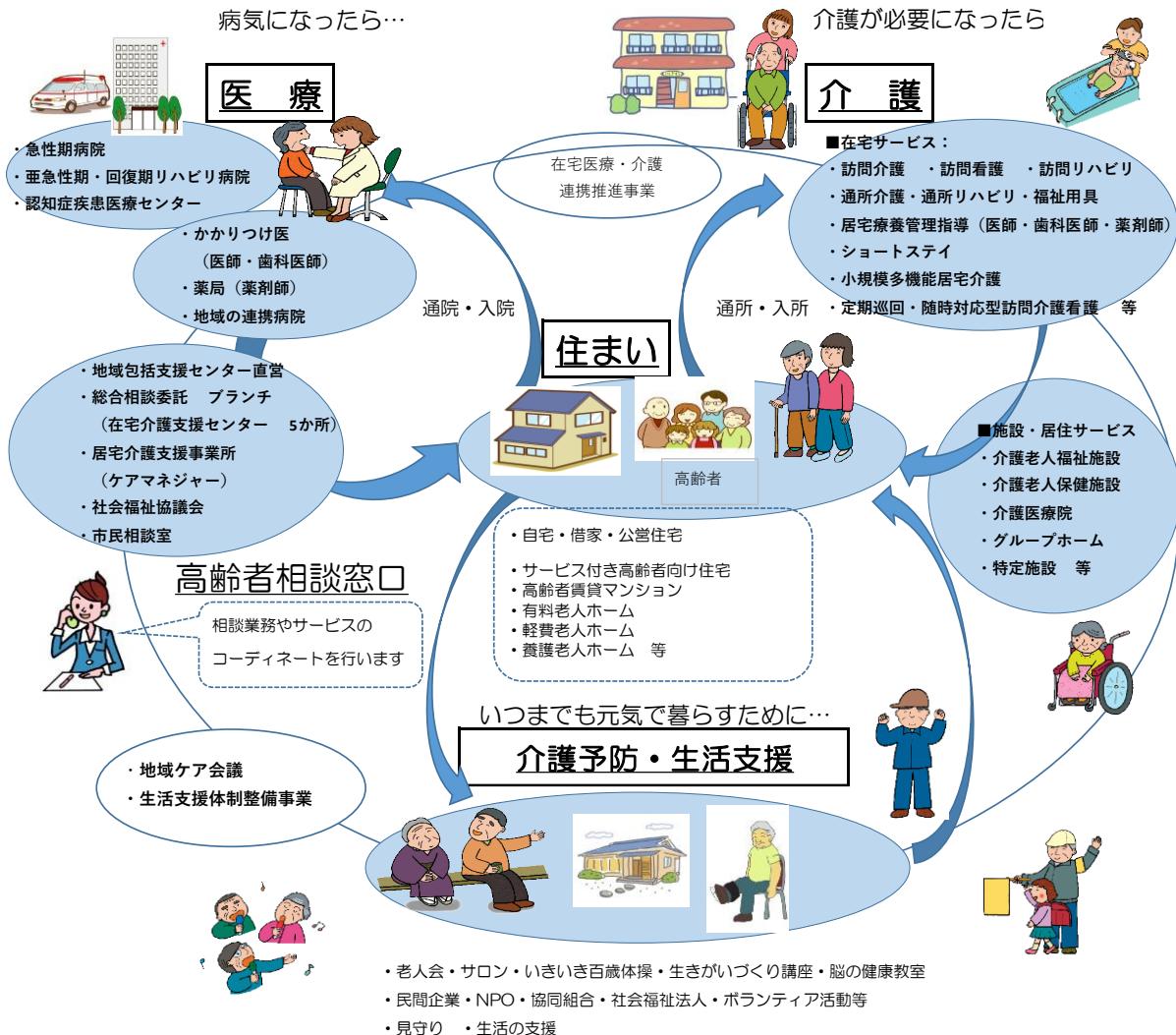
取組内容	事業	指標名	単位	実績		実績見込			目標		
				令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	①	地域包括支援センター運営協議会 開催回数	回	2	2	2	2	2	2	2	2
(1)	②	総合相談(地域包括支援センター分) 延件数	件	2,636	3,100	3,150	3,200	3,250			
(1)	②	ブランチ(在宅介護支援センター分)相談延件数	件	696	700	710	720	730			
(1)	③	地域ケア推進会議 開催回数	回	1	1	1	1	1			
(1)	③	地域ケア個別会議 開催回数	回	5	5	5	5	5			
(1)	③	コミュニティケア会議 開催回数	回	5	5	5	5	5			
(2)	①	愛の一歩運動 対象者数	人	337	320	330	340	350			
(2)	②	見守りネットワーク事業登録事業者数	事業所	84	120	130	140	150			
(3)	①	在宅医療・介護連携運営委員会 開催回数	回	25	25	25	25	25			
(4)	①	第2層協議体会議 開催回数	回	13	13	13	13	13			
(4)	①	介護予防・生活支援センター養成研修 実施回数	回	1	1	1	1	1			

【伊万里市の地域包括ケアシステムの姿】

伊万里市地域包括ケアシステムの姿

～切れ目のないサービスで安心して生活できるまちづくり～

地域包括ケアシステムとは、介護保険サービスだけではなく医療、住まい、介護予防、日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

**主な取組事業****(1) 地域包括支援センターの機能強化****①地域包括支援センターの運営**

継続的に安定した地域包括支援センターの運営につなげるために、実施する事業の質の評価を自ら行うことにより、事業の質の向上に努めます。また、地域包括支援センター運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、運営に対し適切な評価を行います。

②総合相談支援業務

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が課題解決するための目標を共有し、連携して地域の高齢者の様々な生活上の相談に応じるとともに、成年後見制度の利用や高齢者虐待防止などの権利擁護に努めます。また、近年増加する認知症高齢者等の家族介護者の支援への取組や複雑化・複合化している相談内容に対応するため介護分野に限らず、障がいや児童、困窮など他分野の関係部署や関係団体と連携を図ります。

地域の住民が、より身近な場所で相談できるよう、市内5か所の在宅介護支援センターのブランチ機能を活かして相談体制の充実に努めます。また、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携・協働し、介護保険サービスが必要と思われても利用に繋がりにくいケースや見守りが必要な高齢者への訪問等により、適正な機関に繋ぎます。

③地域ケア会議等の開催

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア個別会議で多職種と個別ケースを検討することにより、個別課題の解決や高齢者個人に対する支援の充実を図ります。同時に、地域に共通する課題やニーズを明らかにし、その課題等を地域ケア推進会議で検討することにより、社会基盤の整備につなげていきます。

コミュニティケア会議は、保健・福祉・医療サービスの関係団体、成年後見関係者、民生委員、関係行政機関等によって構成され、支援を展開するために基盤となるネットワークの構築に向けた環境整備を行うことを目的とし、「顔の見える関係」づくりを推進します。

【地域ケア会議等の概要】

名称	内容	設置単位
地域ケア推進会議	地域ケア個別会議で抽出された課題を政策形成へ結びつけるための会議	市全体
地域ケア個別会議	個別事例から地域課題に関わる関係者等との会議	市（定例） 地域（随時）
コミュニティケア会議	研修、グループワークによるネットワーク構築、多職種による事例検討など	市全体

(2) 高齢者を地域全体で見守るための体制づくりの充実

①愛の一聲運動推進事業

地域で安心した生活を支援するため、訪問連絡員が65歳以上で特に見守りや安否確認が必要な高齢者宅を定期的に訪問し、見守り・安否確認に加えて、必要に応じて電球交換等の軽微な家事支援を行います。介護予防・生活支援センター養成講座や各地区の民生委員・児童委員連絡協議会などで、事業の周知・啓発を行い、担い手の確保に努めます。

②高齢者見守りネットワーク事業

協力機関や団体、事業者が普段の生活や業務の中で地域の高齢者を見守り、高齢者に異変またはその恐れがある場合に早期かつ的確な対応につなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持できるよう支援します。民間の配食事業者等にも協力機関として登録を拡大し、地域全体で高齢者を見守る体制を整備していきます。

③認知症高齢者見守り事業

○見守りサポーター派遣事業

認知症高齢者等や同居している家族が必要とする時に、見守りサポーター（市の研修を受講したシルバー人材センターの会員）が居宅を訪問し、話し相手となり見守りを行います。

○認知症高齢者等あんしん登録事業

認知症により行方不明になる恐れのある高齢者の情報を事前に登録し、緊急時には、登録情報をもとに、市と伊万里警察署、関係機関等が連携し、スムーズな捜索活動を行い、早期発見、安全保護につなげます。

(3) 在宅医療・介護の連携推進

①在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域において、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り等の場面において、在宅医療及び介護が円滑に提供される体制整備に努めます。伊万里・有田地区医師会と伊万里市及び有田町が協働で、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

【在宅医療・介護連携推進事業の主な取組】

活動内容	実施内容
日常の療養支援	<ul style="list-style-type: none"> 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの在宅医療・介護の提供 認知症ケア・パスを活用した支援
入退院支援	<ul style="list-style-type: none"> 入院医療機関と在宅医療・介護に係る関係機関との協働・情報共有による入退院支援 一体的でスムーズな医療・介護サービスの提供
急変時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制の構築 患者の急変時における救急との情報共有体制の構築
看取り	<ul style="list-style-type: none"> 自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りに向けた普及啓発 人生の最終段階における意思決定支援

【伊万里・有田地区における在宅医療・介護連携推進事業 実施体制】

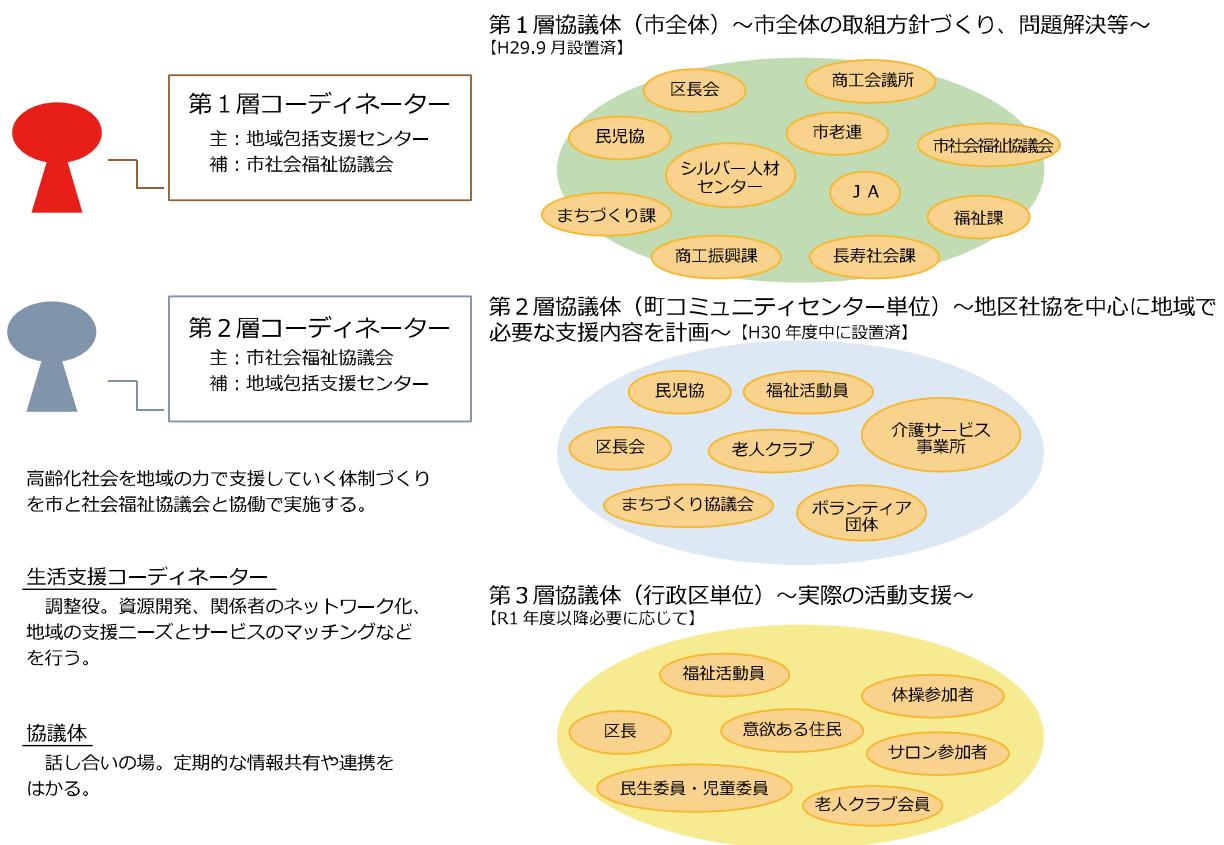
在宅医療・介護連携推進事業運営委員会		
構成	医師、歯科医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、看護師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、訪問看護ステーション、介護支援専門員連絡協議会、地域共生ステーション連絡協議会、保健福祉事務所、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携支援センター相談員	
部会での主な活動	企画	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進について協議、打合せ 訪問看護管理者の会の開催 「地域を支える訪問看護」（訪問看護ガイドブック）を作製 在宅医療データマップの定期更新及びホームページへの掲載
	情報共有支援	<ul style="list-style-type: none"> 伊万里有田地区入退院支援ルールの作成・普及啓発と、利用状況把握のためのアンケート調査の実施
	カナミック普及推進	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有システム「カナミックネットワーク」の利用促進
	研修	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携研修会の開催
	広報	<ul style="list-style-type: none"> DVD「介護保険入門編」(R3)「私の人生会議」(R4)を作製し、それらを活用して出前講座を開催
在宅医療・介護連携支援センター（平成29年開設）	伊万里・有田地区医師会に相談員を1名配置 医療・介護関係者からの相談対応、連携調整、情報提供	

(4) 高齢者の生活支援体制の充実

①生活支援体制整備事業

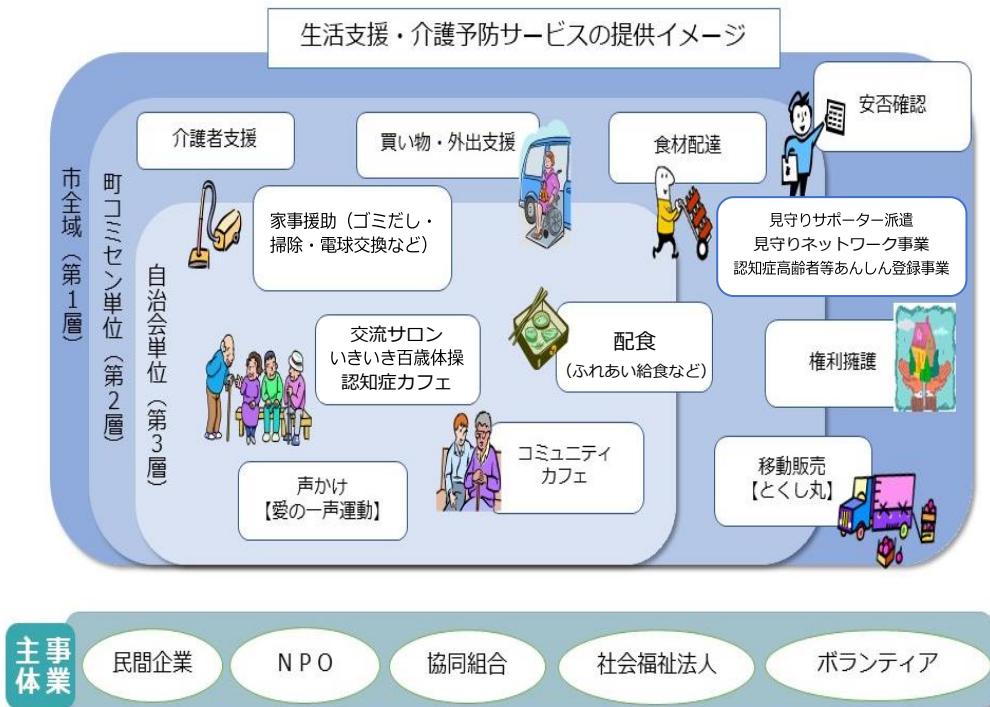
単身や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加し生活支援の必要性が高まる中で、地域の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、地域における多様な主体の活動を支援していきます。そのために、地域包括支援センター及び市社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターが中心となり、協議体において地域住民や関係機関と地域課題や資源等の情報を共有し、地域で高齢者の生活支援・介護予防を支えるしくみづくりについて話し合いを進めます。また、担い手を育成するための取組として、介護予防・生活支援サポーター養成研修を継続し、修了者の積極的な活動を支援します。

【伊万里市における生活支援体制整備事業の概要】



【生活支援・介護予防サービスの提供イメージ】

住み慣れた地域で高齢者が生活を続けられるよう地域全体で支援



②外出支援体制の整備

高齢者の生活において、買い物や通院等に係る移動・交通手段の確保は大きな課題となっています。地域住民や関係機関と連携し、移動手段に係るニーズや公共交通等の社会資源の情報を整理、共有した上で、地域の実態に応じた外出支援体制の整備について検討します。住民主体の移動支援の方法について、全国の事例や市内で活動を行っている地区をモデルとして各地区に周知し、実施地区の拡大に努めます。

■主要施策4 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

現状

認知症の人への支援として、認知症ケア・パスの普及・啓発に取り組むとともに、認知症サポーターの活動を促進するなど、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

高齢者の権利擁護については、関係機関と連携し、専門的・継続的な視点から必要な支援を行っています。

課題

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、認知症に関する正しい理解の促進に努めていく必要があります。また、早期発見、早期対応のためにも認知症が疑われる場合の相談窓口についての周知を進めていく必要があります。

高齢者の権利擁護については、成年後見サポートセンターなどと連携し、成年後見制度の普及や市民を対象とした高齢者虐待の防止に向けた正しい知識の普及・啓発が必要です。

方向性

- 令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進します。

指標

取組内容	事業	指標名	単位	実績		実績見込 令和4年度 (2022)	目標		
				令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(1)	①	認知症初期集中支援チーム 訪問支援対象件数	件	6	6	8	8	8	8
(1)	①	認知症サポーター養成講座 受講団体	団体	4	6	8	10	12	
(1)	①	認知症カフェ 開催箇所数	箇所	1	1	72	78	84	
(1)	②	認知症高齢者等損害賠償保険 加入者数	人	34	38	39	40	40	
(2)	①	成年後見制度 市長申立件数	件	7	7	7	7	7	7
(2)	①	成年後見制度利用報酬助成件数	件	6	6	7	7	7	7
(2)	①	成年後見サポートセンター(中核機関)への相談件数	件	—	6	10	15	20	
(2)	②	虐待防止普及啓発の回数(研修会、広報、チラシ配布等)	回	1	1	2	2	2	2

主な取組事業

(1) 認知症支援策の推進

①認知症総合支援事業

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務と定められました。

国が掲げる共生社会の実現の推進という目的に向けて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう基本理念等に基づき認知症施策を推進していきます。

なお、施策の実施等にあたっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

○認知症初期集中支援推進事業

認知症疾患医療センターの医師、認知症サポート医や作業療法士等、在宅介護支援センター及び地域包括支援センターによる「認知症初期集中支援チーム」の活動を周知し、早期発見・早期受診・早期診断を推進し、医療・介護サービスにつなげる支援の充実を図ります。

○認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携を図り「認知症ケア・パス」を活用し、必要な支援が適切な時期に行えるような情報提供を行います。また、現在行っている「いきいき百歳体操教室」の場を認知症カフェとして活用し、本人が自分らしく過ごせるよう支え、必要に応じて認知症地域支援推進員を中心に関係機関と連携を図り、相談支援体制を構築していきます。更に、本人及び家族が地域の活動を通じた意見表明等が行えるよう支援を行います。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人及びその家族ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、チームオレンジコーディネーターを配置し、関係機関と連携を図りながら、支援する体制整備を行います。また、学童期から認知症を正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守ることができる地域づくりを目指し、認知症サポーター等の活動が具体的につながる仕組みづくりを推進します。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要 【令和5年6月16日公布】

目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進

基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

基本的施策

【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

【相談体制の整備等】

【研究等の推進等】

【認知症の予防等】

出典：厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会（第107回）（令和5年7月10日）資料4

②認知症高齢者等損害賠償保険加入

外出先で行方不明になる恐れがある認知症高齢者等を認知症高齢者等あんしん登録票に登録するとともに、認知症高齢者等が法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症高齢者等を被保険者とする個人賠償責任保険に、市が保険契約者として加入します。また、本事業を必要な人が利用できるよう、広報紙等による周知を図ります。

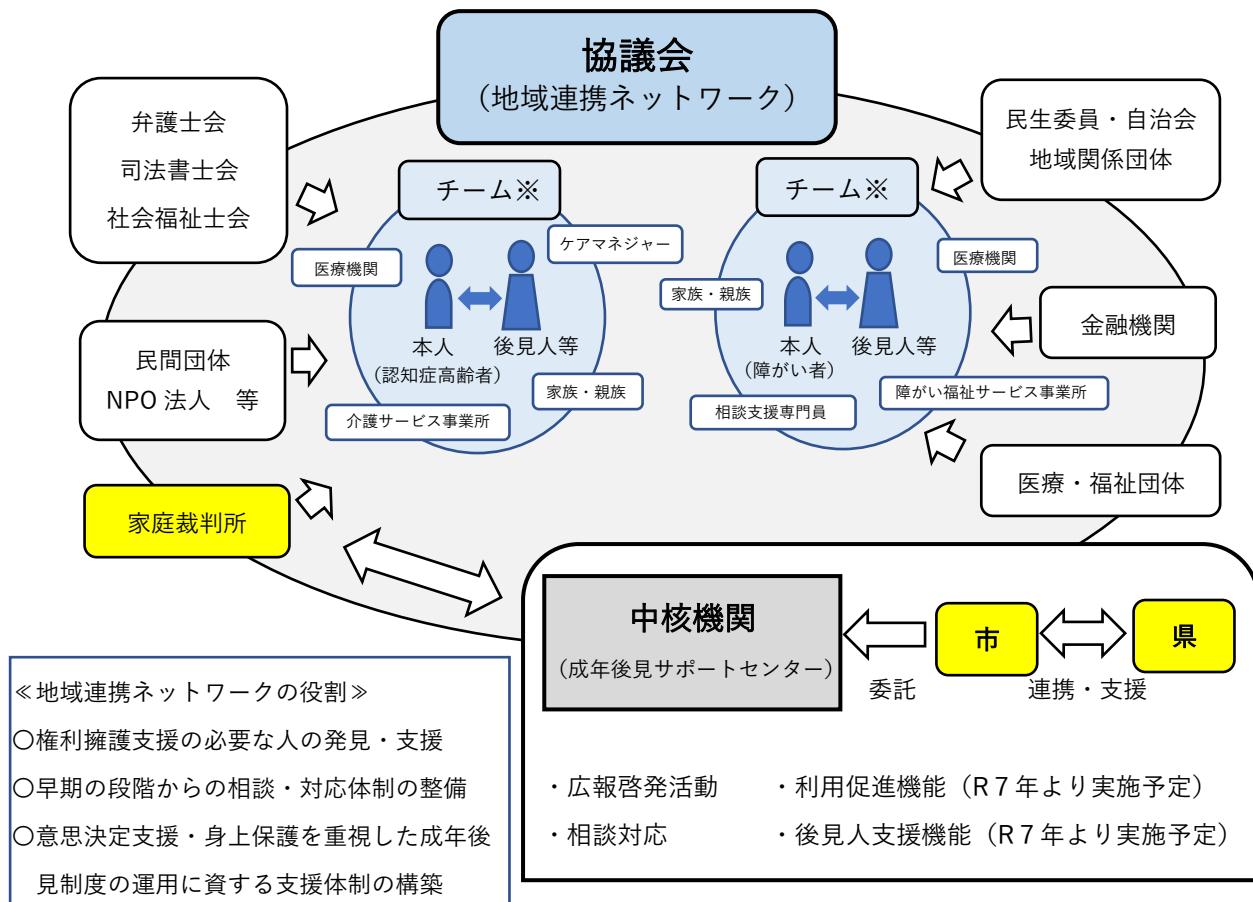
(2) 高齢者の権利擁護の推進

①高齢者成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を図るため、本人の判断能力等を総合的に考察し、市長が本人に代わり審判請求を実施します。成年被後見人等が生活保護受給者等の場合には、成年後見人等への報酬を一部助成するなど、継続して支援を行います。

令和5年4月より成年後見制度利用促進に係る中核機関として市社会福祉協議会に「伊万里市成年後見サポートセンター」を設置し、成年後見制度の周知、制度についての相談、制度を利用するための支援を行います。また、制度を利用しやすくするために、サポートセンターを中心として、庁内関係機関及び弁護士や司法書士等の専門団体と地域連携ネットワークを構築します。今後の後見人等の受任者不足解消のために、新たに法人後見活動を行う団体の創設や市民後見活動の取組に向けて、制度の広報啓発活動に努めます。

【成年後見制度利用促進に係る中核機関と地域連携ネットワークのイメージ】



※チーム：本人の身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制。

②高齢者虐待の防止及び対応

高齢者虐待は、介護者の知識や技術の不足、ストレスなどが大きな要因となっています。虐待防止の普及啓発を図るため、専門職や市民を対象にした高齢者虐待に関する研修や広報及びチラシの配布等を引き続き行います。また、虐待の発生予防や早期発見、被虐待者への支援を適切かつ迅速に行うため、府内外の関係機関に対し、相談窓口の周知や連携体制強化を図るなど、適切な対応に努めます。

■主要施策5 介護予防・生活支援の推進

現状

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者等を対象とする介護予防・生活支援サービス事業で、地域の実情に応じて多様なサービスを実施し、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

また、一般介護予防事業では、要介護状態等となることを予防するため、住民主体の通いの場への支援を行うとともに、介護予防に関する普及啓発に努めています。

課題

地域の実情に合わせたニーズ等を把握し、介護予防・生活支援サービス事業の拡充及び担い手の確保のための取組を検討していく必要があります。

また、高齢者の健康づくり施策の推進については、保健事業との一体的な取組を推進し、介護予防や健康づくりに関する周知・啓発を図るとともに、通いの場の拡充等の取組が必要です。

方向性

- 地域の実情に合わせたニーズ等を把握し、介護予防・生活支援サービス事業の拡充に努めます。
- 高齢者が要介護状態等とならないよう介護予防事業を推進します。

指標

取組内容	事業	指標名	単位	実績	実績見込	目標		
				令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(2)	①	いきいき百歳体操教室の実施団体	団体	59	66	71	77	83
(2)	①	高齢者人口における住民主体の通いの場への参加割合	%	6.3 (1,093人)	6.8 (1,200人)	7.4	8.0	8.0
(2)	②	いきいき脳の健康教室	回	47	48	48	48	48
(2)	②	いきいき脳の健康教室参加延人数	人	842	840	840	840	840
(2)	②	認知症予防高齢者健康教室	回	3	12	12	12	12
(2)	②	認知症予防高齢者健康教室参加延人数	人	26	250	250	250	250
(2)	②	高齢者への質問票を活用し通いの場等での保健指導の実施	か所	8	9	9	9	9

主な取組事業

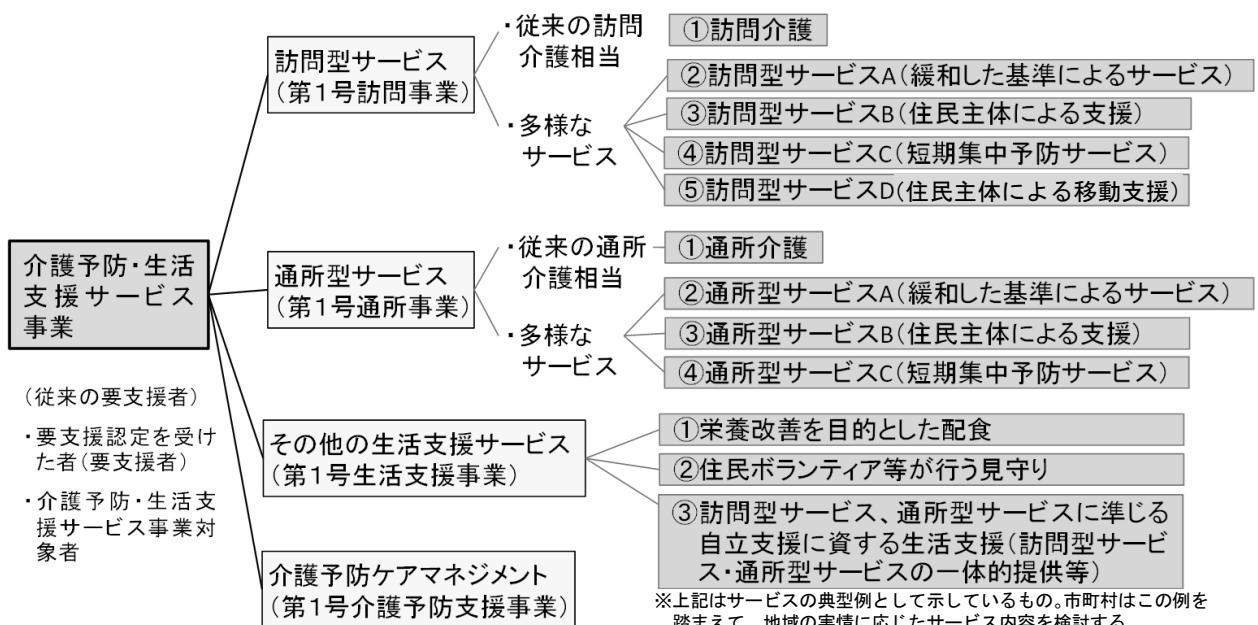
(1) 介護予防・生活支援サービスの推進

①介護予防・生活支援サービス事業

高齢者一人ひとりが自分の健康づくりや介護予防に取り組む意識を持ち、高齢者自身が主体的に継続的な介護予防への取組が行えるよう支援し、さらには地域ぐるみで主体的かつ効果的な活動となるよう、地域の実情に合わせた事業展開が求められます。また、要支援状態など、何らかの支援が必要な高齢者に対しては、介護予防への取組のほか、本人の状態に合わせて通所型・訪問型・生活支援サービスを提供することが重要です。

地域の実情にあわせた多様なサービスについてニーズ等を把握し、事業の拡充を図ります。

【護予防・生活支援サービス事業のサービス体系】



事業	内容	
訪問型サービス	訪問型サービス D	主にボランティアが主体となって一般介護予防における送迎や外出時に移送前後の補助を行うサービス。
通所型サービス	通所型サービス A	現行相当サービス(従来の介護予防通所介護)よりも緩和した基準によるサービス。サービスの内容は、運動、レクリエーション活動等を行うミニデイサービス(2~5時間)。
	通所型サービス C	自立を目的とした運動機能訓練、栄養改善の指導等、個別のプログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行うサービス。

②介護予防ケアマネジメント

訪問型サービス及び通所型サービス等を利用する事業対象者及び要支援者に対し、要介護状態になることをできるだけ防ぐことと要支援状態になつてもそれ以上悪化しないようにするため、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるように、それぞれの状態に合った適切なサービスを提供するためのケアマネジメントを行います。

(2) 介護予防事業の推進

①いきいき百歳体操活動支援事業

専門機関の協力により百歳体操参加者の体力測定結果について統計解析を行いました。先行研究で報告されている転倒・要介護発生率が高くなるカットオフ値より前期高齢者、後期高齢者、85歳以上の平均値についても下回る結果となり、本事業に継続的に参加することで転倒予防等の介護予防効果及び身体機能の維持・向上が図られていることが証明されました。当市の要介護（要支援）認定率は全国平均値が上昇する中、本市では緩やかに減少し全国平均を下回る結果が出ていることから、今後も百歳体操に取り組む通いの場を拡げ活動する団体を支援していきます。

②認知症予防事業

認知症予防健康教室及びいきいき脳の健康教室を開催し、認知症予防についての知識の普及や認知症予防に関するカリキュラムを実施していきます。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域及び高齢者の健康課題を明確化し、関係者との連携を図り健康課題の共有を行っていきます。

また、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行います。

■ 基本目標3 介護保険制度の円滑な運営

■ 主要施策6 介護サービスの充実

現状

在宅医療のニーズ拡大や要介護高齢者の在宅生活を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めました。

課題

介護・医療ニーズの高い後期高齢者の増加が見込まれていることから、今後、サービス利用者の増加が見込まれます。

方向性

- 必要なサービスを必要に応じて受けることができるよう、引き続き看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めるほか、利用者のニーズに合ったきめ細かなサービス提供体制を整備します。

主な取組事業

(1) 居宅サービス、施設サービス等の充実

① 居宅（介護予防）サービスの提供

サービス名	内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）などが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の援助を行います。
訪問看護 介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人へ、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが、家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が家庭を訪問して理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行います。

サービス名	内容
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所している人に日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所している人に、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の選定の援助・取り付け・調整を行い、貸与します。
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、貸与になじまない性質の入浴や排せつに用いる特定福祉用具の購入費を支給します。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活の世話や機能訓練などを行います。
住宅改修費 介護予防住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行ったときに、改修費を支給します。
居宅介護支援 介護予防支援	居宅サービス・地域密着型サービスなどを適切に利用できるように、ケアマネジャーが利用者や家族の相談に応じアドバイスを行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成します。

②地域密着型（介護予防）サービスの提供

サービス名	内容
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行います。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人へ、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを日帰りで行います。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心として、利用者の選択に応じて、家庭への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能な支援を行います。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の介護付有料老人ホームで、食事・入浴・排せつなどの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

サービス名	内容
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行います。
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスを行います。

③介護保険施設サービスの提供

サービス名	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	介護老人保健施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の支援を行います。
介護医療院	日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

■主要施策7 介護サービスの運営の強化

現状

介護支援専門員の資質向上を目指し、伊西地区介護支援専門員連絡協議会と連携し、各種研修会の開催や主任介護支援専門員による相談支援を実施しています。

要介護（要支援）認定の適正化については、有田町との合同による介護認定審査会を設置し、運営しています。また、認定審査会委員や介護認定調査員の能力向上のための研修を実施しています。

介護給付費の適正化については、社会福祉士と介護支援専門員の資格を持つ職員2名で、ケアプラン点検や住宅改修等の点検をきめ細やかに行ってています。

課題

介護分野で働く人材不足が深刻化しています。介護を支える人材の確保・育成が急務となっていることから、人材確保のための基盤整備、働く環境の改善及び資質の向上に取り組むとともに、介護職の魅力を発信することが必要です。また、適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じて、安定した制度運営を継続して図る必要があります。

方向性

- 介護人材確保の基盤を整備するとともに、介護支援専門員のスキルアップを図るために、引き続き研修会の開催や主任介護支援専門員による相談支援を実施します。
- 要介護（要支援）認定の適正化、ケアプラン点検を強化し、さらなる給付費適正化に努めます。

指標

取組内容	事業	指標名	単位	実績	実績見込	目標		
				令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
(2)	①	ケアプラン点検	回	10	10	10	10	10
(2)	①	第三者行為求償届出義務の周知	回	1	1	1	1	1
(2)	①	住宅改修点検の実施件数（申請全件数）	件	179	190	190	190	190
(2)	①	住宅改修調査の実施（疑義を生じた申請に対する実地調査率）	%	100	100	100	100	100
(2)	①	福祉用具購入・貸与の訪問調査	件	—	—	5	5	5
(2)	④	介護事業所による災害等の防災訓練	回	1	1	1	1	1

主な取組事業**(1) 介護人材の確保・育成及び業務の効率化****①介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上**

介護支援専門員連絡協議会と連携しながら、ケアプラン相談会の開催や介護支援専門員への相談対応、研修会の開催により介護支援専門員の支援及び資質の向上に努めます。

②介護サービス等の人材の確保・育成及び業務の効率化

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、介護を支える人材の確保が必要不可欠であることから、佐賀県の人材確保関連事業と連携を図るとともに、介護職の魅力を発信するほか、働く環境の改善に努めます。

(2) 介護保険の適正な運営**①介護給付等費用適正化事業**

主要事業の再編により取組内容の見直しを行い、要介護（要支援）認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修点検、医療情報との突合・縦覧点検を継続して実施したうえで、新たに福祉用具購入・貸与訪問調査を実施することで更なる給付費適正化に努めます。

②要介護（要支援）認定の適正化

要介護（要支援）認定は、介護保険制度の信頼を支える重要な基盤であるため、介護認定調査員によって判断基準が異なることがないように、公平かつ的確な要介護（要支援）認定を実施します。また、定期的な研修を行い、介護認定調査員の専門的知識や技術習得を促進します。

③情報の公表

利用者やその家族が、介護サービス事業所・施設の選定をする際、比較検討しやすいように、事業所から届出があった情報を県と連携して公表します。

④災害や感染症対策に係る体制の整備

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、業務継続計画（BCP）の策定が令和6年4月1日から義務化されます。

介護サービス事業者に災害や感染症予防に関する情報を共有するとともに、計画や研修、訓練内容を確認し必要な指導に努めます。

第7章 介護保険事業の推進

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

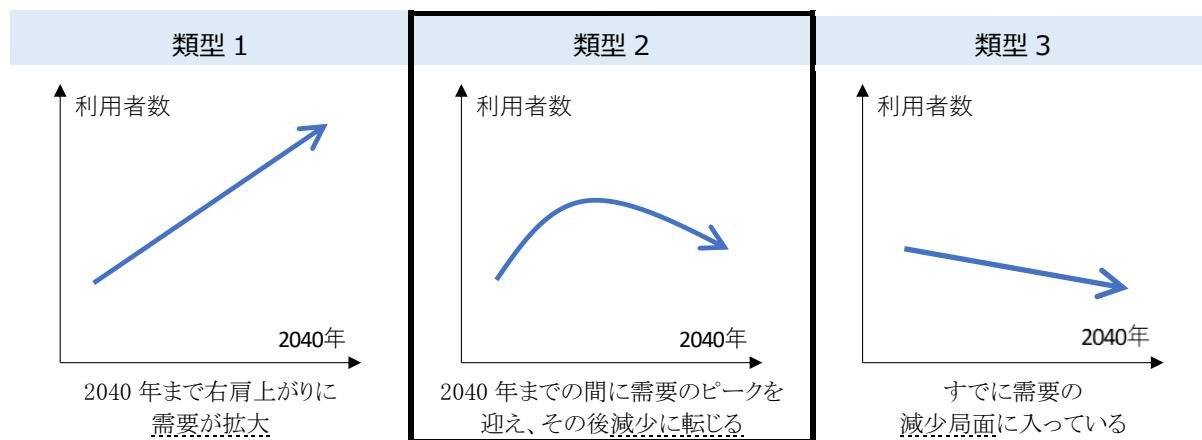
本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

さらに、都市部と地方で高齢化の進み具合が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要となります。

介護サービス基盤・人的基盤の整備について、今後の地域におけるサービス需要動向は下記3つの類型に分けられます。

本市では、高齢者数は減少する続ける見込みですが、医療や介護ニーズの高い後期高齢者の増加に伴い、2040年にかけて需要が高まるなどを踏まえつつ各種サービスを整備していく必要があります。

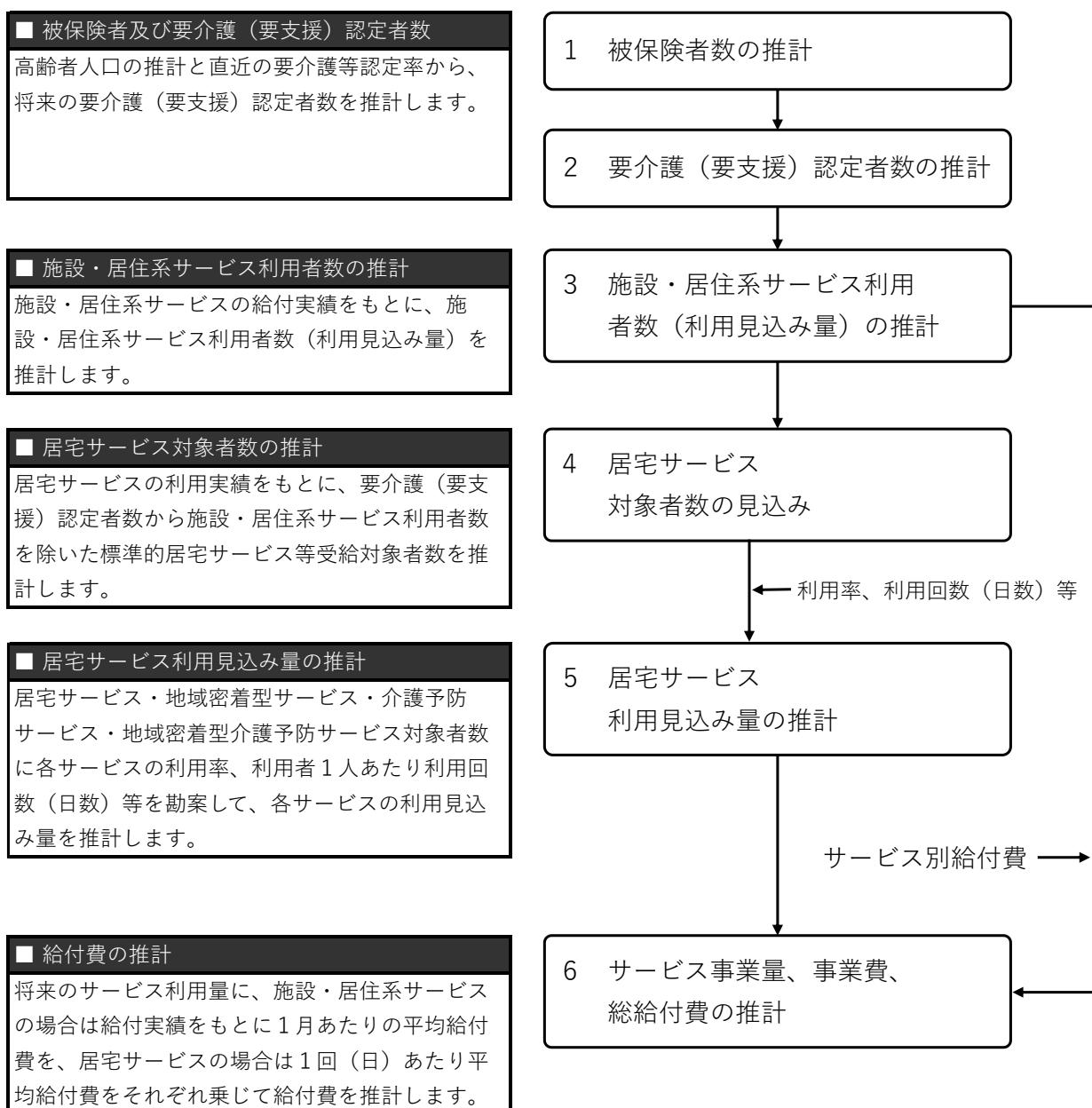
【介護サービスの需要動向】



都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるための支援システムである「地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）」を使用し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各サービスの見込量や給付費を推計しました。

推計の流れは下記のとおりです。

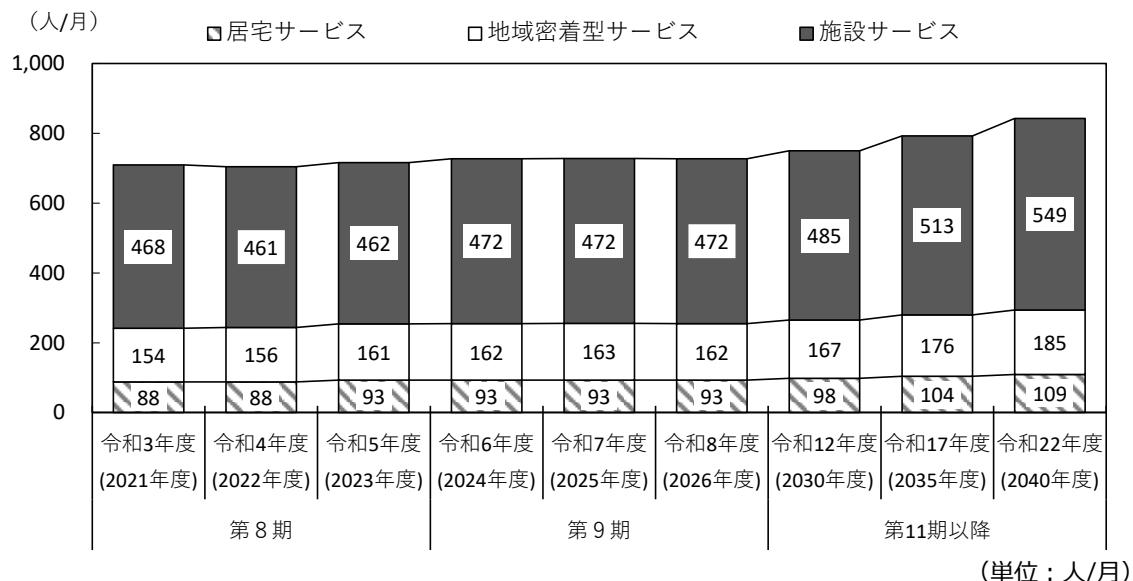
【介護保険事業量・給付費の推計手順】



2. サービス利用者数の推計

(1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用者数は、今後のサービス基盤整備の見通しを踏まえて推計します。本計画の最終年度である令和8（2026）年度の利用者数は、ひと月当たりそれぞれ居宅サービス93人、地域密着型サービス162人、施設サービス472人を見込んでいます。



(単位：人/月)

	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
特定施設入居者生活介護	60	53	52	51	50	50	54	57	61
介護予防特定施設入居者生活介護	28	35	41	42	43	43	44	47	48
居宅サービス合計	88	88	93	93	93	93	98	104	109
認知症対応型共同生活介護	134	136	140	141	142	141	145	154	163
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	1	2	1	1	1	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	19	19	19	20	20	20	20	20	20
地域密着型サービス合計	154	156	161	162	163	162	167	176	185
介護老人福祉施設	254	249	243	256	256	256	258	273	291
介護老人保健施設	164	160	153	153	153	153	161	171	182
介護医療院	24	32	63	63	63	63	66	69	76
介護療養型医療施設	26	19	3						
施設サービス合計	468	461	462	472	472	472	485	513	549

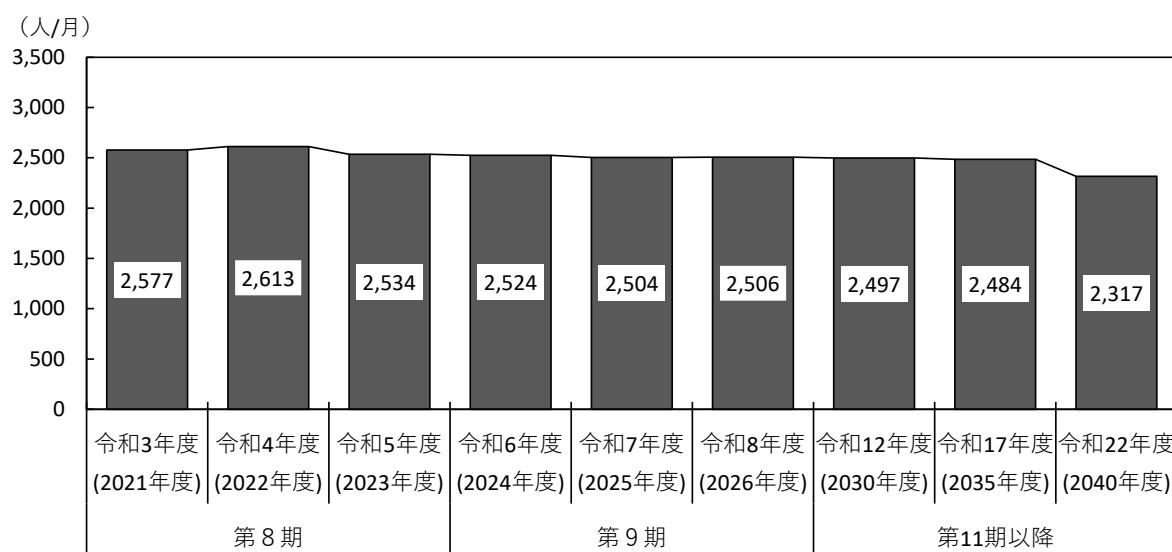
※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

(2) 在宅サービス利用者数の推計

在宅サービスの利用者数は、要介護（要支援）認定者数の推計から施設・居住系サービスの利用者数の見込みを差し引くことで算出します。

在宅サービスの利用者数の推計から、在宅サービスの利用率、利用日数、利用回数、給付費等の実績を勘案し、事業量を推計します。

本計画期間中の要介護（要支援）認定者数は多少の増減はあるものの、おおむね横ばいで推移することが見込まれていることから、本計画最終年度である令和8（2026）年度の在宅サービスの利用者数は2,506人を見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	412	481	483	512	513	512	482	481	465
要支援2	436	455	465	476	478	481	459	464	442
要介護1	625	629	648	643	619	616	647	648	616
要介護2	456	444	402	397	398	397	402	399	373
要介護3	307	265	240	206	204	206	240	236	214
要介護4	196	187	157	157	161	164	135	128	96
要介護5	143	151	139	133	131	130	132	128	111
合計	2,577	2,613	2,534	2,524	2,504	2,506	2,497	2,484	2,317

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

3. サービス別事業量の推計

サービス別の事業量を次のように見込んでいます。

(1) 予防サービス（要支援1・2）

(単位：回・人・日／月)

	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	257	299	304	348	348	348	333	333
	人数	35	41	44	46	46	46	44	44
介護予防訪問リハビリテーション	回数	286	213	255	319	332	332	332	343
	人数	22	20	24	25	26	26	26	27
介護予防居宅療養管理指導	人数	22	26	27	31	32	32	32	32
介護予防通所リハビリテーション	人数	221	237	242	261	262	263	259	270
介護予防短期入所生活介護	日数	23	30	31	69	69	69	69	75
	人数	4	4	6	8	8	8	8	9
介護予防短期入所療養介護 (老健、病院等)	日数	6	2	0	10	10	10	10	10
	人数	1	0	0	2	2	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	人数	240	265	286	296	297	298	283	285
特定介護予防福祉用具購入費	人数	8	7	8	8	8	8	8	7
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	28	35	41	42	43	43	44	47
介護予防住宅改修	人数	11	9	10	10	10	10	10	9
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	8	6	7	13	13	13	13	13
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	2	1	2	1	1	1	2	2
(3) 介護予防支援	人数	417	449	471	496	498	499	474	476
									456

※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

(2) 介護サービス (要介護 1~5)

(単位：回・人・日／月)

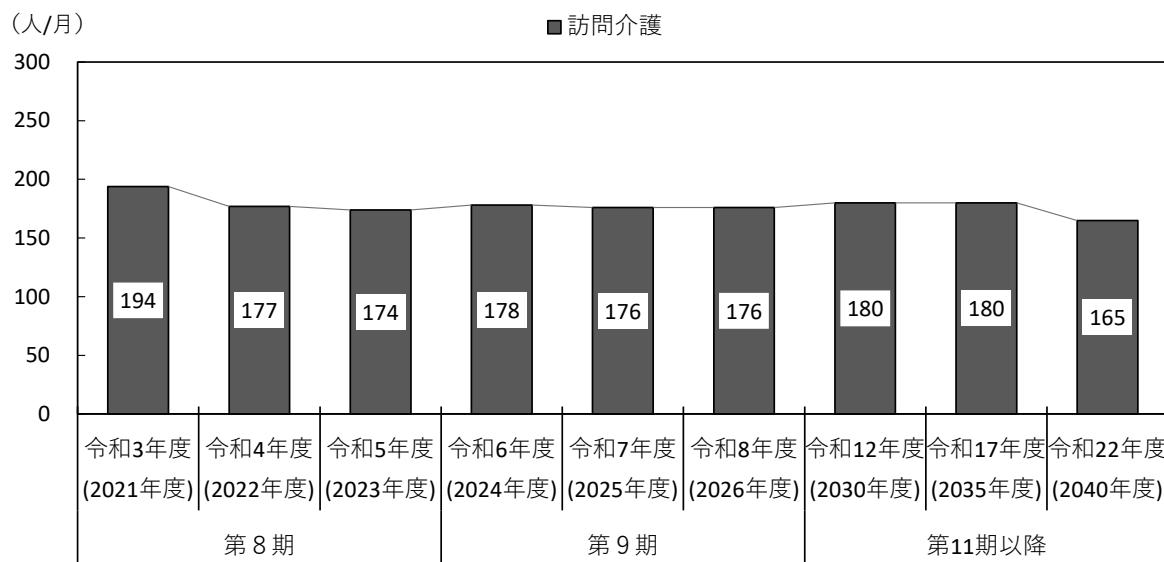
	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス									
訪問介護	回数	2,905	2,515	2,562	2,746	2,723	2,727	2,777	2,777
	人数	194	177	174	178	176	176	180	180
訪問入浴介護	回数	12	14	10	19	19	19	19	22
	人数	3	4	6	6	6	6	7	7
訪問看護	回数	571	626	801	849	843	836	850	850
	人数	77	83	102	104	103	102	104	95
訪問リハビリテーション	回数	547	582	611	637	637	637	688	732
	人数	44	47	46	46	46	46	50	53
居宅療養管理指導	人数	158	154	152	151	149	149	149	148
通所介護	回数	14,222	13,712	12,974	14,189	14,036	14,068	14,457	14,270
	人数	746	739	698	739	729	730	752	744
通所リハビリテーション	回数	2,894	2,557	2,495	2,703	2,654	2,663	2,771	2,749
	人数	286	262	250	263	258	259	269	267
短期入所生活介護	日数	3,161	2,975	2,984	2,991	2,976	2,999	3,006	2,980
	人数	147	149	142	139	138	139	140	139
短期入所療養介護（老健）	日数	70	89	123	163	163	163	163	168
	人数	9	14	21	21	21	21	21	20
短期入所療養介護（病院等）	日数	1	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日数	4	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	545	571	546	552	547	547	559	553
特定福祉用具購入費	人数	9	9	8	9	9	9	9	8
特定施設入居者生活介護	人数	60	53	52	51	50	50	54	57
住宅改修費	人数	7	6	8	9	9	9	9	9
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	人数	15	18	16	22	22	26	22	23
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	3,151	2,916	2,979	3,038	2,971	2,993	3,102	3,044
	人数	194	176	179	180	176	177	184	181
認知症対応型通所介護	回数	703	712	733	687	687	687	688	688
	人数	32	32	32	30	30	30	30	25
小規模多機能型居宅介護	人数	14	13	30	31	31	31	31	31
認知症対応型共同生活介護	人数	134	136	140	141	142	141	145	154
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	19	19	19	20	20	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	11	19	27	29
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	人数	254	249	243	256	256	256	258	273
介護老人保健施設	人数	164	160	153	153	153	153	161	171
介護医療院	人数	24	32	63	63	63	63	66	69
介護療養型医療施設	人数	26	19	3					
(4) 居宅介護支援	人数	1,414	1,382	1,309	1,293	1,275	1,276	1,317	1,345
※人数は1か月当たりの利用者数									
※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）									

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）などが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

訪問介護（要介護1～5）の利用者は実績を踏まえ、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	82	84	89	89	86	86	90	90	86
要介護2	57	54	51	50	51	50	51	51	47
要介護3	27	19	15	15	14	15	17	17	15
要介護4	17	9	10	14	15	15	12	12	9
要介護5	10	11	9	10	10	10	10	10	8
合計	194	177	174	178	176	176	180	180	165

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

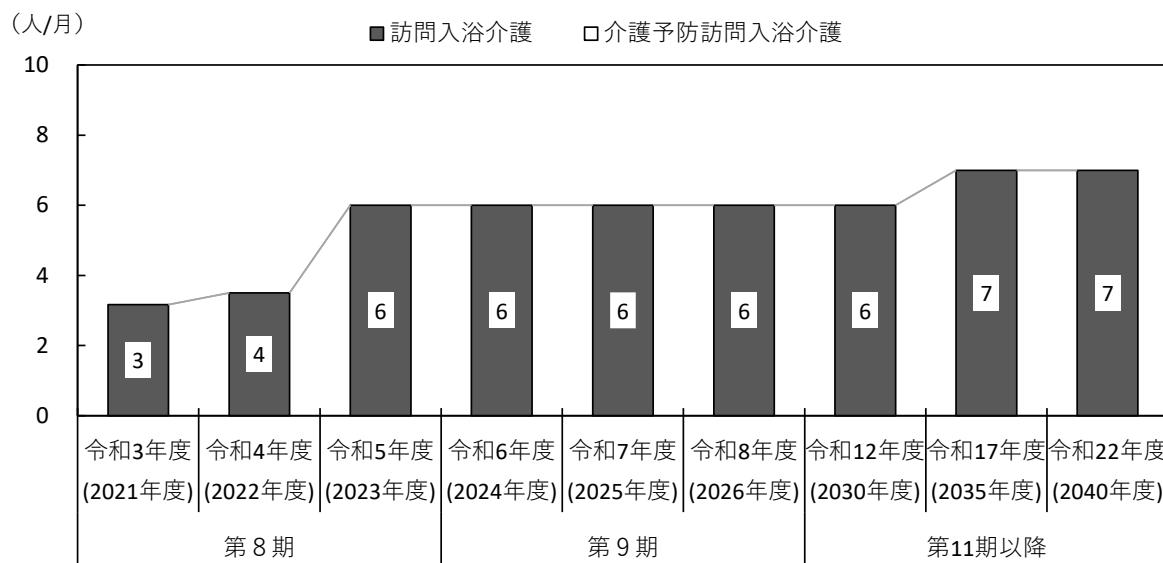
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の援助を行います。

訪問入浴介護（要介護1～5）の利用者数は、令和5（2023）年度に市内に1事業所が開設したことを利用が増加していることを踏まえ、今後も現在の水準で推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値						
	第8期			第9期			第11期以降			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	1	4	4	4	4	4	5	5	5
要介護3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
要介護5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
要支援1・2計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1～5計	3	4	6	6	6	6	6	7	7	7
合計	3	4	6	6	6	6	6	7	7	7

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

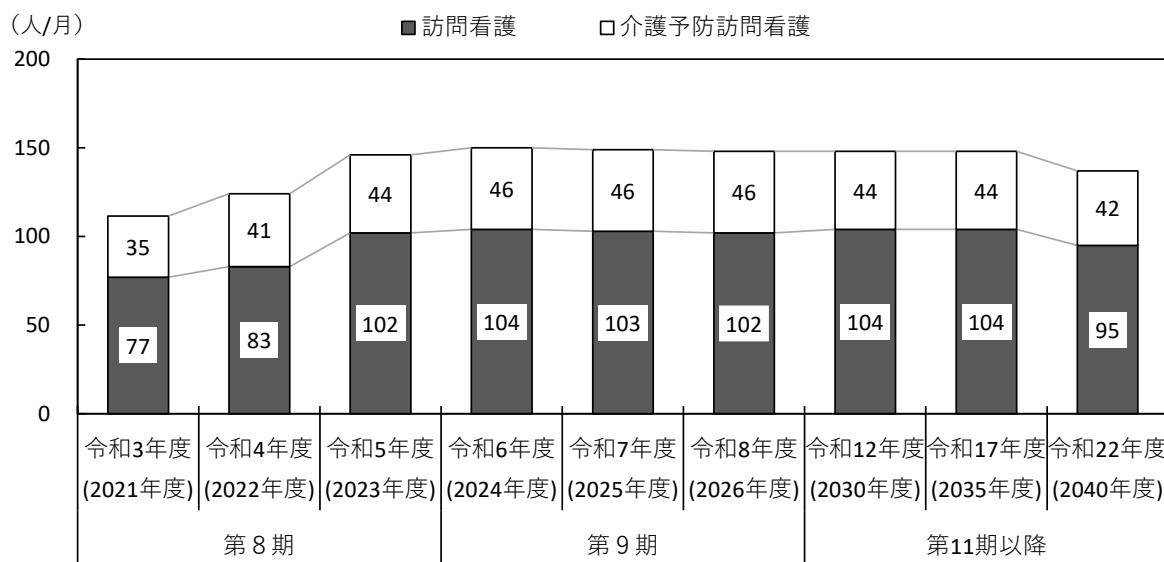
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

③訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが、家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

訪問看護（要介護1～5）、介護予防訪問看護（要支援1・2）の利用者は、増加傾向で推移していることを踏まえ、現在の水準で推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	12	14	17	18	18	18	17	17	16
要支援2	23	27	27	28	28	28	27	27	26
要介護1	27	29	36	36	35	34	36	36	34
要介護2	19	22	34	36	36	36	36	36	34
要介護3	18	13	12	12	12	12	14	14	13
要介護4	8	12	12	12	12	12	10	10	7
要介護5	6	7	8	8	8	8	8	8	7
要支援1・2計	35	41	44	46	46	46	44	44	42
要介護1～5計	77	83	102	104	103	102	104	104	95
合計	112	124	146	150	149	148	148	148	137

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

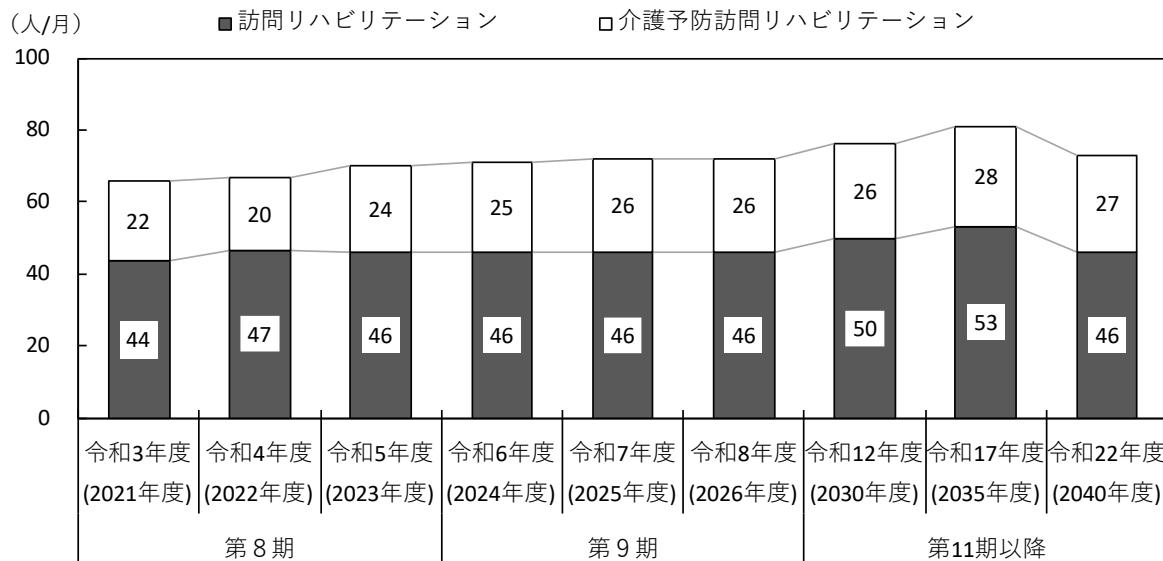
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が家庭を訪問して理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

訪問リハビリテーション（要介護1～5）及び介護予防訪問リハビリテーション（要支援1・2）の利用者は、実績を踏まえ、今後もおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値			見込値	推計値					
	第8期				第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	
要支援1	4	3	5	5	5	5	5	6	6	
要支援2	19	18	19	20	21	21	21	22	21	
要介護1	6	10	10	10	10	10	10	11	10	
要介護2	21	19	18	18	18	18	19	20	19	
要介護3	5	4	5	5	5	5	6	6	5	
要介護4	8	9	9	9	9	9	10	11	8	
要介護5	4	4	4	4	4	4	5	5	4	
要支援1・2計	22	20	24	25	26	26	26	28	27	
要介護1～5計	44	46	46	46	46	46	50	53	46	
合計	66	67	70	71	72	72	76	81	73	

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

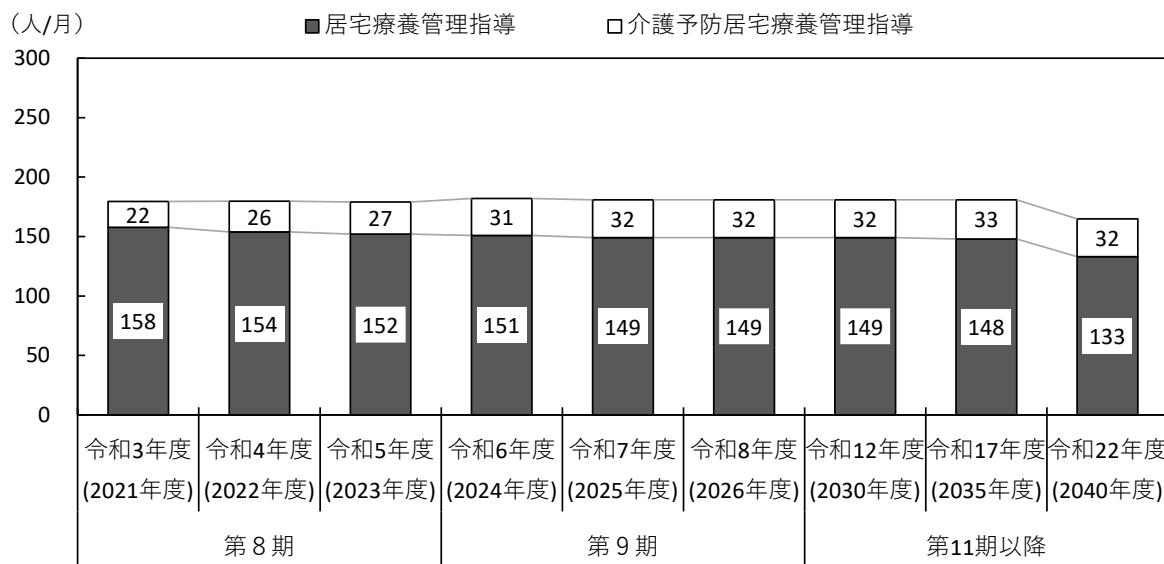
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し、療養上の管理や指導を行います。

居宅療養管理指導（要介護1～5）の利用者数は、実績を踏まえ、今後もおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。また、介護予防居宅療養管理指導（要支援1・2）の利用者数は、増加傾向で推移していることを踏まえ、利用者の増加を見込んでいます。



	実績値			見込値	推計値						
	第8期				第9期			第11期以降			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	
要支援1	8	9	6	10	10	10	10	10	11	11	
要支援2	14	17	21	21	22	22	22	22	22	21	
要介護1	42	44	43	45	43	43	45	45	45	43	
要介護2	36	37	37	37	37	37	37	37	37	35	
要介護3	29	25	22	19	19	19	22	22	22	20	
要介護4	29	24	27	27	28	28	23	22	22	16	
要介護5	23	24	23	23	22	22	22	22	22	19	
要支援1・2計	22	26	27	31	32	32	32	33	32	32	
要介護1～5計	158	154	152	151	149	149	149	148	148	133	
合計	180	180	179	182	181	181	181	181	181	165	

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

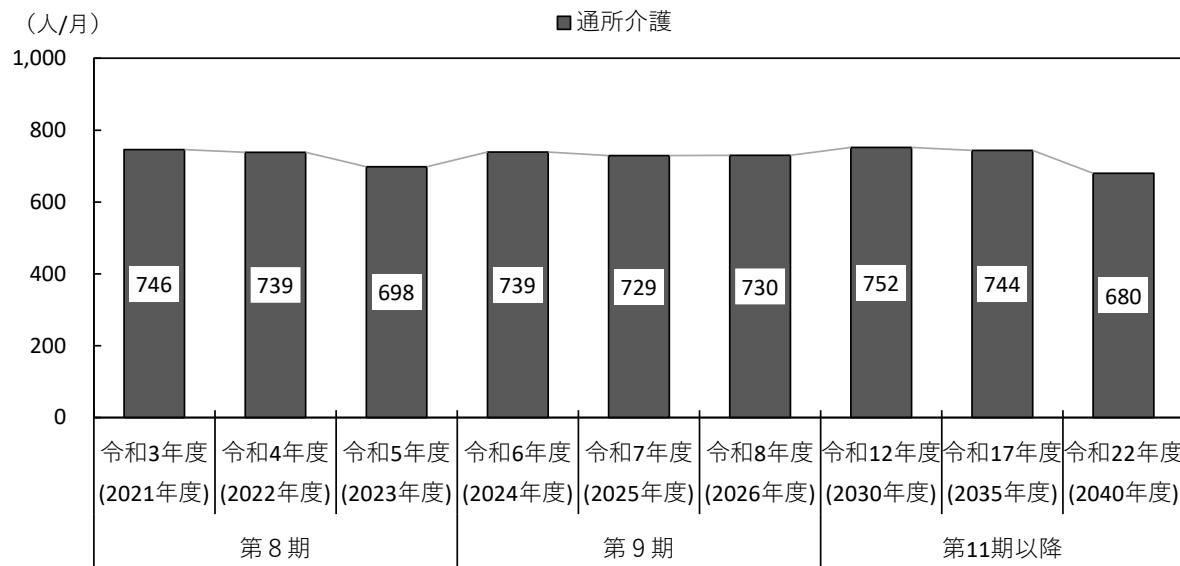
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑥通所介護

デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行います。

通所介護（要介護1～5）の利用者数は減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症からの回復により、今後は令和4（2022）年度の実績程度まで増加すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	278	287	289	287	276	275	289	289	275
要介護2	217	205	173	205	205	205	207	206	192
要介護3	129	121	105	121	121	121	141	139	126
要介護4	82	80	94	80	82	84	69	66	49
要介護5	40	46	37	46	45	45	46	44	38
合計	746	739	698	739	729	730	752	744	680

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

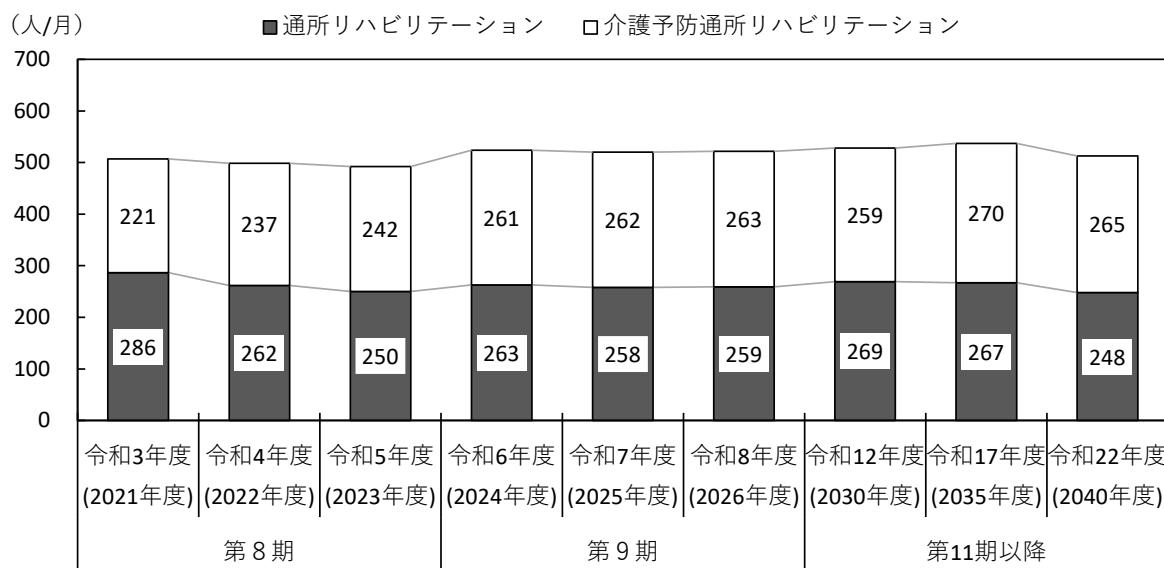
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

通所リハビリテーション（要介護1～5）の利用者数は減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症からの回復により、今後は、令和4（2022）年度の実績程度まで回復すると見込んでいます。また、介護予防通所リハビリテーション（要支援1・2）の利用者数は、増加傾向で推移していることを踏まえ、利用者数の増加を見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	97	103	105	121	121	121	124	133	135
要支援2	124	134	137	140	141	142	135	137	130
要介護1	127	127	127	131	126	126	133	133	126
要介護2	97	84	75	85	85	85	86	85	80
要介護3	45	34	31	30	30	30	35	34	31
要介護4	14	13	13	13	13	14	11	11	8
要介護5	4	4	4	4	4	4	4	4	3
要支援1・2 計	221	237	242	261	262	263	259	270	265
要介護1～5 計	286	262	250	263	258	259	269	267	248
合計	507	499	492	524	520	522	528	537	513

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

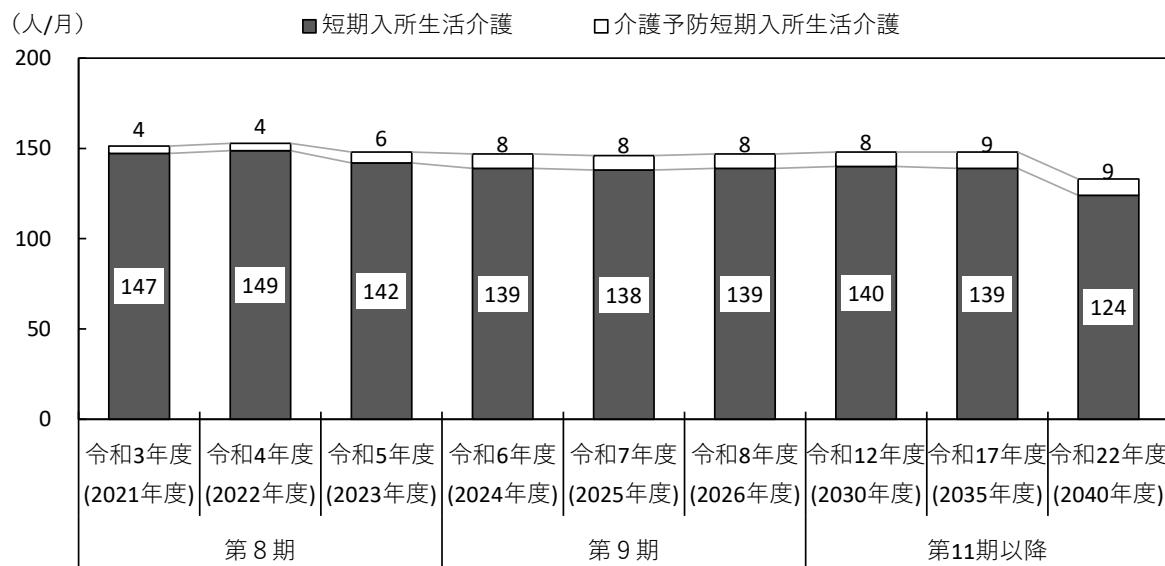
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所している人に日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

短期入所生活介護（要介護1～5）及び介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）の利用者数は、実績を踏まえ、今後もおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	0	2	4	4	4	4	4	5	5
要支援2	4	3	2	4	4	4	4	4	4
要介護1	28	24	27	29	28	28	29	29	28
要介護2	36	42	39	39	39	39	39	39	37
要介護3	41	41	38	33	32	33	38	38	34
要介護4	32	31	27	27	28	28	23	22	16
要介護5	11	11	11	11	11	11	11	11	9
要支援1・2計	4	4	6	8	8	8	8	9	9
要介護1～5計	147	149	142	139	138	139	140	139	124
合計	151	153	148	147	146	147	148	148	133

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

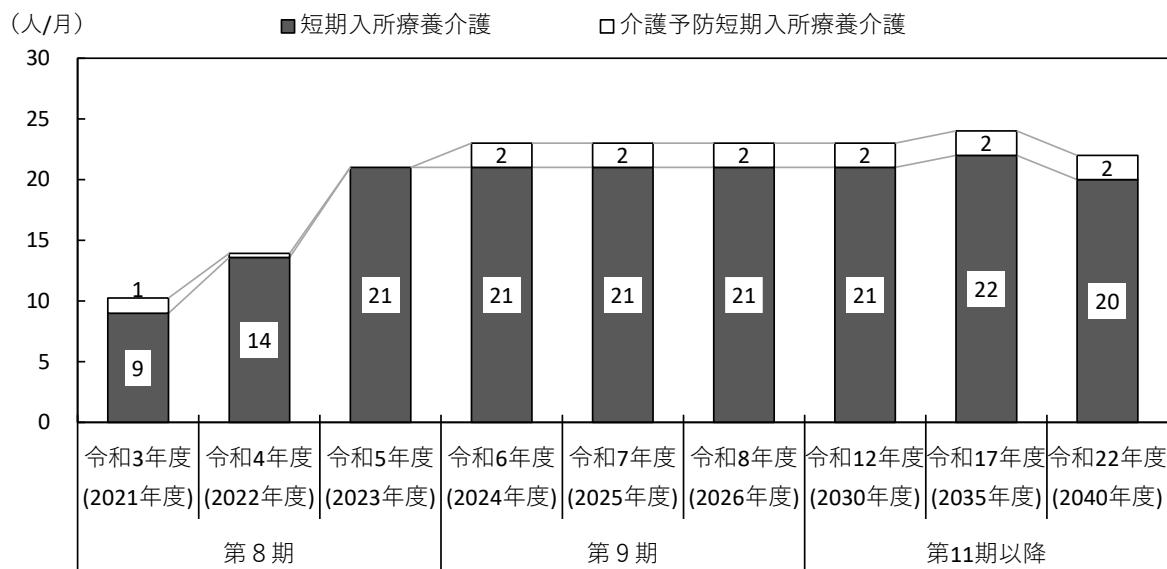
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設・病院等）

介護老人保健施設などに短期間入所している人に、日常生活上の世話機能訓練などを行います。

短期入所療養（要介護1～5）の利用者数は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。また、介護予防短期入所療養介護（要支援1・2）の利用者数は、令和3（2022）年度実績を踏まえ、現在の水準で推移すると見込んでいます。



	推計値									
	実績値			見込値			推計値			
	第8期			第9期			第11期以降			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	
要支援1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
要支援2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1
要介護1	3	5	9	9	9	9	9	10	9	9
要介護2	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5
要介護3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
要介護4	0	1	2	2	2	2	2	2	2	1
要介護5	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
要支援1・2計	1	0	0	2	2	2	2	2	2	2
要介護1～5計	9	14	21	21	21	21	21	22	20	
合計	10	14	21	23	23	23	23	24	22	

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

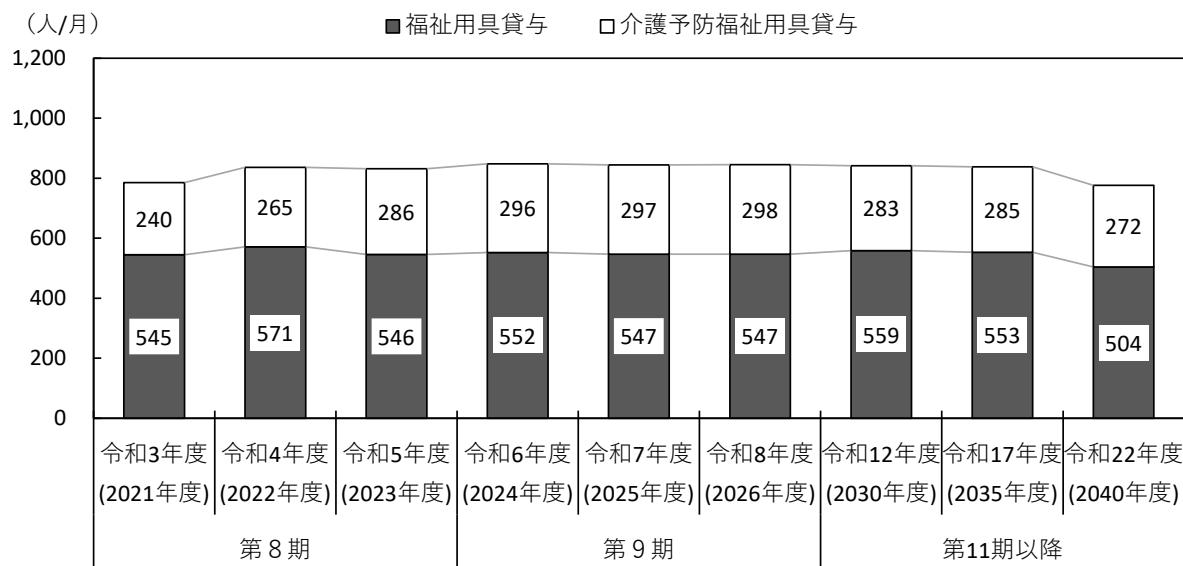
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の選定の援助・取り付け・調整を行い、貸与します。

福祉用具貸与（要介護1～5）利用者は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。また、介護予防福祉用具貸与（要支援1・2）の利用者は、増加傾向にあることを踏まえ、利用者の増加を見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	79	88	98	104	104	104	98	98	94
要支援2	162	177	188	192	193	194	185	187	178
要介護1	157	175	170	179	172	171	180	180	171
要介護2	200	206	202	199	200	199	201	200	187
要介護3	100	94	80	74	73	74	86	85	77
要介護4	56	59	66	66	68	69	57	54	40
要介護5	32	37	28	34	34	34	35	34	29
要支援1・2計	240	265	286	296	297	298	283	285	272
要介護1～5計	545	571	546	552	547	547	559	553	504
合計	785	836	832	848	844	845	842	838	776

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

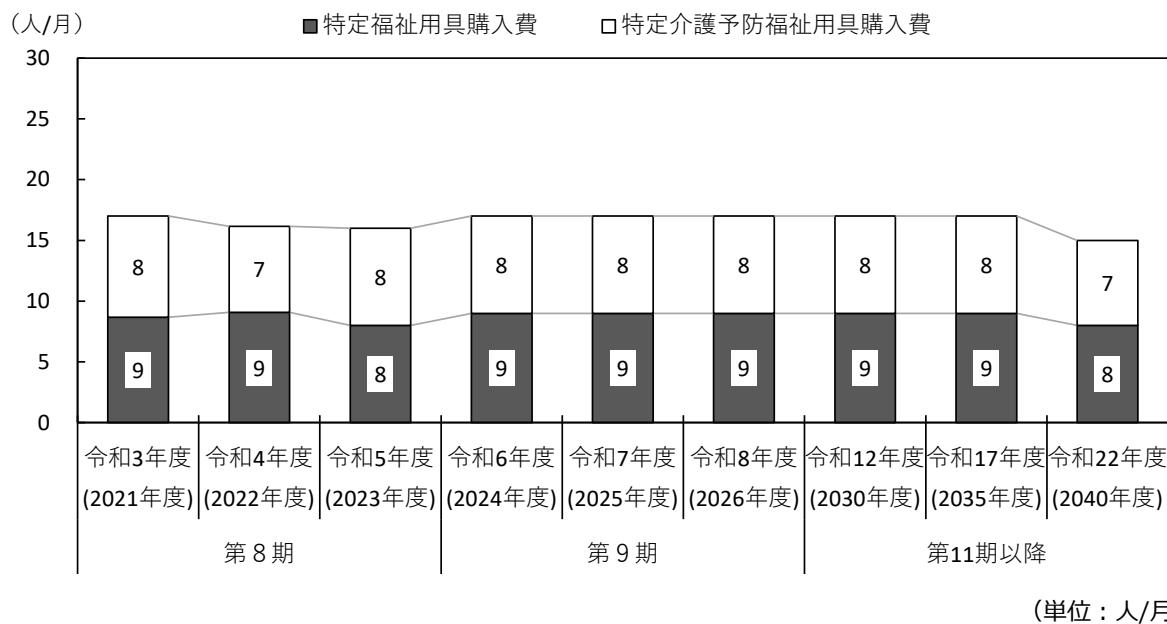
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない性質の入浴や排せつに用いる特定福祉用具の購入費の7～9割を年間10万円を限度として支給します。

特定福祉用具購入費（要介護1～5）及び介護予防特定福祉用具購入費（要支援1・2）の利用者は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	4	4	3	3	3	3	3	3	3
要支援2	4	3	5	5	5	5	5	5	4
要介護1	3	4	5	5	5	5	5	5	5
要介護2	3	3	1	1	1	1	1	1	1
要介護3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
要介護4	1	1	1	2	2	2	2	2	1
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2計	8	7	8	8	8	8	8	8	7
要介護1～5計	9	9	8	9	9	9	9	9	8
合計	17	16	16	17	17	17	17	17	15

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

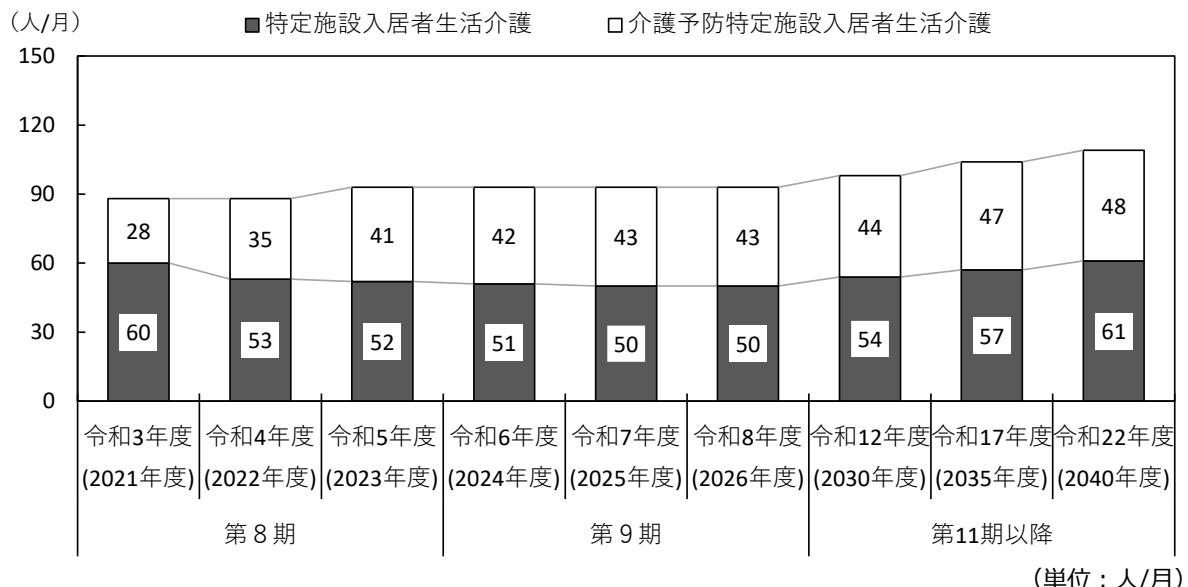
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑫特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

特定施設入所者生活介護（要介護1～5）及び介護予防特定施設入所者生活介護（要支援1・2）の利用者は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	14	18	21	22	22	22	23	25	25
要支援2	14	17	20	20	21	21	21	22	23
要介護1	21	16	16	16	15	15	16	17	18
要介護2	11	11	12	12	12	12	13	13	14
要介護3	6	8	10	9	9	9	10	10	11
要介護4	16	13	9	9	9	9	10	11	12
要介護5	6	6	5	5	5	5	5	6	6
要支援1・2計	28	35	41	42	43	43	44	47	48
要介護1～5計	60	53	52	51	50	50	54	57	61
合計	88	88	93	93	93	93	98	104	109

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

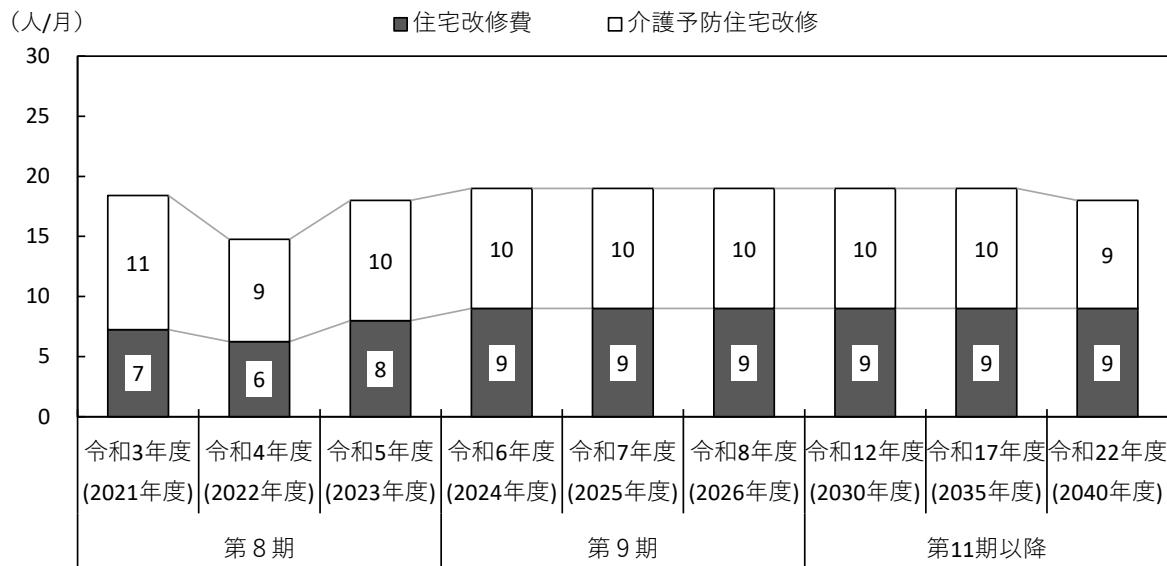
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑬住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行ったときに、改修費の7～9割20万円を限度として支給します。

住宅改修（要介護1～5）及び介護予防住宅改修（要支援1・2）の利用者数は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	6	5	5	5	5	5	5	5	5
要支援2	5	3	5	5	5	5	5	5	4
要介護1	3	3	5	5	5	5	5	5	5
要介護2	3	3	2	2	2	2	2	2	2
要介護3	1	1	0	1	1	1	1	1	1
要介護4	0	0	1	1	1	1	1	1	1
要介護5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1・2計	11	9	10	10	10	10	10	10	9
要介護1～5計	7	6	8	9	9	9	9	9	9
合計	18	15	18	19	19	19	19	19	18

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

※人数は1か月当たりの利用者数

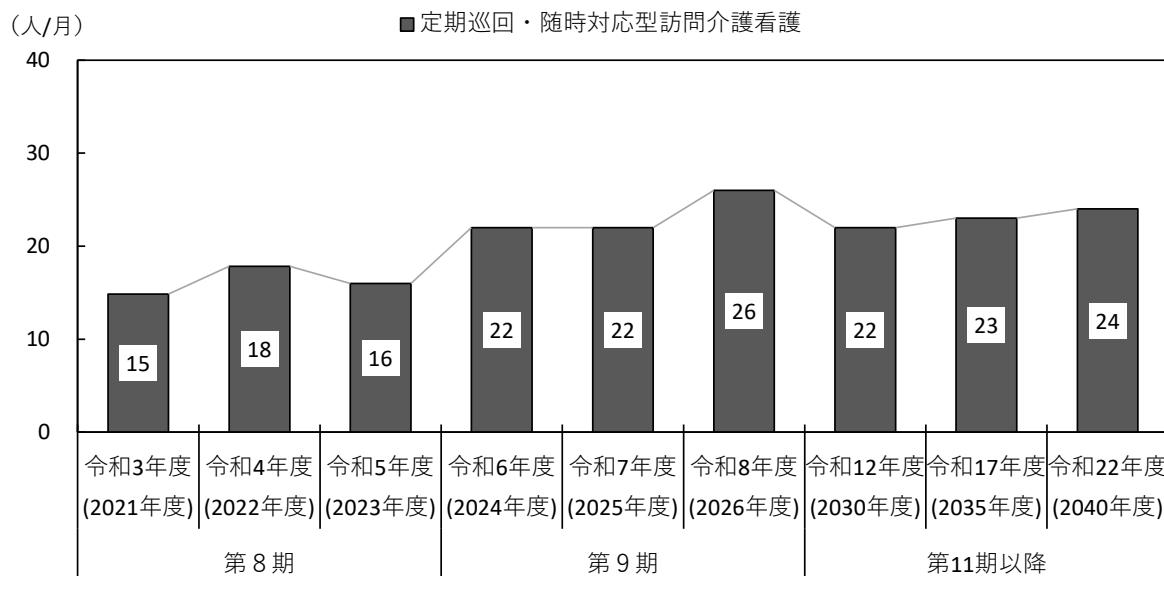
※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数は、令和5（2023）年度に1事業所が開設されたため、増加すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	7	11	10	13	13	14	12	13	13
要介護2	3	5	5	6	6	7	5	5	6
要介護3	2	0	0	1	1	2	2	2	2
要介護4	1	0	0	1	1	1	1	1	1
要介護5	2	1	1	1	1	2	2	2	2
合計	15	18	16	22	22	26	22	23	24

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

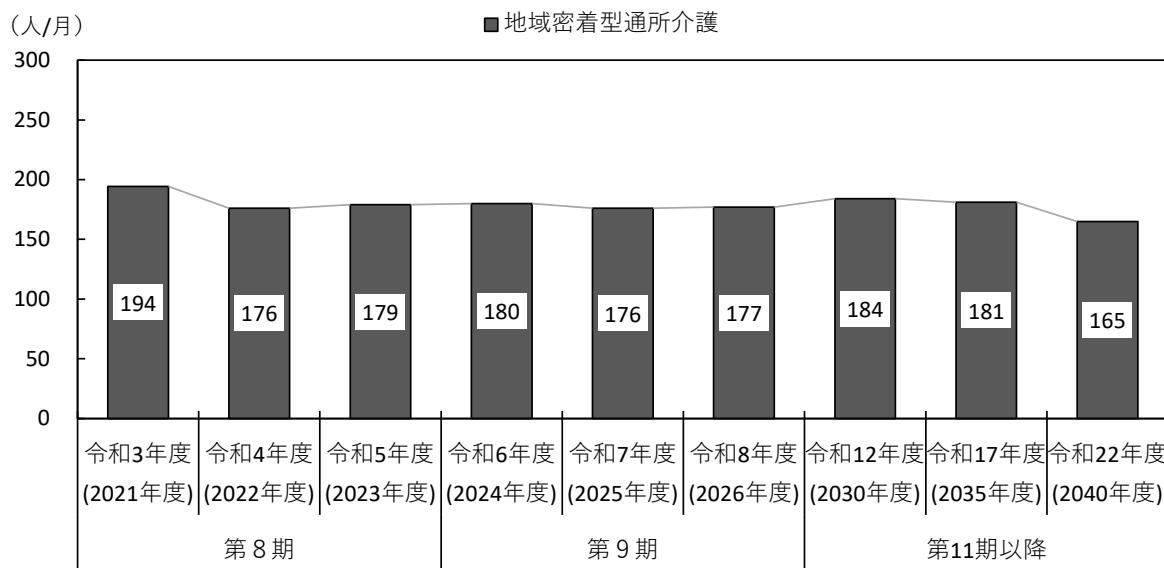
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

②地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで行います。

地域密着型通所介護利用者数は減少傾向にありますが、今後は、令和4(2022)年度の実績程度まで回復すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	57	57	66	66	63	63	66	66	63
要介護2	54	48	50	49	49	49	50	49	46
要介護3	50	36	34	34	34	34	40	39	35
要介護4	20	19	16	17	17	18	14	14	10
要介護5	14	15	13	14	13	13	14	13	11
合計	194	176	179	180	176	177	184	181	165

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

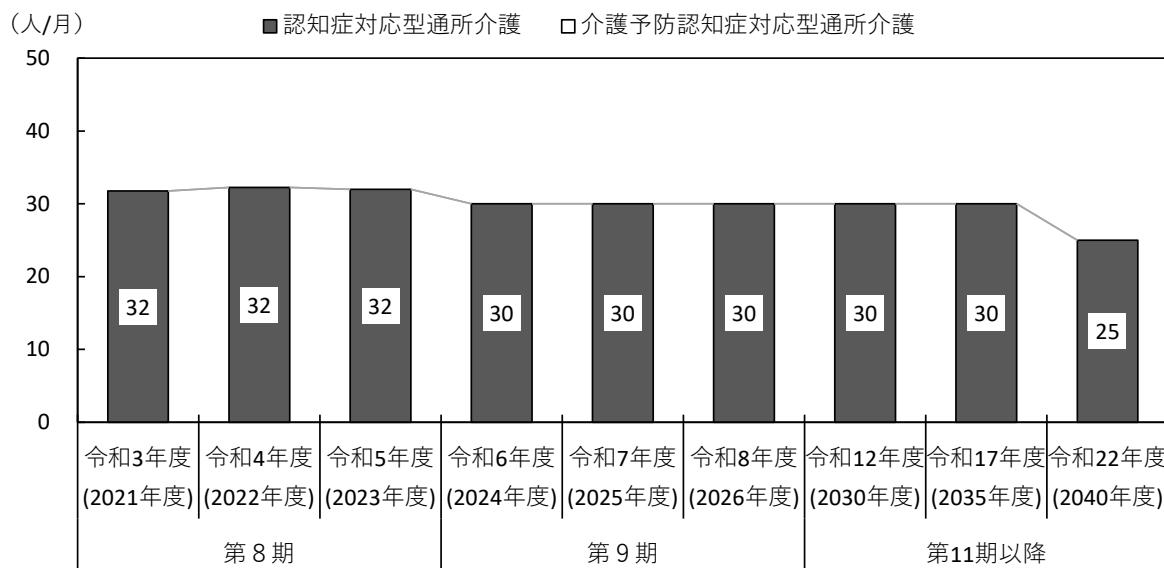
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人へ、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

認知症対応型通所介護（要介護1～5）の利用者数は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。また、介護予防認知症対応型通所介護（要支援1・2）利用者数は、実績から利用者数を見込んでいません。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	3	2	1	1	1	1	1	1	1
要介護3	3	5	6	5	5	5	6	6	5
要介護4	8	6	4	4	4	4	3	3	2
要介護5	18	20	21	20	20	20	20	20	17
要支援1・2計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1～5計	32	32	32	30	30	30	30	30	25
合計	32	32	32	30	30	30	30	30	25

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

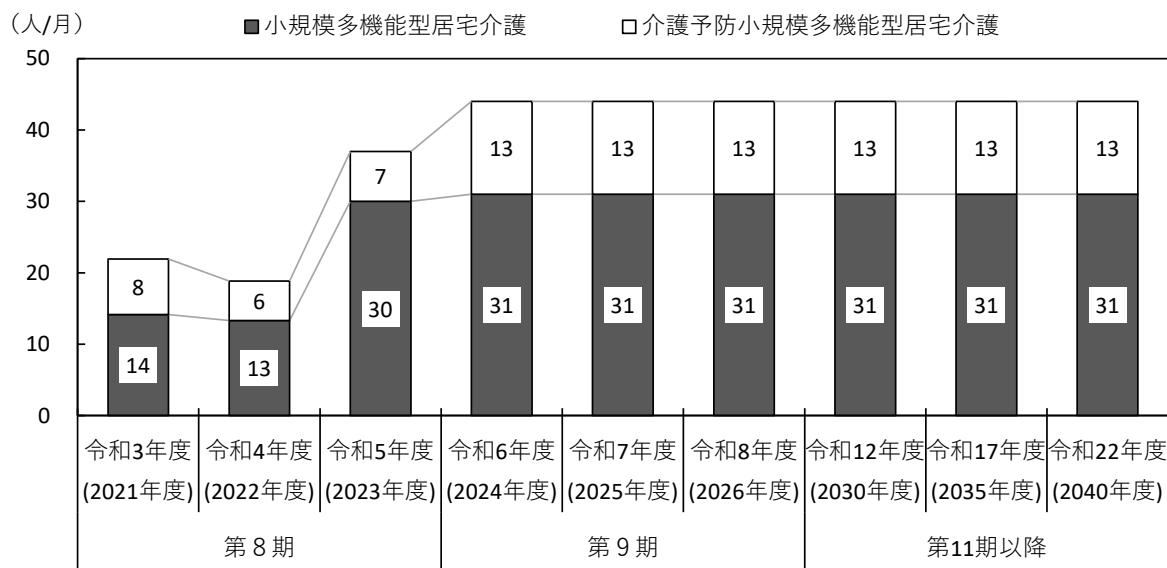
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心として、利用者の選択に応じて、家庭への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能な支援を行います。

小規模多機能型居宅介護（要介護1～5）及び介護予防小規模多機能型居宅介護（要支援1・2）の利用者数は、令和4（2022）年度末に1事業所が開設されたため増加しており、利用者の増加を見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値							
	第8期			第9期			第11期以降				
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)		
要支援1	2	2	3	4	4	4	4	4	4		
要支援2	6	4	4	9	9	9	9	9	9		
要介護1	6	3	12	13	13	13	13	13	13		
要介護2	4	6	10	11	11	11	11	11	11		
要介護3	3	2	6	5	5	5	5	5	5		
要介護4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
要介護5	0	1	1	1	1	1	1	1	1		
要支援1・2計	8	6	7	13	13	13	13	13	13		
要介護1～5計	14	13	30	31	31	31	31	31	31		
合計	22	19	37	44	44	44	44	44	44		

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

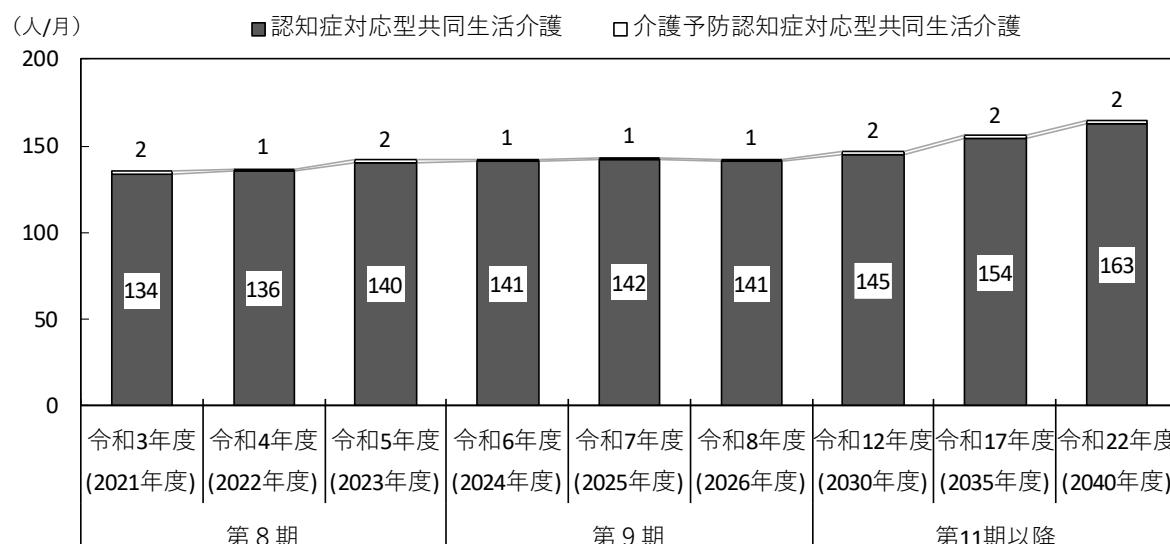
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活する住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練などを行います。

認知症対応型共同生活介護(要介護1～5)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援1・2)の利用者数は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
要支援2	2	1	2	1	1	1	2	2	2
要介護1	32	40	48	47	48	48	48	52	53
要介護2	33	29	29	26	26	26	27	29	31
要介護3	30	28	26	29	29	28	27	29	31
要介護4	26	25	26	27	27	27	30	31	34
要介護5	13	13	11	12	12	12	13	13	14
要支援1・2計	2	1	2	1	1	1	2	2	2
要介護1～5計	134	136	140	141	142	141	145	154	163
合計	136	137	142	142	143	142	147	156	165

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

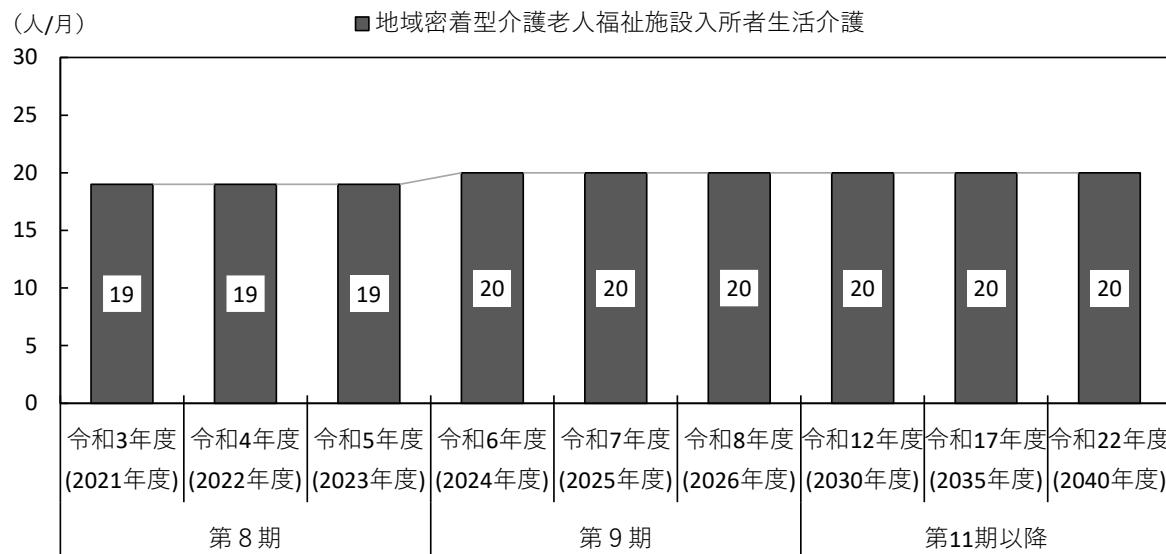
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は、実績を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護3	11	7	4	6	6	6	6	6	6
要介護4	5	7	8	6	6	6	6	6	6
要介護5	3	5	7	8	8	8	8	8	8
合計	19	19	19	20	20	20	20	20	20

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

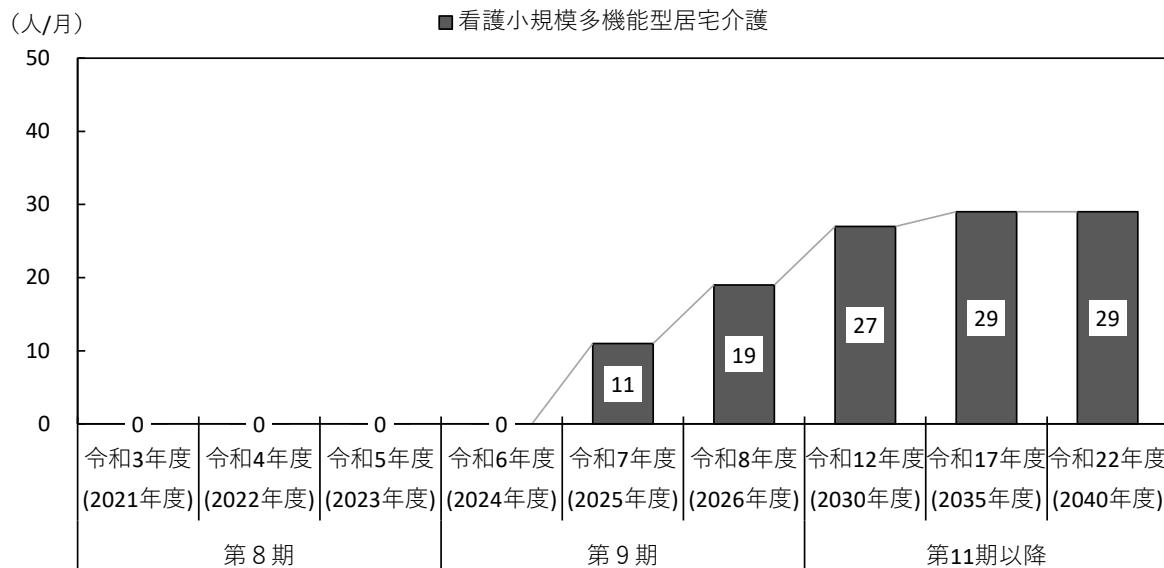
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

⑦看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスを行います。

令和5（2023）年度現在、本市において事業所はありませんが、令和7（2025）年度に1事業所（定員数29人予定）を整備、開設を目指します。



	実績値		見込値	推計値						
	第8期			第9期			第11期以降			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	
要介護1	0	0	0	0	6	10	14	15	15	
要介護2	0	0	0	0	3	4	6	6	6	
要介護3	0	0	0	0	2	4	5	6	6	
要介護4	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
要介護5	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
合計	0	0	0	0	11	19	27	29	29	

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

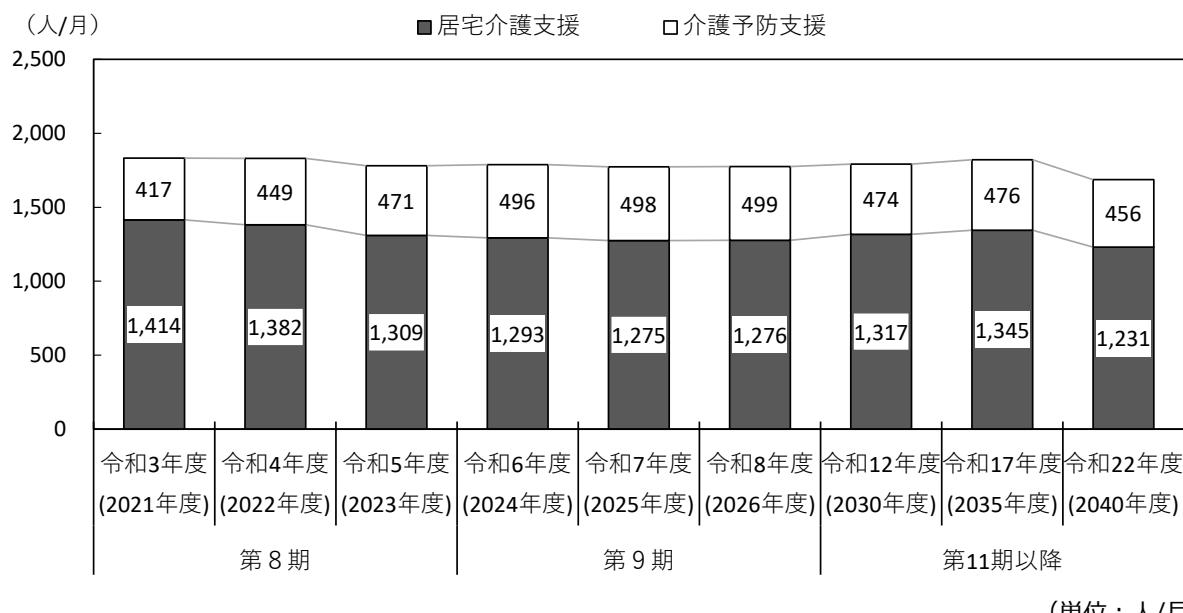
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

(3) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービス・地域密着型サービスなどを適切に利用できるように、ケアマネジャーが利用者や家族の相談に応じアドバイスを行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成します。

居宅介護支援（要介護1～5）の利用者数は減少傾向にあり、現在の水準で推移すると見込んでいます。また、介護予防支援（要支援1・2）の利用者数は増加傾向にあることを踏まえ、利用者の増加を見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	168	180	191	209	210	209	197	197	190
要支援2	249	269	280	287	288	290	277	279	266
要介護1	506	520	522	523	503	501	526	526	501
要介護2	400	384	357	353	353	353	357	398	372
要介護3	256	229	196	180	179	180	209	206	186
要介護4	161	150	145	145	149	152	134	127	95
要介護5	92	100	89	92	91	90	91	88	77
要支援1・2計	417	449	471	496	498	499	474	476	456
要介護1～5計	1,414	1,382	1,309	1,293	1,275	1,276	1,317	1,345	1,231
合計	1,831	1,831	1,780	1,789	1,773	1,775	1,791	1,821	1,687

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

※人数は1か月当たりの利用者数

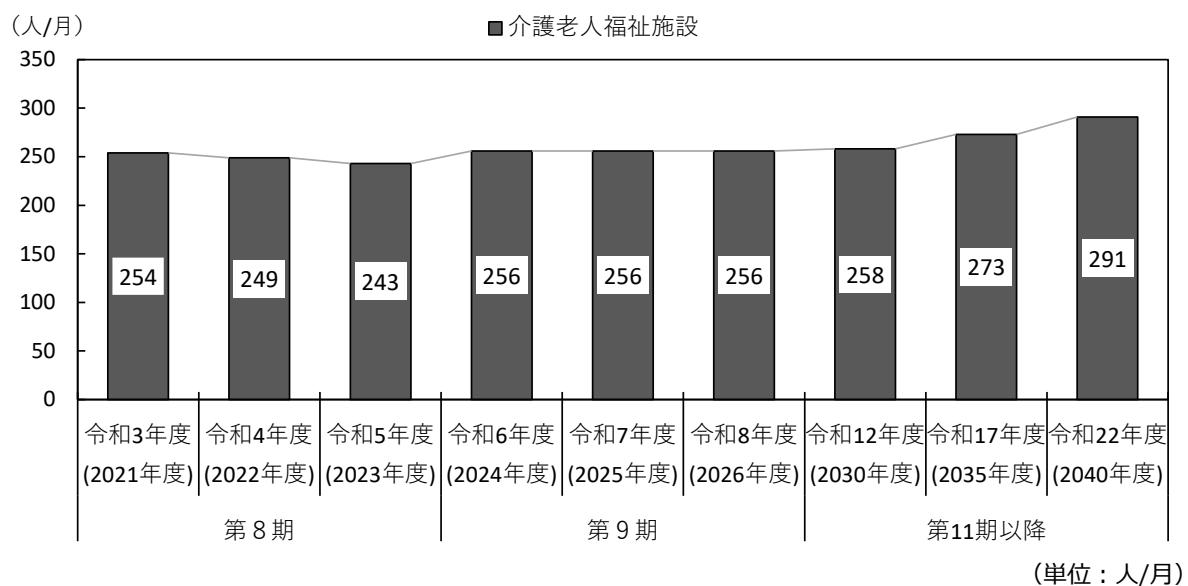
※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

(4) 施設サービス

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行います。

介護老人福祉施設の利用者については、減少傾向にありますが、短期入所（ショートステイ）床から特別養護老人ホーム床への定床化により、利用者の増加を見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
要介護2	14	15	12	13	13	13	12	12	12
要介護3	65	57	64	67	67	67	64	67	72
要介護4	96	97	95	100	100	100	106	113	122
要介護5	77	79	70	74	74	74	74	79	83
合計	254	249	243	256	256	256	258	273	291

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

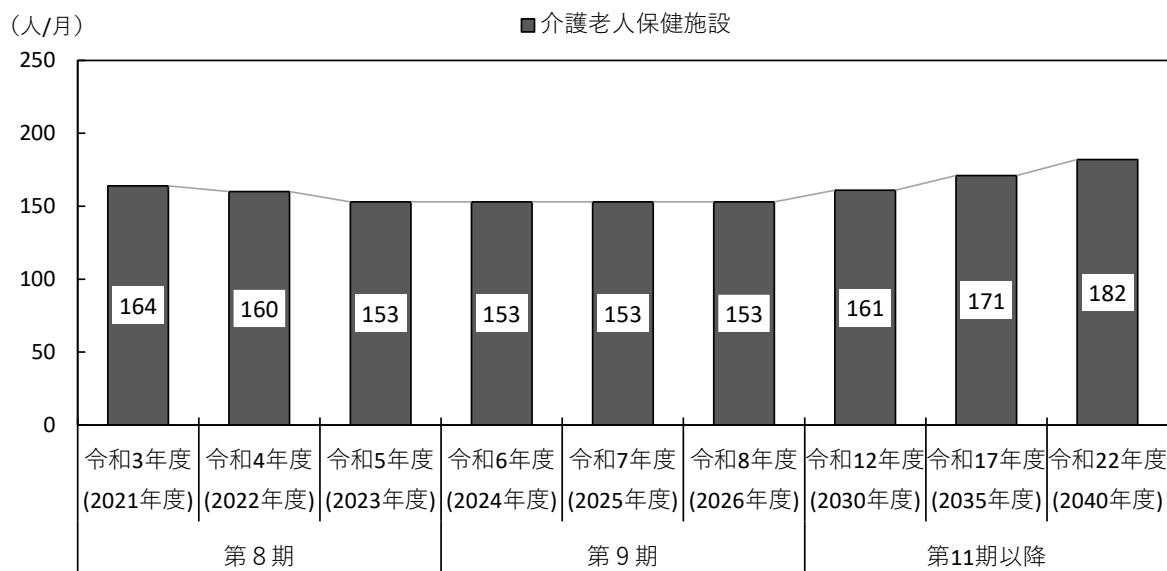
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

②介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の支援を行います。

介護老人保健施設については、本計画期間中に新たな施設整備は想定されないことがら、現在の水準で推移していくと見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	31	26	24	24	24	24	24	26	27
要介護2	37	36	38	38	38	38	40	42	45
要介護3	30	27	25	25	25	25	25	26	28
要介護4	39	42	43	43	43	43	48	51	55
要介護5	28	29	23	23	23	23	24	26	27
合計	164	160	153	153	153	153	161	171	182

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

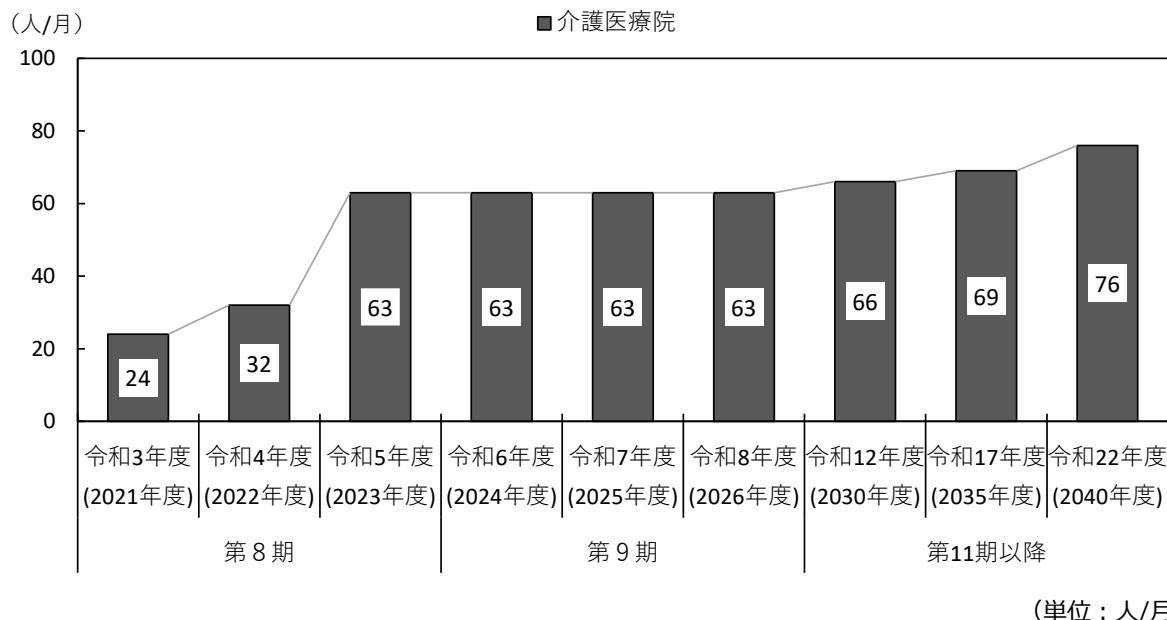
※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

③介護医療院

日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

医療療養病床や介護療養型医療施設からの転換等が進んだことで利用者が増加しており、現在の水準で推移すると見込んでいます。



	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護1	1	4	16	16	16	16	16	17	18
要介護2	2	2	3	3	3	3	3	3	4
要介護3	2	4	6	6	6	6	6	6	7
要介護4	8	11	18	18	18	18	20	21	23
要介護5	11	11	20	20	20	20	21	22	24
合計	24	32	63	63	63	63	66	69	76

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります。

※人数は1か月当たりの利用者数

※実績値は各年度における1か月当たりの平均値（令和5年度（2023年度）は見込値）

4. 給付費の見込み

(1) 予防給付（要支援1・2）

(単位：千円)

	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	13,004	14,338	13,849	16,070	16,090	16,090	15,401	15,401	14,712
介護予防訪問リハビリテーション	9,590	7,152	8,542	10,846	11,316	11,316	11,316	12,119	11,663
介護予防居宅療養管理指導	2,049	2,625	2,995	3,616	3,724	3,724	3,724	3,868	3,765
介護予防通所リハビリテーション	86,993	93,488	95,611	102,772	103,404	103,906	101,200	104,630	101,654
介護予防短期入所生活介護	2,057	2,003	2,329	5,282	5,288	5,288	5,288	5,721	5,721
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	676	97	0	917	919	919	919	919	919
介護予防福祉用具貸与	14,537	16,442	19,980	20,642	20,717	20,792	19,756	19,905	18,991
特定介護予防福祉用具購入費	2,754	2,636	2,469	2,694	2,694	2,694	2,694	2,694	2,374
介護予防特定施設入居者生活介護	24,635	31,654	38,402	39,657	40,908	40,908	41,621	44,248	45,449
介護予防住宅改修	11,476	8,857	11,294	11,323	11,323	11,323	11,323	11,323	10,328
介護予防サービスの合計	167,772	179,292	195,473	213,819	216,383	216,960	213,242	220,828	215,576
(2) 地域密着型介護予防サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,660	4,580	6,097	12,111	12,126	12,126	12,126	12,126	12,126
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,032	2,827	5,870	2,976	2,980	2,980	5,960	5,960	5,960
地域密着型介護予防サービスの合計	8,691	7,407	11,967	15,087	15,106	15,106	18,086	18,086	18,086
(3) 介護予防支援	22,803	24,561	25,764	27,512	27,658	27,714	26,326	26,437	25,326
予防給付合計	199,267	211,260	233,204	256,418	259,147	259,780	257,654	265,351	258,988

※給付費は年間累計の金額（令和5年度（2023年度）は見込額）

※端数処理のため、内訳と合計の金額が合わない場合があります。

(2) 介護給付（要介護1～5）

(単位：千円)

	実績値		見込値	推計値					
	第8期			第9期			第11期以降		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス									
訪問介護	117,654	105,452	108,823	118,098	117,250	117,387	119,517	119,517	107,577
訪問入浴介護	1,852	2,032	1,568	2,920	2,924	2,924	2,924	3,322	3,322
訪問看護	37,159	40,473	50,959	54,716	54,390	53,995	54,673	54,673	49,267
訪問リハビリテーション	18,691	19,769	20,512	21,697	21,725	21,725	23,450	24,952	21,683
居宅療養管理指導	12,189	11,958	11,974	12,143	11,982	11,982	11,973	11,894	10,748
通所介護	1,269,846	1,248,762	1,195,230	1,325,520	1,315,990	1,320,224	1,350,483	1,329,441	1,193,548
通所リハビリテーション	252,930	224,024	219,682	242,014	238,528	239,699	248,670	246,452	227,181
短期入所生活介護	300,295	285,870	285,637	290,405	289,843	292,188	291,446	288,684	252,550
短期入所療養介護（老健）	7,842	10,353	14,704	19,584	19,609	19,609	19,609	20,238	18,575
短期入所療養介護（病院等）	72	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	627	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	73,160	74,117	72,976	74,244	74,088	74,219	74,893	73,720	65,868
特定福祉用具購入費	3,375	3,650	3,119	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	3,526
特定施設入居者生活介護	139,804	123,493	121,547	120,827	118,981	118,981	128,497	136,140	145,656
住宅改修費	6,755	6,204	7,968	9,807	9,807	9,807	9,807	9,807	9,807
居宅サービス合計	2,242,253	2,156,159	2,114,699	2,296,075	2,279,217	2,286,840	2,340,042	2,322,940	2,109,308
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	19,703	18,125	16,513	24,632	24,663	31,804	27,881	28,664	29,843
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	337,596	309,127	309,236	322,238	315,492	318,423	328,463	321,259	285,749
認知症対応型通所介護	105,999	109,879	115,592	109,966	110,105	110,105	110,262	110,262	91,920
小規模多機能型居宅介護	29,409	29,051	59,646	63,242	63,323	63,323	63,323	63,323	63,323
認知症対応型共同生活介護	400,391	406,156	446,033	456,224	459,809	456,517	470,266	498,884	528,815
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	57,749	57,246	61,405	65,393	65,476	65,476	65,476	65,476	65,476
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	23,660	42,723	61,428	66,301	66,301
地域密着型サービスの合計	950,848	929,584	1,008,426	1,041,695	1,062,528	1,088,371	1,127,099	1,154,169	1,131,427
(3) 施設サービス									
介護老人福祉施設	786,581	780,503	782,384	835,981	837,039	837,039	845,157	895,037	954,085
介護老人保健施設	533,907	527,035	504,306	511,425	512,072	512,072	540,076	573,772	610,796
介護医療院	93,335	114,712	219,227	222,322	222,603	222,603	234,838	245,494	269,993
介護療養型医療施設	83,988	58,731	14,443						
施設サービスの合計	1,497,811	1,480,981	1,520,360	1,569,728	1,571,714	1,571,714	1,620,071	1,714,303	1,834,874
(4) 居宅介護支援									
介護給付合計	4,934,709	4,801,159	4,868,977	5,133,115	5,136,570	5,170,331	5,317,543	5,425,724	5,288,838

※給付費は年間累計の金額（令和5年度（2023年度）は見込額）

※端数処理のため、内訳と合計の金額が合わない場合があります。

5. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第9期の総事業費の推計

各サービスの給付費を基に算定した総給付費（予防給付費・介護給付費）に、特定入所者介護サービス費等の給付額や算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費見込額の本計画期間中の総額は約172億円となります。

また、この標準給付費見込額に地域支援事業費を加えた本計画期間中の総事業費は、総額で約182億円となります。

(単位：千円)

	第9期			
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
標準給付費見込額（A）	5,724,855	5,729,605	5,764,135	17,218,595
総給付費	5,389,533	5,395,717	5,430,111	16,215,361
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	191,809	190,929	190,988	573,727
特定入所者介護サービス費等給付額	189,139	188,034	188,092	565,264
制度改正に伴う財政影響額	2,670	2,896	2,897	8,462
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	118,114	117,597	117,633	353,344
高額介護サービス費等給付額	116,205	115,526	115,562	347,293
高額介護サービス費等の利用者負担 の見直し等に伴う財政影響額	1,909	2,071	2,071	6,051
高額医療合算介護サービス費等給付額	19,037	18,936	18,913	56,885
算定対象審査支払手数料	6,362	6,426	6,490	19,278
地域支援事業費（B）	321,911	338,573	346,078	1,006,562
介護予防・日常生活支援総合事業費	190,379	195,182	200,159	585,720
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	111,919	123,757	126,264	361,940
包括的支援事業（社会保障充実分）	19,613	19,634	19,655	58,902
総事業費（A+B）	6,046,766	6,068,178	6,110,213	18,225,157

※端数処理のため、内訳と合計の金額が合わない場合があります。

(2) 介護保険の負担構造

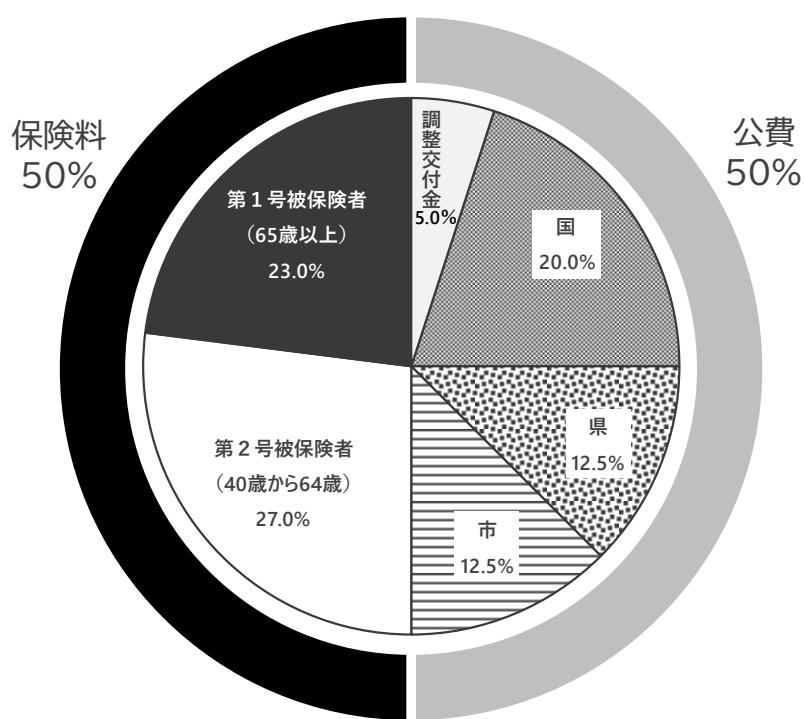
①標準給付費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。

保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう国が負担割合を定めており、それぞれの総人数比で按分した結果、本計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

また、公費負担のうち、調整交付金の標準的な割合は5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて各年度で見直しが行われ、これに伴い、第1号被保険者の負担割合も変動することになります。

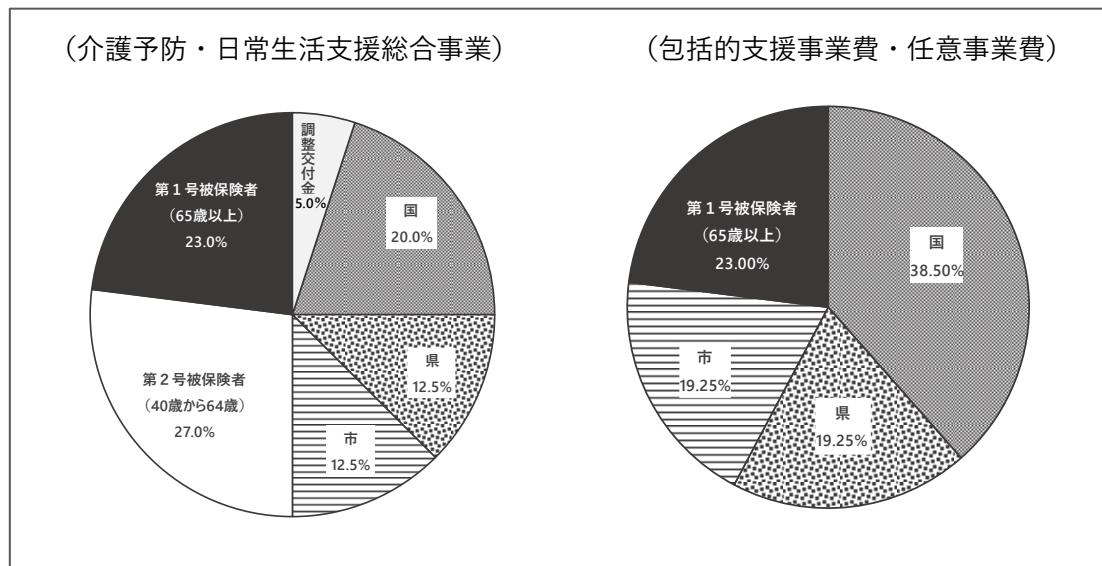
【標準給付費の負担割合】



※施設等給付費については、国（負担金）15.0%、都道府県（負担金）17.5%です

②地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費については、実施する事業によって費用の負担割合が異なり、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が賄われています。

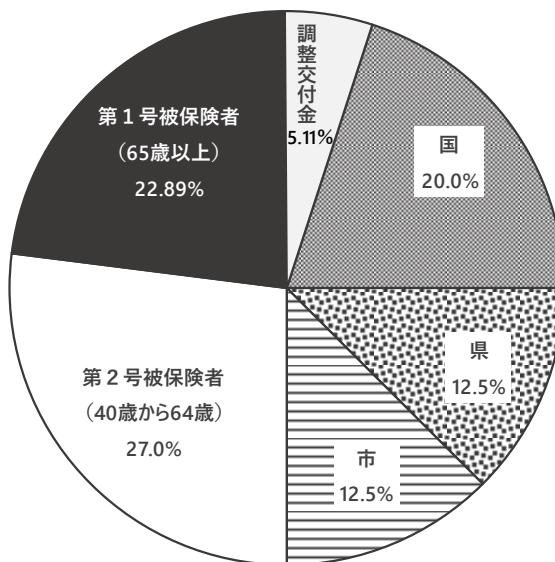


③伊万里市における負担構造

本市の調整交付金は、本計画期間中の高齢化の見込みや所得構造から、標準 5.0% を超える 5.11% 程度を見込んでいます。

この結果、第1号被保険者の標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合は、23%よりも少ない 22.89% 程度となります。

【伊万里市における負担割合】

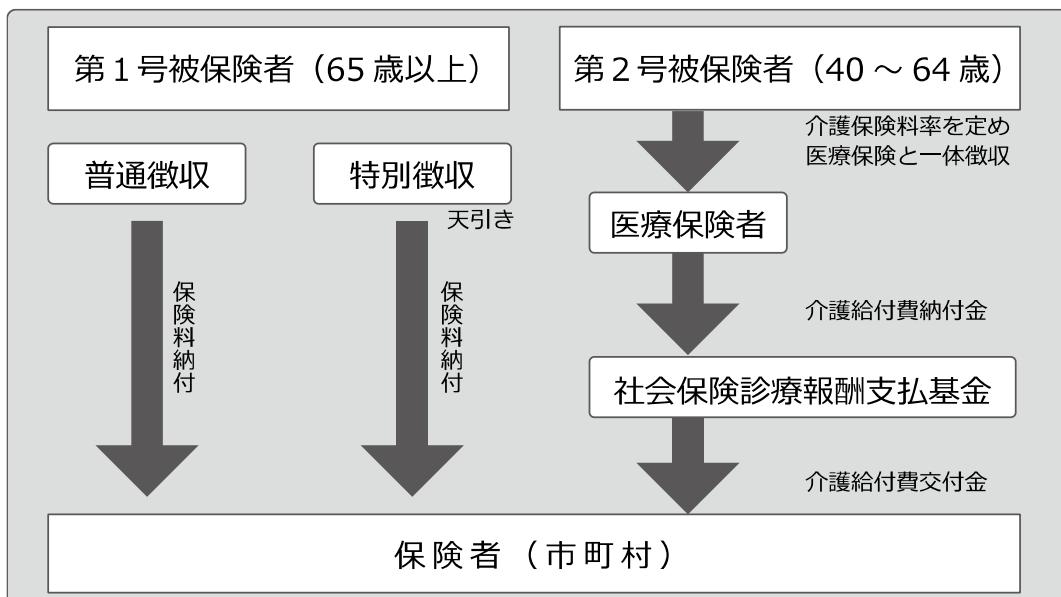


※調整交付金は 3 年間の平均です。

(3) 予定保険料収納率

第1号被保険者の保険料の徴収は、普通徴収と特別徴収があります。第8期計画の保険料の徴収実績を踏まえ、予定保険料収納率を99%と見込んでいます。

【保険料徴収の構造】



(4) 保険料として収納する必要のある額

本計画期間中の介護保険サービス事業量を見込み、各種諸費用、保険料収納率、所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ、次頁のとおり介護保険料標準月額を算定します。

【保険料収納額】

区分		第9期計画期間合計
①標準給付費		17,218,595 千円
②地域支援事業費		1,006,562 千円
介護予防・日常生活支援総合事業費 (a)		585,720 千円
包括的支援事業及び任意事業費		361,940 千円
包括的支援事業（社会保障充実分）		58,902 千円
③第1号被保険者負担分相当額	(①+②) × 23%	4,191,786 千円
④調整交付金※相当額	(①+a) × 5.00%	890,216 千円
⑤調整交付金見込額		909,072 千円
⑥財政安定化基金償還金		0 千円
⑦準備基金※取崩額		242,921 千円
⑧保険料収納必要額	③+④-⑤-⑥-⑦	3,930,009 千円
⑨予定保険料収納率		99.00%
⑩保険料収納率を踏まえた必要額	⑧÷⑨	3,969,706 千円
⑪所得段階別加入割合補正後被保険者数※		51,288 人
⑫介護保険料基準月額	⑩÷⑪÷12か月	6,450 円

※調整交付金…市町村ごと高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差による介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの。

※準備基金…第8期計画期間中までに徴収した介護保険料のうち、余剰分を積み立てておく基金。

※所得段階別加入割合補正後被保険者数…所得段階に応じて保険料が異なることから、保険料が不足しないよう所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を被保険者数とし、介護保険料の基準額を算定する。

(5) 第1号被保険者の保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料の所得段階について、本計画では国の指針等に基づき、以下の通り設定します。

①所得段階の細分化

介護保険料の所得段階については、第8期の標準9段階から13段階へと多段階化することが国の指針として示されています。

本市の前計画の所得段階は11段階ですが、本計画では、国の指針に基づき高所得層の所得段階を細分化し、国の標準区分段階である13段階とします。

②低所得者の保険料軽減強化

低所得の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減強化を実施します。第1段階から第3段階の第1号被保険者の基準額に対する割合については、消費税を財源とした公費による低所得者の負担軽減措置を適用し、保険料率を引き下げます。

所得段階	基準割合	負担軽減後の割合
第1段階	0.455	0.285
第2段階	0.685	0.485
第3段階	0.690	0.685

【第8期・第9期の保険料段階比較】

第8期

保険料段階	課税状況	対象者	保険料率
第1段階	世帯全員が非課税	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.5 (0.3)
		本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.5)
		本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	0.75 (0.7)
		本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9
		本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額
第6段階	本人課税	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2
第7段階		本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3
第8段階		本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5
第9段階		本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上430万円未満	1.7
第10段階		本人が市民税課税で合計所得金額が430万円以上650万円未満	1.9
第11段階		本人が市民税課税で合計所得金額が650万円以上	2.1

第9期

保険料段階	課税状況	対象者	保険料率
第1段階	世帯全員が非課税	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.455 (0.285)
		本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)
		本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	0.69 (0.685)
		本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9
		本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額
第6段階	本人課税	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2
第7段階		本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3
第8段階		本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5
第9段階		本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7
第10段階		本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9
第11段階		本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1
第12段階		本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3
第13段階		本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上	2.4

※第1段階～第3段階の（ ）内は公費負担による軽減後の保険料率

(6) 第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納率を踏まえた必要額を所得段階別加入割合で補正した後、被保険者数で割ることによって、1人当たりの年間の保険料基準額が算出されます。

本計画における第1号被保険者の基準の保険料月額は6,450円（年額77,400円）となります。

【第1号被保険者の所得段階別保険料基準額 令和6～8年度（2024～2026年度）】

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.455)	1,839円 (2,935円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	3,129円 (4,419円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	0.685 (0.69)	4,419円 (4,451円)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	5,805円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人	1.0	6,450円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	7,740円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	8,385円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	9,675円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	10,965円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	12,255円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	13,545円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	14,835円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上	2.4	15,480円

※第1段階から第3段階の区分については、公的な費用を投入し、保険料を軽減しています。（ ）には、軽減前の割合と保険料額を記載しています。

第8章 計画の推進のために

1. 計画の推進方策

(1) 県・他市町との連携強化

県が主催する「保険者会議」や県内の保険者で構成する「佐賀県介護保険制度推進協議会」等への参加を通じて、介護保険に関する情報を共有し、共通する課題に対しては、協力して取り組むことで、県や他市町との広域的な連携の充実、強化を図ります。

(2) 国・県への働きかけ

「保険者会議」における制度改正等の伝達や制度運営上の問題点等の協議を通じて、国や県への必要な要請や支援及び協力の働きかけを継続して行います。

2. 計画の進行管理

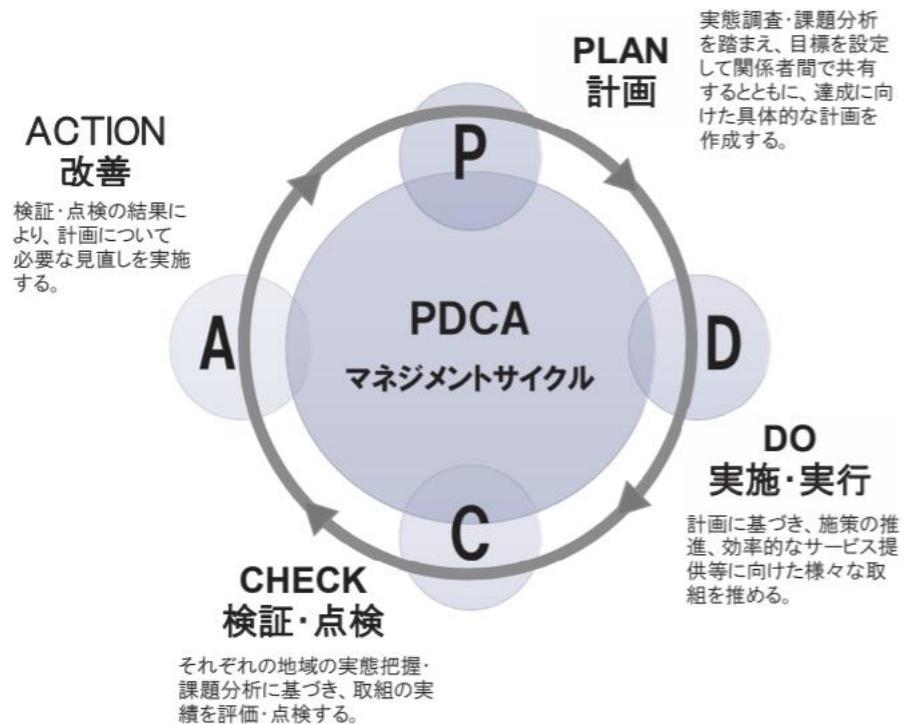
(1) 計画の進捗状況の確認

計画の進捗状況については、市民や有識者、保健・医療・福祉分野の団体の代表者等からなる「介護保険運営会議」において、総合的な見地による推進状況を点検・評価します。

また、地域包括支援センターの運営に関することは、「伊万里市地域包括支援センター運営協議会」、その他、地域密着型サービスの運営に関することは、「伊万里市地域密着型サービス運営委員会」において評価します。

(2) 計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価

本計画を着実に推進していくため、計画における数値目標や取組の進捗状況について、年1回以上の点検・評価を行います。実施状況や地域の実情に応じた取組の改善を検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1. 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱

(目的)

第1条この要綱は、老人福祉法第20条の8の規定による「伊万里市高齢者福祉計画」並びに介護保険法第117条の規定による「伊万里市介護保険事業計画」(以下「伊万里市高齢者福祉計画等」という。)の策定(以下(計画策定といふ。))に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条計画策定に関する事務を推進するため、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者14人以内
- (2) 被保険者を代表する者7人以内
- (3) 行政関係者3人以内

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員長の責務等)

第3条委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条委員会は、委員長が召集する。

(任期)

第5条委員会の委員の任期については、計画策定が完了するまでとする。

(庶務)

第6条委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第7条この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

2. 伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会 委員名簿

番号	区分	団体名	氏名
1	医療関係者	一般社団法人伊万里・有田地区医師会 副会長	◎西田 博之
2	医療関係者	伊万里・有田地区歯科医師会 専務理事	福田 浩司
3	医療関係者	伊万里有田薬剤師会 会長	岡村 優治
4	保健関係者	伊万里保健福祉事務所 所長	野田 英雄
5	介護保険事業者	社会福祉法人 花心会 事務部長	石橋 沙永子
6	介護保険事業者	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム長生園 園長	吉富 達夫
7	介護保険事業者	社会福祉法人 伊万里敬愛会 居宅介護支援事業所 敬愛園 介護支援専門員	井本 木綿子
8	介護保険事業者	社会福祉法人 鶴丸会 グループホームユートピア 管理者	田代 大気
9	介護保険事業者	医療法人 光仁会 介護老人保健施設 西光苑 事務長	樋口 留理子
10	介護保険事業者	社会医療法人 謙仁会 在宅ケアサポートセンター センター長	松尾 圭志
11	民生児童委員	伊万里市民生委員・児童委員協議会 副会長	田中 健一
12	社会福祉協議会	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会 事務局長	中野 大成
13	被保険者代表	伊万里市老人クラブ連合会 会長	○平田 駿一郎
14	被保険者代表	伊万里市区長会連合会 理事	岡田 政昭
15	被保険者代表	いまり女性ネットワーク 会員	米岡 初代
16	被保険者代表	連合佐賀北部地域協議会 事務局次長	松山 博輝
17	被保険者代表	伊万里地区認知症の人とその家族の会「ひまわり会」 世話人	松尾 真弓
18	被保険者代表	市民公募委員	山口 昭徳
19	被保険者代表	市民公募委員	永益 克子
20	行政関係者	伊万里市 副市長	桑本 成司

◎委員長 ○副委員長

任期：令和5（2023）年7月26日～令和6（2024）年3月31日（計画策定完了時）

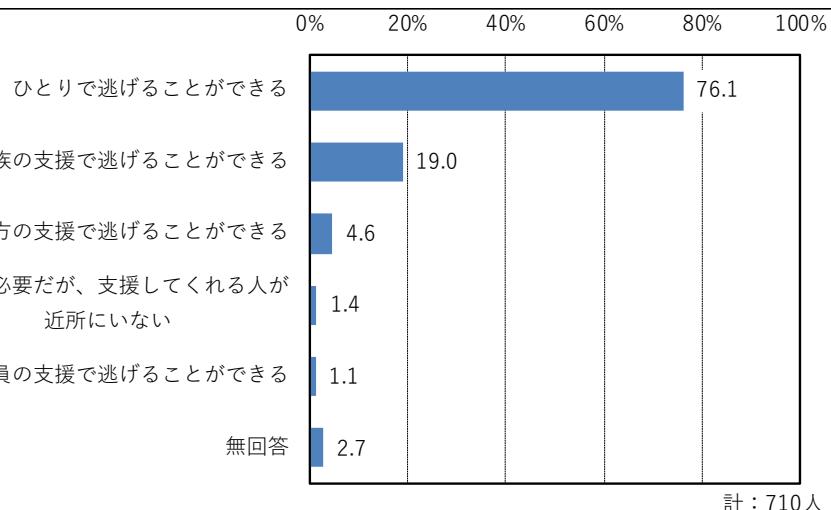
3. 計画の策定経緯

開催数	開催（実施）日	内容
	令和 4 年 10 月 1 日～ 令和 4 年 10 月 31 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施
第 1 回	令和 5 年 7 月 26 日（水）	(1) 伊万里市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定の概要について (2) 介護保険制度改革改正の概要について (3) 伊万里市介護保険事業実績レポートについて (4) 今後のスケジュールについて
第 2 回	令和 5 年 9 月 28 日（木）	(1) 伊万里市第 5 次高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画進捗状況 (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査（結果概要） (3) 伊万里市第 6 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画における計画体系（案）
第 3 回	令和 5 年 11 月 2 日（木）	(1) 伊万里市第 6 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画【骨子案】 ①計画策定の趣旨 ②日常生活圏域の設定 ③高齢者施策の将来ビジョン ④高齢者福祉施策の推進 (2) 介護保険料の考え方
第 4 回	令和 5 年 11 月 30 日（木）	(1) 伊万里市第 6 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画【骨子案】 ①高齢者福祉施策の推進について ②高齢者の将来推計について ③介護保険事業の推進について ④計画の推進のために (2) パブリックコメントについて
第 5 回	令和 6 年 1 月 25 日（木）	(1) 第 1 号被保険者の介護保険料について

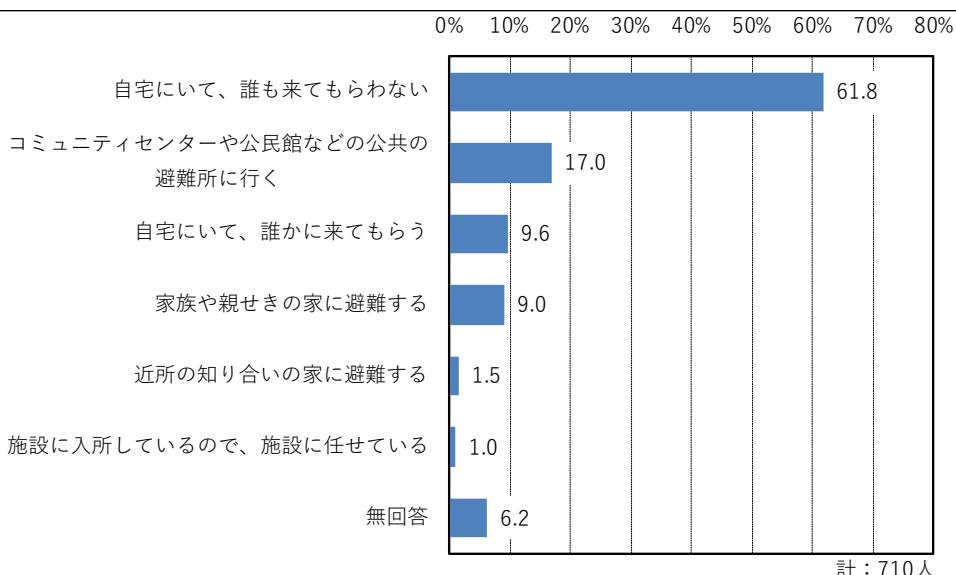
4. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（独自調査項目）

令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、本市独自の調査項目を追加し、調査を実施しました。本項目については、今後も継続的に調査していくことで課題の抽出に努め、高齢者施策への反映を目指します。

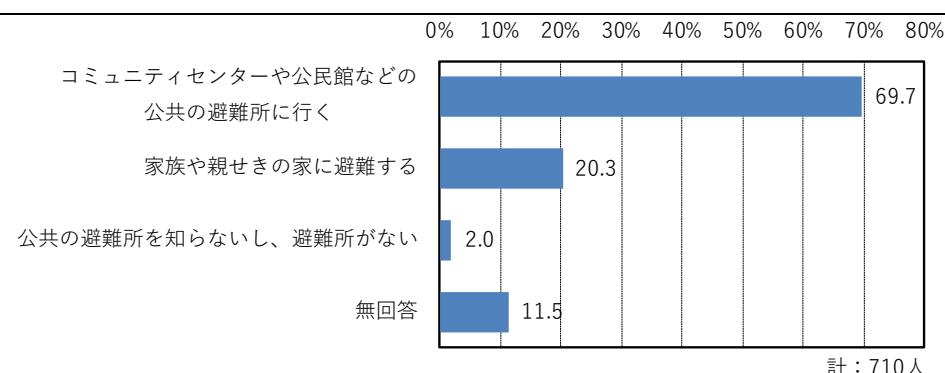
火災等が起きた場合、どのように避難しますか



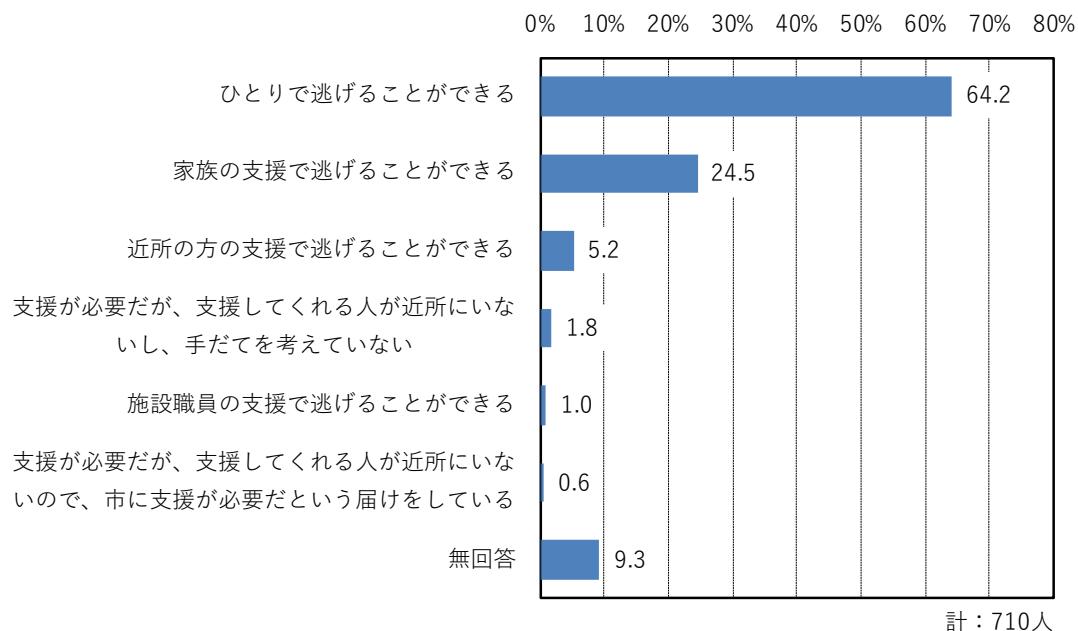
台風が近づいてきた場合、どのように対応しますか



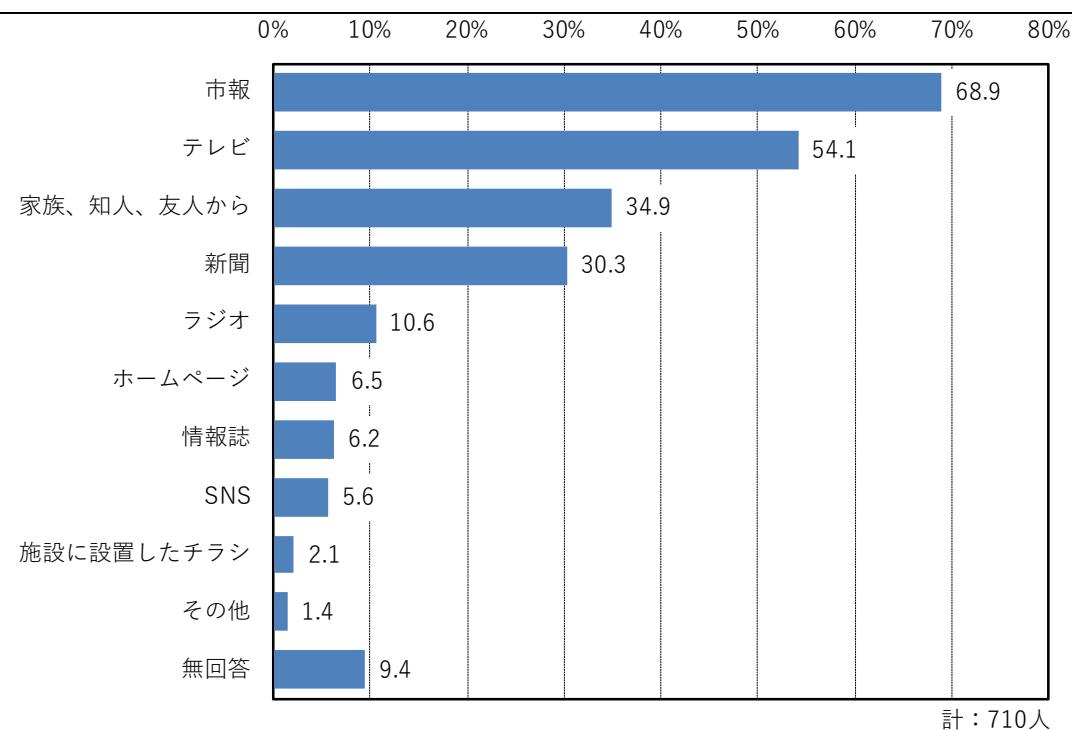
台風などの災害で、避難が必要な場合どこに避難しますか



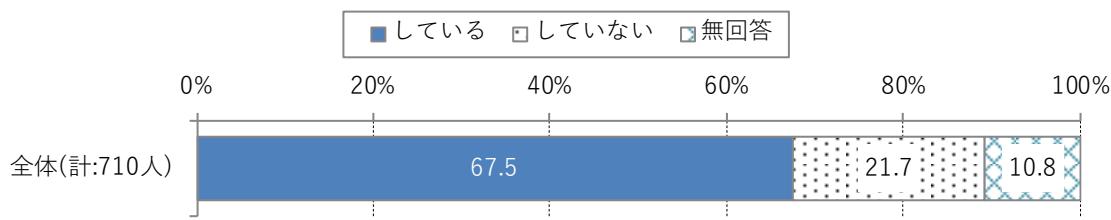
台風などの災害で、避難が必要な場合、どのように避難しますか



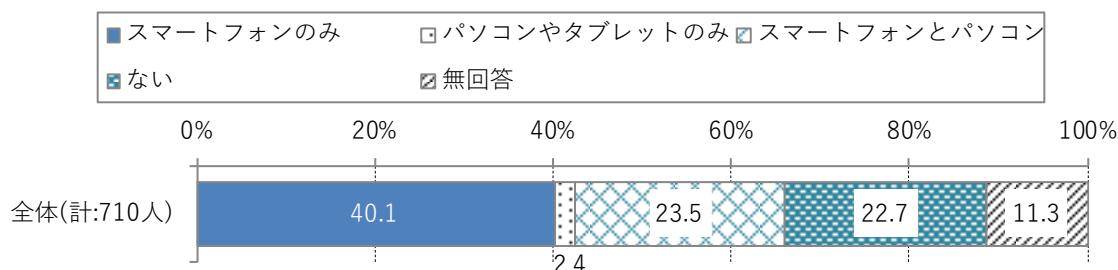
市の高齢者向けサービスの情報をどの媒体で知りますか



伊万里市の緊急速報メール（防災ネットあんあん）を受信できるようにしていますか



身近なところでネット環境は整っていますか

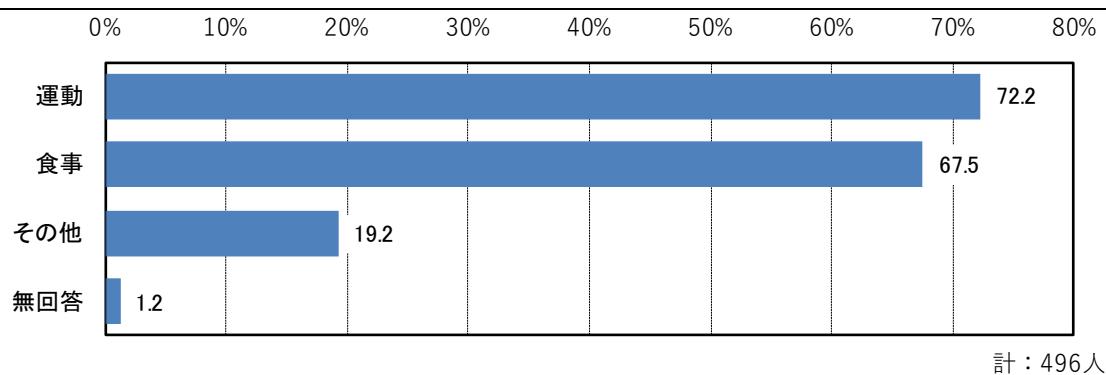


認知症や介護が必要な状況にならないように心掛けていることはありますか



どのようなことを心がけていますか

【認知症や介護が必要な状況にならないように心掛けていることがあると答えた方のみ】



伊万里市
第 6 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画

令和 6 年 3 月

編集・発行 伊万里市 健康福祉部 長寿社会課
〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1
TEL : 0955-23-2154
FAX : 0955-22-7844



iMAR!